

官報

号外 平成二十二年十一月二十五日

○第百七十六回 衆議院会議録 第十一号

平成二十二年十一月二十五日(木曜日)

議事日程 第十一号

平成二十二年十一月二十五日

午後一時開議

第一 環境影響評価法の一部を改正する法律案

(第百七十四回国会、内閣提出、参議院送付)

第二 裁判所法の一部を改正する法律案(法務委員長提出)

第三 展覧会における美術品損害の補償に関する法律案(内閣提出)

○本日の会議に付した案件

日程第一 環境影響評価法の一部を改正する法律案(第百七十四回国会、内閣提出、参議院送付)

日程第二 裁判所法の一部を改正する法律案(法務委員長提出)

日程第三 展覧会における美術品損害の補償に関する法律案(内閣提出)

○議長(横路孝弘君) これより会議を開きます。

午後一時二分開議

日程第一 環境影響評価法の一部を改正する法律案(第百七十四回国会、内閣提出、参議院送付)

○議長(横路孝弘君) 日程第一、環境影響評価法の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。環境委員長小沢鋭仁君。

環境影響評価法の一部を改正する法律案及び同報告書

(本号末尾に掲載)

(小沢鋭仁君登壇)

○小沢鋭仁君 たいま議題となりました法律案につきまして、環境委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、環境影響評価法の施行後の状況の変化及び同法の施行を通じて明らかになった課題等に対応するため、第一種事業を実施しようとする者は、方法書手続の実施前に、事業計画の立案段階

における環境影響評価を実施し、その結果を記した計画段階環境配慮書を作成しなければならないものとする等、措置を講じようとするものでございます。

本案は、第百七十四回国会に提出され、去る四月二十一日、参議院において可決の上、本院に送付され、継続審査となっていたものであります。

今国会においては、去る十一月五日松本環境大臣から提案理由の説明を聴取し、十二日質疑に入り、十六日参考人から意見を聴取いたしました。

十九日、政府に対し質疑を行い、質疑終了後、直ちに採決いたしましたところ、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

なお、本案に対し附帯決議が付されましたことを申し添えます。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(横路孝弘君) 御異議なしと認めます。

日程第二 裁判所法の一部を改正する法律案(法務委員長提出)

○議長(横路孝弘君) 日程第二、裁判所法の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の趣旨弁明を許します。法務委員長奥田建君。

裁判所法の一部を改正する法律案

(本号末尾に掲載)

(奥田建君登壇)

○奥田建君 たいま議題となりました法律案につきまして、提案の趣旨及び内容を説明いたします。

本案は、平成二十三年十月三十一日までの間、暫定的に、司法修習生がその修習に専念することを確保するための資金を国が貸与する制度を停止し、司法修習生に対し給与を支給する制度とするものであります。

本案は、昨日の法務委員会において、内閣の意見を聴取した後、全会一致をもって委員会提出の法律案とすることに決したものであります。

なお、本案に関する決議が行われたことを申し上げます。

何とぞ、御審議の上、速やかに御可決くださいますようお願い申し上げます。(拍手)

○議長(横路孝弘君) 採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(横路孝弘君) 起立多数。よって、本案は可決いたしました。

日程第三 展覧会における美術品損害の補償に関する法律案(内閣提出)

○議長(横路孝弘君) 日程第三、展覧会における美術品損害の補償に関する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。文部科学委員長田中真紀子さん。

展覧会における美術品損害の補償に関する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔田中真紀子君登壇〕

○田中真紀子君 ただいま議題となりました法律案につきまして、文部科学委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、国民が美術品を鑑賞する機会の拡大に資する展覧会の開催を支援するため、その主催者が展覧会のために借り受けた美術品に損害が生じた場合に、政府が当該損害を補償する制度を創設しようとするものであり、その主な内容は、次のとおりであります。

第一に、政府は、展覧会的主催者を相手方として、展覧会のために借り受けた美術品に損害が生

じた場合に、その美術品の所有者に対して損害を補償する契約を締結することができること。

第二に、美術品の損害額について、その一定額までは主催者が負担し、それを超える額を政府が補償することとし、その際、政府が補償する金額の上限についても定めること。

第三に、補償契約の締結の限度額は、毎年度の国会の議決を経て決定すること。

このほか、展覧会及び展覧会の主催者の要件、美術品の取り扱いに関する基準の遵守等の所要の規定の整備を行うことであります。

本案は、十一月十六日本委員会に付託され、翌十七日、高木文部科学大臣から提案理由の説明を聴取した後、質疑に入りました。昨二十四日、さらに質疑を行い、質疑終了後、民主党・無所属クラブ、自由民主党・無所属の会、公明党及び日本共産党の四派共同提案により、政府が補償契約を締結する場合の規定に、博物館法に規定する博物館または博物館相当施設における展覧会の開催に資するものとなるよう配慮すること等を内容とする修正案が提出され、趣旨の説明を聴取いたしました。

次いで、採決の結果、修正案は全会一致、修正部分を除く原案も全会一致をもって可決され、本案は修正議決すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(横路孝弘君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は修正であります。本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(横路孝弘君) 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり修正議決いたしました。

○小宮山泰子君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

内閣提出、放送法等の一部を改正する法律案、高度テレビジョン放送施設整備促進臨時措置法の一部を改正する法律案、右両案を一括議題とし、委員長の報告を求め、その審議を進められることを望みます。

○議長(横路孝弘君) 小宮山泰子さんの動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(横路孝弘君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加されました。

放送法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

高度テレビジョン放送施設整備促進臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(横路孝弘君) 放送法等の一部を改正する法律案、高度テレビジョン放送施設整備促進臨時措置法の一部を改正する法律案、右両案を一括して議題といたします。

委員長の報告を求めます。総務委員長原口一博君。

放送法等の一部を改正する法律案及び同報告書
高度テレビジョン放送施設整備促進臨時措置法の一部を改正する法律案及び同報告書
〔本号末尾に掲載〕

〔原口一博君登壇〕

○原口一博君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、総務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

両法律案のうち、まず、放送法等の一部を改正する法律案は、通信・放送分野におけるデジタル化の進展に対応した規制の整理合理化を図るため、放送法、電波法及び電気通信事業法について、各種の放送形態に対する規制を統合するとともに、無線局の免許及び放送業務の認定の制度を弾力化する等所要の改正を行おうとするものであります。

次に、高度テレビジョン放送施設整備促進臨時措置法の一部を改正する法律案は、デジタルテレビジョン放送の送信設備等の整備を引き続き促進するため、平成二十二年十二月三十一日までとされている廃止期限を、平成二十七年三月三十一日まで延長しようとするものであります。

両法律案は、昨二十四日本委員会に付託され、本日、片山総務大臣から提案理由の説明を聴取し、続いて、放送法等一部改正案に対する民主党・無所属クラブ、自由民主党・無所属の会、公明党、社会民主党・市民連合及びみんなの党の五党派共同の修正案について、提出者から趣旨の説明を聴取いたしました。

本修正案は、日本放送協会の経営委員会の構成等に関する修正、いわゆるクロスメディア所有規制に関する検討条項の削除及び日本放送協会の役員に係る欠格事由のあり方に関する検討条項の新設を内容とするもので、各党間の真摯かつ精力的な修正協議により取りまとめられたものであることを申し添えます。

次いで、質疑、討論を行い、順次採決いたしましたところ、まず、放送法等一部改正案について、修正案は全会一致、修正部分を除く原案は賛成多数をもって可決され、修正議決すべきものと決しました。

次に、高度テレビジョン放送施設整備法一部改正案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(横路孝弘君) これより採決に入ります。

まず、放送法等の一部を改正する法律案につき採決いたします。

本案の委員長の報告は修正であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(横路孝弘君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり修正議決いたしました。

次に、高度テレビジョン放送施設整備促進臨時措置法の一部を改正する法律案につき採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(横路孝弘君) 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(横路孝弘君) 本日は、これにて散会いたします。

午後一時十五分散会

出席国務大臣

総務大臣	片山善博君
法務大臣	仙谷由人君
文部科学大臣	高木義明君
環境大臣	松本龍君

○議長の報告

(報告書受領)

一、去る十九日、内閣から次の報告書を受領した。

国の債権の管理等に関する法律第四十条の規定による平成二十一年度国の債権の現在額総報告
物品管理法第三十八条の規定による平成二十一年度物品増減及び現在額総報告
一、去る十九日、内閣を経由して文部科学大臣高木義明君から、次の報告書を受領した。

独立行政法人日本学術振興会法附則第二条の七第二項の規定に基づく独立行政法人日本学術振興

興会平成二十一年度先端研究助成業務及び研究者海外派遣業務に関する報告書及び同報告書に付する文部科学大臣の意見

スポーツ振興投票の実施等に関する法律第三十条第二項の規定に基づく独立行政法人日本スポーツ振興センター平成二十一年度スポーツ振興投票に係る収益の使途に関する報告書及び同報告書に付する文部科学大臣の意見

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、去る十八日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任

浅尾慶一郎君

山内康一君

山内康一郎君

浅尾慶一郎君

補欠

内閣委員

辞任

福島伸享君

浜本宏君

福島伸享君

補欠

国土交通委員

辞任

石関貴史君

谷田川元君

小山展弘君

道休誠一郎君

谷田川元君

一、昨二十四日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

法務委員

辞任

小宮山泰子君

中島政希君

湯原俊二君

棚橋泰文君

森英介君

笠原多見子君

小室寿明君

小山展弘君

井上信治君

三ッ矢憲生君

奥村展三君

金森正君

川口浩君

瑞慶覧長敏君

田村謙治君

高野守君

土肥隆一君

古屋圭司君

高色勉君

石森久嗣君

岡田康裕君

桑原功君

小林正枝君

高藤やすのり君

高井崇志君

高井崇志君

田村謙治君

補欠

笠原多見子君

小山展弘君

小室寿明君

三ッ矢憲生君

井上信治君

小宮山泰子君

湯原俊二君

中島政希君

森英介君

棚橋泰文君

奥村展三君

金森正君

石森久嗣君

野田国義君

高色勉君

桑原功君

岡田康裕君

伊東良孝君

高井崇志君

川口浩君

土肥隆一君

高野守君

金森正君

奥村展三君

田村謙治君

補欠

高藤やすのり君

小林正枝君

石森久嗣君

野田国義君

高色勉君

桑原功君

岡田康裕君

伊東良孝君

高井崇志君

川口浩君

土肥隆一君

高野守君

金森正君

奥村展三君

田村謙治君

野田 国義君 瑞慶覧長敏君
伊東 良孝君 古屋 圭司君
厚生労働委員 補欠

小宮山洋子君 工藤 仁美君
三宅 雪子君 石田 三示君
宮崎 岳志君 福島 伸亨君
棚橋 泰文君 北村 茂男君
江田 憲司君 柿澤 未途君
石田 三示君 三宅 雪子君
工藤 仁美君 小宮山洋子君
福島 伸亨君 宮崎 岳志君
北村 茂男君 棚橋 泰文君
柿澤 未途君 江田 憲司君

(議案提出)

一、去る十八日、委員長から提出した議案は次のとおりである。

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(議院運営委員長提出)
国会議員の秘書の給与等に関する法律等の一部を改正する法律案(議院運営委員長提出)

国会議員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案(議院運営委員長提出)

国会職員法のの一部を改正する法律案(議院運営委員長提出)

一、去る十九日、内閣から提出した議案は次のとおりである。

平成二十一年度一般会計歳入歳出決算
平成二十一年度特別会計歳入歳出決算
平成二十一年度国税収納金整理資金受払計算書
平成二十一年度政府関係機関決算書

平成二十一年度国有財産増減及び現在額総計算書

平成二十一年度国有財産無償貸付状況総計算書
一、昨二十四日、委員長及び議員から提出した議案は次のとおりである。

海外の美術品等の我が国における公開の促進に関する法律案(古屋圭司君外四名提出)
裁判所法の一部を改正する法律案(法務委員長提出)

(議案受領)

一、昨二十四日、予備審査のため参議院から送付された次の議案を受領した。

子宮頸がん予防措置の実施の推進に関する法律案

郵政民営化の確実な推進のための日本郵政株式会社、郵便貯金銀行及び郵便保険会社の株式の処分の停止等に関する法律を廃止する等の法律案
日本銀行法の一部を改正する法律案

(議案付託)

一、昨二十四日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

高度テレビジョン放送施設整備促進臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第六号)
放送法等の一部を改正する法律案(内閣提出第七号)

以上二件 総務委員会 付託

(議案送付)

一、去る十八日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律案(厚生労働委員長提出)

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(議院運営委員長提出)
国会議員の秘書の給与等に関する法律等の一部を改正する法律案(議院運営委員長提出)

国会議員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案(議院運営委員長提出)

国会職員法のの一部を改正する法律案(議院運営委員長提出)

一、去る十八日、参議院に送付した本院提出案は次のとおりである。

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律案
国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案
国会議員の秘書の給与等に関する法律等の一部を改正する法律案
国会議員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案

国会職員法のの一部を改正する法律案

一、去る十八日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

防衛省の職員の給与等に関する法律等の一部を改正する法律案

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案
特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案
国家公務員の育児休業等に関する法律等の一部を改正する法律案

裁判官の報酬等に関する法律等の一部を改正する法律案
検察官の俸給等に関する法律等の一部を改正する法律案

国民年金及び企業年金等による高齢期における所得の確保を支援するための国民年金法等の一部を改正する法律案(第七十四回国会内閣提出、本院継続審査)

(質問書提出)

一、去る十八日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

尖閣諸島沖の日本領海内で起きた中国漁船と海上保安庁巡視船の衝突事件を巡る政府の対応に関する再質問主意書(浅野貴博君提出)

自動車関連税に関する質問主意書(木村太郎君提出)

一、去る十九日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

労働行政における労災認定に関する質問主意書(阿部知子君提出)

森林・林業再生に関する質問主意書(木村太郎君提出)

子ども手当の経済効果に関する質問主意書(橘慶一郎君提出)

法務大臣の答弁のあり方に関する質問主意書(浅野貴博君提出)

一、去る二十二日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

原子燃料サイクル事業推進特別対策事業の充実・拡充に関する質問主意書(木村太郎君提出)

平成二十二年度高速道路無料化社会実験に関する質問主意書(秋葉賢也君提出)

事業仕分けに関する質問主意書(山口俊一君提出)

二〇一〇年十一月十三日に開催された日口外相会談における北方領土問題に係るロシア外相の発言に関する質問主意書(浅野貴博君提出)

中国国内における反日デモにより邦人が被った損害に係る政府の対応等に関する質問主意書(浅野貴博君提出)

刑事訴訟法第四百七十四条に関する質問主意書(阿部知子君提出)

一、昨二十四日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

脳脊髄液減少症の診断・治療の確立の研究促進に関する質問主意書(赤嶺政賢君提出)

国道一〇一号線の整備に関する質問主意書(木村太郎君提出)

国の核燃料サイクル協議会に関する質問主意書(木村太郎君提出)

北朝鮮のウラン濃縮問題において六ヶ所村の遠心分離機をモデルにしたと北朝鮮が語ったことに関する質問主意書(木村太郎君提出)

竹島問題に対する菅直人内閣の認識に関する質問主意書(浅野貴博君提出)

自国民がノーベル平和賞を受賞したことに係る中国政府による各国政府への圧力に対する政府の見解等に関する再質問主意書(浅野貴博君提出)

一、去る十九日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員木村太郎君提出「農業・生産の源泉たる農業農村整備事業に関する質問に対する答弁書」

衆議院議員浅野貴博君提出「尖閣諸島沖における衝突事件発生後の政府による邦人保護に関する第三回質問に対する答弁書」

衆議院議員浅野貴博君提出「被疑者自身による取調べの可視化の要請に関する第三回質問に対する答弁書」

衆議院議員木村太郎君提出「中国との「戦略的互恵関係」に関する質問に対する答弁書」

衆議院議員浅野貴博君提出「検察庁における調査活動費の裏金流用疑惑に対する菅直人内閣総理大臣の見解に関する再質問に対する答弁書」

衆議院議員浅野貴博君提出「自国民がノーベル平和賞を受賞したことに係る中国政府による各国政府への圧力に対する政府の見解等に関する質問に対する答弁書」

衆議院議員江田憲司君提出「事業仕分け」の政府部内における位置づけ等に関する質問に対する答弁書

衆議院議員江田憲司君提出「公益法人の「隠れ報酬」の調査に関する質問に対する答弁書」

衆議院議員木村太郎君提出「障がい者雇用に関する質問に対する答弁書」

衆議院議員佐藤勉君提出「尖閣諸島沖における中国漁船衝突事件の映像記録に関する質問に対する答弁書」

衆議院議員山口俊一君提出「平成二十二年十一月九日の衆議院予算委員会における片山善博総務大臣の答弁に関する質問に対する答弁書」

平成二十二年十一月九日提出
質問 第一四三号
農業・生産の源泉たる農業農村整備事業に関する質問主意書

提出者 木村 太郎

一 国営平川二期地区、「国営十三湖二期地区」においても新規採択に向けて強い要望がある。それぞ

れ堰や水利施設の劣化・老朽化が激しく、常に災害の危険に晒されている。農業農村整備事業は、食料を安定的に供給するための農業生産基盤を整備するだけではなく、治水等の多面的な機能を維持する上において不可欠なものであり、農家の皆さんの営農・生産の源泉であると考え

従って、次の事項について質問する。

一 国の本年度予算において、農業基盤整備のための土地改良予算をはじめ、担い手育成予算なども大幅に減額されているが、それらを戸別所得補償の財源確保のために充当したのか、管内閣の明確な回答を求む。

二 平成二十三年予算概算要求では、本事業予算は平成二十二年比十七・八%増の二千五百八億円としている。本事業の着実な推進に資するため、農家のみなさんの要望を踏まえ、平成二十三年予算は、大幅増額すべきと考え

が、管内閣の見解如何。

本年予算において、農業農村整備事業費は、戸別所得補償モデル対策の財源を確保するために六割削減されたと認識しているが、答弁書による

三 我が青森県における「国営岩木川左岸農業水利事業」は平成二十四年度までに工事完成を予定しているが、予定通り所要額を確保できるのか、管内閣の見解如何。

四 三に関連し、国が調査中である「国営平川二期地区」、「国営十三湖二期地区」においては、いつ新規採択するのか、管内閣の見解如何。

五 欧米先進国を見ても、不況時における公共事業は必要不可欠なものと考えるが、管内閣の見解如何。

六 国営事業等の調査・計画及び実施に当たって、地場産業育成、地産地消の観点からも、地元企業の積極的な活用を推進すべきと考えるが、管内閣の見解如何。

内閣衆質一七六第一四三号

平成二十二年十一月十九日

内閣総理大臣 菅 直人

衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員木村太郎君提出「農業・生産の源泉たる農業農村整備事業に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。」

〔別紙〕

衆議院議員木村太郎君提出「農業・生産の源泉たる農業農村整備事業に関する質問に対する答弁書」

一について

先の答弁書（平成二十二年六月十五日内閣衆質一七四第五四四号）一についてで答えたのとおりである。

二について

お尋ねの「大幅増額すべき」の意味するところが必ずしも明らかではないが、農林水産省としては、農業農村整備事業について、我が国の農業生産力を支える役割を果たせるよう、重点的かつ効率的な推進に努めており、平成二十三年年度予算概算要求において、関連予算を含め対前年度比約十七・八パーセント増の約二千五百八億円を計上している。

三について

国営岩木川左岸土地改良事業の完了年度については、各年度の予算額等により変動するものであるため、確定的にお答えすることは困難である。本事業の平成二十三年以降の予算については、各年度の予算編成過程において、事業効果の発現見通し、地元要望等を踏まえ、検討してまいりたい。

四について

御指摘の二地区における土地改良事業の採択については、それぞれ、国による調査及び地元土地改良区、関係市町村、青森県等との調整の結果を踏まえつつ、各年度の予算編成過程において検討することとなるため、時期をお答えすることは困難である。

五について

公共事業の一つである農業農村整備事業については、地域経済の活性化に資するものと認識しており、「円高・デフレ対応のための緊急総合経済対策」（平成二十二年十月八日閣議決定）の実施のための平成二十二年第一次補正予算においても約二百七十九億円を計上している。

六について

国営土地改良事業の調査、計画及び実施に当たっては、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和四十一年法律第九十七号）第四条第一項の規定により作成した「平成二十二年中小企業者に関する国等の契約の方針」（平成二十二年六月十八日閣議決定）に従い、地域の中小企業者の受注機会の増大を図っているところである。

平成二十二年十一月九日提出
質問 第一四五号

尖閣諸島沖における衝突事件発生後の政府による邦人保護に関する第三回質問主意書

提出者 浅野 貴博

尖閣諸島沖における衝突事件発生後の政府による邦人保護に関する第三回質問主意書
本年九月七日、尖閣諸島周辺に侵入した中国漁船が、我が国の海上保安庁巡視船に衝突する事件（以下、「衝突事件」という。）が起きた。右を受け、同月八日、石垣海上保安部は同漁船の詹其雄船長を公務執行妨害の容疑で逮捕した。「衝突事件」に関連し、中国の四川省成都等の都市で十月十六日に大規模な抗議デモが起きた。またそれが飛び火し、翌十七日には同省の綿陽市で日本車が壊され、邦人が経営する店舗が襲われる事態が発生している。右と「前回答弁書」（内閣衆質一七六第七二号）を踏まえ、再度質問する。

一 前回質問主意書で、外務省として、今回の抗議デモとそれ以前のデモも含め、邦人企業が受

けた被害は金額で換算するといくらになるか把握しているか、政府、特に外務省として、中国政府に対し、今回のデモで邦人が被った被害の全額賠償並びに破壊活動を行った者の逮捕、そして謝罪を求めるべきでないかと問うたところ、「前回答弁書」では「今般の抗議活動により中国国内で邦人又は日系企業が被った損害については、情報収集に鋭意努めているが、損害の救済は、中国側が中国国内法に従って行うべきものであり、被害に遭われた邦人又は日系企業からの要望がある場合には、政府としても適切に対応していく考えである。」との答弁がなされている。現時点において、政府、特に外務省として、今回のデモにより邦人が被った被害は、総額いくらに上ると認識しているか明らかにされたい。

二 政府、特に外務省として、これまで中国国内の邦人または日系企業より、今回の反日デモにより被害を受けたことについて、一の「前回答弁書」にある要望を受けているか。

三 二で、受けているなら、これまで何件の要望がなされているのか明らかにされたい。

四 本年十一月十三日より、横浜市でアジア太平洋経済協力（APEC）が開催される。その際に、政府、特に外務省として、日中首脳会談を開催する考えはあるか。また、開催に向け、中国側と交渉を行っているか。

五 四で、日中首脳会談が開催されるのなら、菅直人内閣総理大臣として、その際に今回の反日デモにより邦人並びに日系企業が被った被害に

つき、中国側に損害の救済並びに明確な謝罪を温家宝首相に対して求めるべきであると考えるが、菅総理の見解如何。

六 前回質問主意書で、政府、特に外務省として、丹羽宇一郎在中国日本国大使を本国に召還する、また一時帰国させ、今回の抗議デモについて詳細な事情を聞く考えはあるかと問うたところ、「前回答弁書」では「引き続き、事態の推移を見極めつつ、適切に対処していく考えである。」との答弁がなされている。現時点において、政府、特に外務省として、右につきどのような見解を有しているのか明らかにされたい。右質問する。

内閣衆質一七六第一四五号

平成二十二年十一月十九日

内閣総理大臣 菅 直人

衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員浅野貴博君提出尖閣諸島沖における衝突事件発生後の政府による邦人保護に関する第三回質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員浅野貴博君提出尖閣諸島沖における衝突事件発生後の政府による邦人保護に関する第三回質問に対する答弁書

一から三までについて

御指摘の抗議活動により中国国内で邦人又は日系企業が被った損害の金額及びその救済に係る要望については、被害に遭われた邦人又は日系企業との関係もあり、その詳細について明らかにすることは差し控えたい。

四について

アジア太平洋経済協力(APEC)首脳会議の機会をとらえ、本年十一月十三日、日中首脳会談が行われた。

五について

御指摘の抗議活動により中国国内で邦人又は日系企業が被った損害の救済は、中国側が中国国内法に従って行うべきものであり、被害に遭われた邦人又は日系企業からの要望がある場合には、政府としても適切に対応していく考えである。

六について

先の答弁書(平成二十二年十月二十九日内閣衆質一七六第七二号)九についてでお答えしたとおりである。

平成二十二年十一月九日提出
質問 第一四六号

被疑者自身による取調べの可視化の要請に関する第三回質問主意書

提出者 浅野 貴博

被疑者自身による取調べの可視化の要請に関する第三回質問主意書

関する第三回質問主意書

「前回答弁書」(内閣衆質一七六第七三号)及び「前々回答弁書」(内閣衆質一七六第四二二号)を踏まえ、再度質問する。

一 現在、検察庁、警察庁においても、取調べの一部を録音、録画する可視化措置(以下、「可視化措置」とする。)が実施されていると承知す

る。前々回質問主意書で、「可視化措置」に関連し、一般にその対象外の取調べの過程において、被疑者よりその様子を録音、録画して可視化することの依頼があった場合、それは認められるか、認められるならば、その法的根拠は何か、または認められないならば、その法的根拠は何かと問うたところ、「前々回答弁書」では「御指摘の場合において、録音・録画を実施するかどうかは、取調べを行う検察官又は司法警察職員において、取調べの機能を損なうおそれ、関係者の名誉及びプライバシーの侵害、罪証隠滅のおそれ等を考慮し、事案に応じて、適切に判断しているものと承知している。」との答弁がなされている。右答弁を受け、前回質問主意書で、被疑者より「可視化措置」の対象外の過程における可視化の依頼があったとしても、それに応じるかどうかは、検察官または司法警察職員の裁量に任されているということか、またそうであるならば、それは右の者の恣意的判断によつて取調べのあり方が決められるということであり、事件の真相解明を妨げることにもつながりかねないのではないかと問うたところ、「前回答弁書」では「御指摘の依頼があった場合において、御指摘の録音・録画を実施するかどうかは、取調べを行う検察官又は司法警察職員において、事案に応じて、適切に判断しているものと承知している。」との答弁がなされている。

二 一の考慮及び判断には、どれだけの客観性が担保されているのか。検察官及び司法警察職員の都合により、恣意的に判断されることはないのか。

三 「前回答弁書」では、「可視化措置」の対象外の過程を可視化することにつき、それを禁じる法令はないことが明らかにされている。禁じる法令がないのなら、検察官及び司法警察職員が「可視化措置」の対象外の過程を可視化することを拒む法的根拠もないことになる。被疑者の側から可視化の要望があった場合、検察官及び司法警察職員の判断のみをもって、それを行うか否かを判断できるというのでは、被疑者にとって不利な状況であることには変わらなず、無実の罪を生む温床となり、事件の真相解明を阻害することになり得るのではないか。政府の見解如何。

四 政府として、現時点における「可視化措置」の対象外の過程における可視化実施の可否につき、検察官及び司法警察職員による恣意的判断にゆだねるのではなく、例えば被疑者の側から申し出があった場合は、例外なくそれを認め可視化を実施する、または可視化の実施を許さないのなら、それはどのような場合によるのか、というようにはっきりとした基準を定め、明確な仕組みをつくるべきではないのか。右質問する。

内閣衆質一七六第一四六号
平成二十二年十一月十九日

内閣総理大臣 菅 直人
衆議院議長 横路 孝弘殿
衆議院議員浅野貴博君提出被疑者自身による取調への可視化の要請に関する第三回質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員浅野貴博君提出被疑者自身による取調への可視化の要請に関する第三回質問に対する答弁書

一から四までについて

刑事訴訟法(昭和二十三年法律第百三十一号)第一条には、「刑事事件につき、公共の福祉の維持と個人の基本的人權の保障とを全うしつつ、事案の真相を明らかにし、刑罰法令を適正且つ迅速に適用実現することを目的とする」と規定されているところ、取調べを行う検察官又は司法警察職員においては、この目的に従い、御指摘の録音・録画を実施するか否かについて、も、事案に応じて、適切に判断等を行っているものと承知している。

平成二十二年十一月十日提出
質問 第一四七号

中国との「戦略的互恵関係」に関する質問主意書

提出者 木村 太郎

中国との「戦略的互恵関係」に関する質問主意書

我が国固有の領土である尖閣諸島沖で発生した

中国漁船による体当たり事件では、菅民党政権の不適切な対応により、著しく国益が損なわれた。また、海上保安庁の巡視船に中国漁船が衝突してきたビデオ映像が、ネット上に流され、国民は菅民党政権に対し、大きな憤りを感じており誠に遺憾なことである。

菅総理は、我が国と中国との関係について「戦略的互恵関係」を深める努力が必要と、度々主張しているが、意味が不明瞭であり、国民に分かりやすく説明する必要があると考える。

従つて、次の事項について質問する。

一 「戦略的互恵関係」と菅総理は主張しているが、その「戦略的」とは、具体的にどのような戦略のことなのか。

二 「戦略的互恵関係」と菅総理は主張しているが、「互恵関係」とは、具体的にどのような関係なのか。

三 国民の生命と財産を守ることが国家の最大の責務と考える。菅民党政権は、国益よりも外交の配慮を重要視していると思うが、いかがか。

四 中国漁船体当たり事件や、ロシア大統領が旧ソ連・ロシア最高指導者としては初めて我が国固有の領土である北方領土を訪問した件にしても、菅民党政権は、毅然とした態度を示して対応を示していない。菅民党政権として、毅然とした態度そして対応とは、具体的にどのような捉えているのか。

内閣衆質一七六第一四七号
平成二十二年十一月十九日

内閣総理大臣 菅 直人
衆議院議長 横路 孝弘殿
衆議院議員木村太郎君提出中国との「戦略的互恵関係」に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員木村太郎君提出中国との「戦略的互恵関係」に関する質問に対する答弁書

一及び二について

日中両国が、アジア及び世界の平和、安定及び発展に対して共に建設的な貢献を行うことが、新たな時代において両国に与えられた厳粛な責任である。「戦略的互恵関係」とは、このような認識の下、日中両国が、将来にわたり、二国間、地域、国際社会等様々なレベルにおける互恵協力を全面的に発展させ、両国、アジア及び世界のために共に貢献し、その中で互いに利益を得て共通利益を拡大し、それによって、両国関係を新たな高みへと発展させていくということである。

三について

お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、政府としては、国益の確保のための外交を展開していると考えている。

四について

お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、政府としては、引き続き主体的で能動的な外交を展開していく考えである。

平成二十二年十一月十日提出
質問 第一四八号

検察庁における調査活動費の裏金流用疑惑に対する菅直人内閣総理大臣の見解に関する再質問主意書

提出者 浅野 貴博

検察庁における調査活動費の裏金流用疑惑に対する菅直人内閣総理大臣の見解に関する再質問主意書

二〇〇八年四月四日に閣議決定された政府答弁書(内閣衆質一六九第三三三三号。以下、「政府答弁書」という。)では、検察庁における調査活動費について、「検察庁の調査活動費は、検察庁における事件の調査、情報の収集等の調査活動のための経費である。」と定義されている。二〇〇八年三月二十日付と同日二月十一日付の朝日新聞の「内部告発」との題で、元大阪高検公安部長の三井環氏が実名で検察庁における調査活動費の裏金流用を告発した経緯について書かれた記事(以下、「朝日記事」という。)が掲載されており、それには、検察庁組織において、調査活動費が裏金にされ、幹部職員の飲食費として使われる等、流用された事実がある旨書かれている。右と「前回答弁書」(内閣衆質一七六第一一一号)を踏まえ、再質問する。

一 菅直人内閣総理大臣として、「朝日記事」にあるような、検察庁における裏金問題について、初めて耳にしたのはいつか。

二 菅総理として、これまで三井氏と直接または秘書等を介して会談する、または電話等で連絡を取る等、同氏と接触をしたことはあるか。またその際に、検察庁における裏金問題について

話を聞かされたことはあるか。

三 菅総理は、民主党幹事長の任に就いていた二〇〇二年当時、ある民放テレビ番組の取材を受け、「三月にいろんな資料を届けて、内部告発しようとしていた。」と、三井氏について述べていたと承知する。また、その後自身の政策秘書らに指示を出し、独自に裏金問題に関する資料を集めさせていたとも承知する。右を受け、前回質問主意書で、菅総理として、これまで検察庁における裏金問題について、どのような取り組みをしてきたのか説明されたいと問うたところ、「前回答弁書」では何の答弁もなされていない。菅総理として、自身が総理に就任する以前も含め、これまで右の問題についてどのような取り組みをしてきたのか、再度質問する。

四 「朝日記事」には「二審判決は『調査費の本来の目的、必要性には疑問が生じる。』と指摘した。」と、三井氏の二審の裁判長が判決の際に述べた発言について触れられている。右裁判長の発言に対し、「政府答弁書」では「調査活動費は、適正に執行されていることから、御指摘のような調査をする必要はないものと考えている。」との答弁がなされていたが、右の内容は、司法の判断と行政の認識に差異が生じていることを示すものである。前回質問主意書で、なぜ右の差異が生じたのか、菅総理としてどのような認識を有しているか、また菅総理、柳田稔法務大臣として、右の裁判長の発言に対してどのような見解を有しているかと問うたが、「前回答弁書」では何の答弁もなされていないところ、再度明確な答弁を求める。

五 「前回答弁書」では、「検察庁の調査活動費

は、適正に執行されていることから、御指摘の

ような調査をする必要はないものと考えている。」との答弁がなされている。右は、菅総理として、三井氏が指摘するような、検察庁において、調査活動費が私的に流用され、裏金化されていたという事実はないと考えているという意味か。ある、ない、の明確な答弁を求める。

六 菅総理として、検察庁の調査活動費が私的に流用され、裏金化されていたという事実があるか否か、これまでに何らかの調査を行ったことはあるか。

七 菅総理が「検察庁の調査活動費は、適正に執行されている」と認識している根拠は何か。

八 三井氏は二〇〇二年四月二十二日に逮捕され、静岡刑務所に収容されていたが、本年一月十八日、刑期を全うし、出所した。前回質問主意書で、三井氏が逮捕されたことと、検察庁における調査活動費の裏金流用を同氏が実名で告発しようとしていたことに、何らかの関係があるか否か、菅総理、柳田大臣の見解を問うたところ、「前回答弁書」では「御指摘の者については、検察当局において、法と証拠に基づき逮捕したものであり、御指摘のような『関係』はないものと承知している。」との答弁がなされている。では、右答弁にある「法と証拠」とは具体的にどのようなものか、菅総理の見解を示された

九 菅総理として、今後も検察庁における調査活動費の裏金問題について調査をする考えはないのか。確認を求める。

内閣衆質一七六第一四八号

平成二十二年十一月十九日

内閣総理大臣 菅 直人

衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員浅野貴博君提出検察庁における調査活動費の裏金流用疑惑に対する菅直人内閣総理大臣の見解に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員浅野貴博君提出検察庁における調査活動費の裏金流用疑惑に対する菅直人内閣総理大臣の見解に関する再質問に対する答弁書

一から六まで及び九について

検察庁の調査活動費は、適正に執行されていることから、御指摘のような調査をする必要はないものと考えている。お尋ねのうち、菅直人衆議院議員の政治家個人としての活動に係るものについては、政府としてお答えする立場にない。

七について

調査活動費を含む検察庁の予算の執行については、領収書等の証拠書類を整備し、会計検査院による検査を受けている。

八について

お尋ねは、個別具体的な事件における捜査機関の活動内容にかかわる事柄であり、答弁を差し控える。

平成二十二年十一月十一日提出
質 問 第 一 四 九 号

自国民がノーベル平和賞を受賞したことに係る中国の政府による各国政府への圧力に対する政府の見解等に関する質問主意書

提出者 浅野 貴博

自国民がノーベル平和賞を受賞したことに係る中国の政府による各国政府への圧力に対する政府の見解等に関する質問主意書

本年十月八日、中国の人権活動家であり、中国当局による逮捕勾留が続いている劉曉波氏がノーベル平和賞を受賞した。右を踏まえ、以下質問する。

一 中国は国内総生産で既に我が国を抜き、世界第二位の経済大国となることが確実視されている。その中国は、同時に国内に深刻な人権問題を抱えているが、中国における人権問題の状況について、政府はどのような見解を有しているか。

二 中国の人権問題について、政府としてこれまで中国の政府に対し、何らかの意見を伝えたことはあるか。

三 二で、あるのなら、それはどのような意見か説明されたい。

四 劉氏のノーベル平和賞受賞について、政府はどのような見解を有しているか。

五 劉氏の妻である劉霞氏は現在自宅で軟禁状態に置かれており、本年十二月十日にノルウエー

の首都オスロで開催されるノーベル賞授賞式（以下、「授賞式」という。）には、劉氏本人はもとより、夫人も出席することは困難であると見られているが、右につき、政府はどのような見解を有しているか。

六 劉氏及び同夫人が置かれている状況について、政府としてこれまで中国政府に対し、何らかの意見を伝えたことはあるか。

七 六で、あるのなら、それはどのような意見か説明されたい。

八 報道によると、中国政府は、劉氏は犯罪者であり、同氏に対するノーベル平和賞の授与は内政干渉であるとして、各国政府に対し、「授賞式」に出席しないよう圧力をかけているとのことである。我が国に対し、中国政府より右のような圧力を受けているか。

九 八で、受けているのなら、それは具体的にどのようなものか説明されたい。

十 八で、受けているのなら、それに対し、政府としてどのような反応をしているのか説明されたい。

十一 政府は、「授賞式」の招待状を受け取っているか。

十二 政府として、「授賞式」に我が国政府の人物を出席させる考えであるか。いるのなら、誰を出席させる予定でいるのか、その官職氏名を明らかにされたい。

内閣衆質一七六第一四九号

平成二十二年十一月十九日

内閣総理大臣 菅 直人

衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員浅野貴博君提出自国民がノーベル平和賞を受賞したことに係る中国政府による各国政府への圧力に対する政府の見解等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員浅野貴博君提出自国民がノーベル平和賞を受賞したことに係る中国政府による各国政府への圧力に対する政府の見解等に関する質問に対する答弁書

一から七までについて

政府としては、劉曉波氏のこれまでの活動が、ノルウエーのノーベル賞委員会で評価されたものと受け止めている。また、中国においても、国際社会における普遍的価値である人権及び基本的自由が保障されることが重要と考えており、これまでも日中人権対話などの機会をとらえて中国側にはその旨伝えてきている。なお、外交上のやりとりの詳細について明らかにすることは、差し控えたい。

八から十二までについて

中国政府からは、外交ルートを通じ、ノーベル平和賞授賞式への日本政府関係者の出席を控えるよう求める旨の申入れがあった。

ノルウエーのノーベル賞委員会からは城田ノルウエー国駐節特命全權大使夫妻あての招待状が届いており、同大使は同賞授賞式に出席する予定である。

平成二十二年十一月十一日提出
質問 第一五〇号

「事業仕分け」の政府部内における位置づけ等に関する質問主意書

提出者 江田 憲司

「事業仕分け」の政府部内における位置づけ等に関する質問主意書

一 行政刷新会議には、その「事業仕分け」の結果について、各府省に実現を求める権限があるのか。

二 行政刷新会議による「事業仕分け」の結果について、過去、第二次臨時行政調査会の報告や地方分権推進委員会の勧告がそうであったように、内閣として「最大限尊重する」との閣議決定をなぜ行わないのか。

三 行政刷新会議による「事業仕分け」の結果について、各府省への実現を求める法的権限も、閣議決定による「尊重義務」もない中で、内閣として、「事業仕分け」の結果の実現を、どう担保していくのか。

四 行政刷新会議が、十一月九日に発表した資料によると、「事業仕分け」第一弾、第二弾で仕分けた事業等に対し結果の反映が不十分として、関係府省・部局に対し適切な対応を求めるとされた事業が九六事業、骨抜きにされ再仕分けが必要とされた事業が一二事業、あることが判明した。これは、行政刷新会議による「事業仕分け」が、何ら実現を担保されていない口先だけのパフォーマンスであることを証明している

と考えるが、内閣の見解如何。

五 四の九六事業については、関係府省・部局に対し、指摘を踏まえた適切な対応を求めるとのことだが、これで九六事業すべて仕分け結果は実現すると理解してよいのか。

六 四の一二事業について再仕分けするとのことだが、この再仕分けの結果は、今度こそ、すべて実現すると理解してよいのか。また、それを内閣としてどう担保するのか。

七 今国会に提出された補正予算で、八千億円程度の公共事業を積み増しているが、一方で、事業仕分け第三弾（前半）では、道路や港湾等の五事業で一〇〇二〇％減、約五千億円削減するとされている。同じ政府部内で支離滅裂な真逆の方向が出ているが、

① 内閣として、この事態をどう整合的に説明するのか。

② この公共事業減の仕分け結果を、内閣としてこの年末の予算編成で実現すると理解してよいのか。

右質問する。

内閣衆質一七六第一五〇号

平成二十二年十一月十九日

内閣総理大臣 菅 直人

衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員江田憲司君提出「事業仕分け」の政府部内における位置づけ等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員江田憲司君提出「事業仕分け」の
政府部内における位置づけ等に関する質問
に対する答弁書

一から三までについて

行政刷新会議は、国の予算、制度その他国の
行政全般の在り方の刷新等に関し行政各部の施
策の統一を図るために必要となる企画及び立案
並びに総合調整に資するために開催しているも
のであり、行政刷新会議が取りまとめを行った
場合には、政府としての施策は、政府内の調整
を経て決定されるものと認識している。

行政刷新会議において昨年十一月に実施した
事業仕分け（以下「事業仕分け第一弾」という。）
の評価結果については、「予算編成の基本方針」
（平成二十一年十二月十五日閣議決定）におい
て、「評価結果を踏まえ、平成二十二年度予算
編成において、内閣の責任で歳出を大胆に見直
す」等とされ、これに基づき、平成二十二年度
予算に反映したところである。

また、行政刷新会議において本年四月及び五
月に実施した事業仕分け（以下「事業仕分け第二
弾」という。）の評価結果については、まずは、
平成二十三年度予算の概算要求に当たり、「平
成二十三年度予算の概算要求組替え基準につ
いて」（平成二十二年七月二十七日閣議決定）に
おいて、各大臣は、「事業仕分け、行政事業レ
ビュー等の結果の適切な反映」を実施すること
とされ、これに基づき、各府省において平成二
十三年度予算の概算要求に反映したところであ

る。

四について

御指摘の「九六事業」及び「二二事業」は、行
政刷新会議において、事業仕分け第一弾、事業
仕分け第二弾又は各府省が実施した行政事業レ
ビュー（以下「事業仕分け等」という。）の評価結
果等の平成二十三年度予算の概算要求等への反
映が不十分であると指摘された事業であるが、
事業仕分け等で取り上げた事業の大部分につい
ては、その評価結果等が平成二十三年度予算の
概算要求等に的確に反映されていると考えてい
る。

五について

御指摘の「九六事業」については、平成二十三
年度予算編成過程において、広く国民に対する
説明責任を果たしつつ、行政刷新会議の指摘を
踏まえ、適切な対応がなされるものと認識して
いる。

六について

御指摘の「二二事業」に係る事業仕分けの評
価結果に関する具体的な対応については、行政
刷新会議における審議や政府内の調整を経て決
定されるものと認識している。

七の①について

行政刷新会議において本年十月に実施した
事業仕分け（以下「事業仕分け第三弾前半」とい
う。）は、特別会計で行われている事業等につい
て、事業の効率性等の観点から検証を行ったも
のである。

一方、今国会に提出した第一次補正予算は、

「円高・デフレ対応のための緊急総合経済対策」
（平成二十二年十月八日閣議決定）に基づき、
「新成長戦略」（平成二十二年六月十八日閣議決
定）の実現や地域経済の活性化等に必要な経費
を計上したものであり、必要な社会資本整備等
については、事業の効率性等を確保しつつ、戦
略的に進めていくこととしている。このような
点から、両者は矛盾するものではないと考えて
いる。

七の②について

公共事業を含め、特別会計で行われている事
業については、事業仕分け第三弾前半の評価結
果も踏まえて歳出の見直しを行い、平成二十三
年度予算編成の過程において、内閣が一体と
なつて必要な結論を得ることとなるものと考え
ている。

平成二十二年十一月十一日提出
質問 第一一五 一 号

公益法人の「隠れ報酬」の調査に関する質問主
意書

提出者 江田 憲司

公益法人の「隠れ報酬」の調査に関する質問
主意書

今年八月五日、連舫行政刷新相は、経済産業省
所管の財団法人「石油開発情報センター」が無報酬
としていた同省OBの非常勤会長に年約一三〇〇
万円の「謝金」を支払っていた問題で、国所管の約
三千の公益法人を対象に、隠れた役員報酬の支出
がないか調査するよう指示した。よつて以下質問

する。

一 調査対象及びその選定基準について政府の見
解如何。
二 調査を指示してから既に三カ月以上経過して
いるが、調査結果如何。
右質問する。

内閣衆質一七六第一五一号
平成二十二年十一月十九日

内閣総理大臣 菅 直人
衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員江田憲司君提出公益法人の「隠れ報
酬」の調査に関する質問に対し、別紙答弁書を
送付する。

〔別紙〕

衆議院議員江田憲司君提出公益法人の「隠
れ報酬」の調査に関する質問に対する答弁
書

一について

お尋ねの調査については、特例民法法人にお
いて、定款又は寄附行為により無報酬とされて
いる役員に報酬以外の名目により対価を支払う
ことが、国家公務員出身者への報酬を意図的に
隠しているのではないかとといった国民の不信感
を招きかねないことから、各府省が所管する特
例民法法人のうち、次のいずれかに該当する法
人を対象に行ったものである。

① 平成二十一年十二月一日現在、国家公務員
出身者（国の行政機関において常勤の職員と
して職務に従事した者）（ただし、専ら教育、

研究又は医療に従事した者及び当該行政機関における勤務が一時的であつた者を除く。)をいう。)が常勤役員又は常勤職員に在籍する法人

- ② 平成二十年度において、国又は独立行政法人から合計千万円以上の支出を受けた法人
- ③ 平成二十二年四月一日現在、行政から何らかの権限が付与されている法人
- 二について

調査の結果については、平成二十二年十一月十六日に公表したところである。

平成二十二年十一月十一日提出
質問 第一五二号

障がい者雇用に関する質問主意書

提出者 木村 太郎

障がい者雇用に関する質問主意書

菅民主党政権の経済対策全般に関するスピード感の欠如した対応、そして「子ども手当」「高速道路無料化」「戸別所得補償」「高校無償化」などの理念なきバラ撒き政策が行われてきたため、我が国の経済状況、特に雇用状況は、一層厳しさを増してきている。このような状況にあつても、障がい者雇用対策を充実させていくことは、政治の重要な役割のひとつと考える。

従つて、次の事項について質問する。

- 一 従業員五十六人以上の民間企業における障がい者実雇用率は、法定基準では一・八%となっているが、最新の实雇用率は何%になっているのか。また、法定雇用率を達成している企業に

ついて、その数と全体に占める割合、さらに都道府県毎では、それぞれ何%になっているのかを示されたい。

- 二 一に關連し、最新の实雇用率をどのように分析し、今後どのように対応していくのか、管内閣の見解如何。

三 公的機関全体の障がい者実雇用率は、法定基準では二・一%となっているが、最新の实雇用率は何%になっているのか。また、法定雇用率を達成している公的機関について、その数と全体に占める割合、さらに都道府県毎では、それぞれ何%になっているのか示されたい。

- 四 三に關連し、最新の实雇用率をどのように分析し、今後どのように対応していくのか、管内閣の見解如何。

五 独立行政法人における最新の障がい者実雇用率は何%になっているのか示されたい。

- 六 五に關連し、最新の实雇用率をどのように分析し、今後どのように対応していくのか、管内閣の見解如何。

七 一から六に關連し、障がい者雇用対策を今後どのように進めていくのか、具体的に対応策を示されたい。

右質問する。

内閣衆質一七六一五二号

平成二十二年十一月十九日

内閣総理大臣 菅 直人

衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員木村太郎君提出障がい者雇用に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員木村太郎君提出障がい者雇用に関する質問に対する答弁書

一について

平成二十二年十月二十九日に厚生労働省が公表した「平成二十二年障害者雇用状況の集計結果(以下「集計結果」という。)」によると、平成二十二年六月一日現在で、常時雇用する労働者が五十六人以上の事業主(国、地方公共団体及び障害者の雇用の促進等に関する法律施行令(昭和三十五年政令第二百九十二号)別表第二に定める法人を除く。以下「民間企業」という。))の実雇用率は、一・六八パーセントである。また、同日現在で、その雇用する障害者である労働者の数(以下「雇用障害者数」という。))が、障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和三十五年法律第二百二十三号。以下「法」という。))第四十三条第一項に規定する法定雇用障害者数(以下「法定雇用障害者数」という。))以上である民間企業の数(以下「三万三千七百四十二社であり、これはすべての民間企業の四十七・〇パーセントに当たる。))

また、集計結果によると同日現在の都道府県ごとの実雇用率については、厚生労働省ホームページに掲載しているところである。

二について

平成二十二年六月一日現在の民間企業の実雇用率は、前年同日現在のものとは比べ、〇・〇五パーセントポイント上昇したが、法定雇用率である一・八パーセントを下回っている。また、

同日現在の各都道府県の民間企業の実雇用率についてみると、都道府県の間で障害者の雇用状況に差があり、最も高い山口県で二・二八パーセント、最も低い三重県で一・五〇パーセントとなっている。

政府としては、その雇用障害者数が、法定雇用障害者数未満である民間企業に対する指導を引き続き厳正に実施することにより、そのような民間企業の解消に取り組んでまいりたい。

三について

集計結果によると、平成二十二年六月一日現在の公的機関(国の機関、都道府県の機関(教育委員会を除く。以下同じ。))及び市区町村の機関(障害者の雇用の促進等に関する法律施行令第二条ただし書の厚生労働大臣の指定する教育委員会(平成十一年労働省告示第三十三号)に定める教育委員会を除く。以下同じ。))をいう。以下同じ。))の実雇用率は、国の機関が二・二九パーセント、都道府県の機関が二・五〇パーセント、市区町村の機関が二・四〇パーセントである。また、国の機関、都道府県の機関及び市区町村の機関の区分ごとに、それぞれの機関に勤務する障害者である職員数が、当該機関の職員の総数に法第三十八条第一項の政令で定める率を乗じて得た数(その数に一人未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。以下「法定公的機関雇用障害者数」という。))以上である機関の数及びこれが区分に属する機関全体に占める割合は、それぞれ、国の機関が三十八機関、九十七・四パーセント、都道府県の機関が

百四十八機関、九十四・九パーセント、市区町村の機関が二千九十八機関、八十八・四パーセントである。

また、お尋ねの都道府県ごとの実雇用率については、集計結果による同日現在の都道府県の機関の実雇用率について、厚生労働省ホームページに掲載しているところである。

四について

平成二十二年六月一日現在の公的機関の実雇用率は、法定雇用率である二・一パーセントを上回っているものの、これを下回る公的機関が存在している。

政府としては、その勤務する障害者である職員の数、法定公的機関雇用障害者数未済である公的機関に対する指導を引き続き厳正に実施することにより、そのような公的機関の解消に取り組んでまいりたい。

五について

集計結果によると、平成二十二年六月一日現在の障害者の雇用の促進等に関する法律施行令別表第二に定める法人（以下「独立行政法人等」という。）の実雇用率は、二・二四パーセントである。また、集計結果による同日現在の独立行政法人等ごとの実雇用率については、厚生労働省ホームページに掲載しているところである。

六について

平成二十二年六月一日現在の独立行政法人等の実雇用率は、法定雇用率である二・一パーセントを上回っているものの、これを下回る独立行政法人等が存在している。

政府としては、その雇用障害者数が、法定雇

用障害者数未済である独立行政法人等に対する指導を引き続き厳正に実施することにより、そのような独立行政法人等の解消に取り組んでまいりたい。

七について

厚生労働省としては、平成十六年以降、障害者である労働者の数は毎年増加し、平成二十二年六月一日現在の民間企業の実雇用率は、過去最高の一・六八パーセントとなったが、依然として法定雇用率を下回っていることから、障害者の雇用がより一層促進されるよう取組を進める必要があると認識している。

このため、その雇用障害者数が、法定雇用障害者数未済である事業主に対する指導を引き続き厳正に実施するとともに、障害者に対して、引き続き、公共職業安定所が中心となり、雇用、福祉、教育等の関係機関が連携し、就職から職場定着までの一貫した支援を行ういわゆる「チーム支援」を推進するなど、きめ細かな支援を行ってまいりたい。

平成二十二年十一月十一日提出
質問 第一五三 号

尖閣諸島沖における中国漁船衝突事件の映像記録に関する質問主意書

提出者 佐藤 勉

尖閣諸島沖における中国漁船衝突事件の映像記録に関する質問主意書

本年九月七日、尖閣諸島付近で中国漁船が我が

国の海上保安庁巡視船に衝突する事件の映像記録

（種類を問わない。以下、映像記録とする）に関し、本年十一月一日衆参予算委員会の理事等が国会に提出された六分程度に編集されたビデオを視聴したが、この視聴をする前の事柄について以下質問する。

一 映像記録を公開しなかったことについての政府の見解を伺いたい。

二 答弁書（内閣衆質一七六第五一号）では、映像記録を保管しているのは海上保安庁とのことだが、海上保安庁職員及び監督官庁である国土交通省の職員で、当該映像記録を視聴した者は何人か。海上保安庁と国土交通省ごとに分けて人数を示されたい。

三 大臣、副大臣、大臣政務官で映像記録を視聴した者はいるのか。いるのであれば、視聴した者を示されたい。

右質問する。

内閣衆質一七六第一五三号
平成二十二年十一月十九日

内閣総理大臣 菅 直人

衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員佐藤勉君提出尖閣諸島沖における中国漁船衝突事件の映像記録に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員佐藤勉君提出尖閣諸島沖における中国漁船衝突事件の映像記録に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねについては、刑事訴訟法（昭和二十三

年法律第百三十一号）第四十七条に基づき、公にしていなかったものであるが、衆議院議長からの記録提出要求に基づく公益上の必要性和、今後の海上保安庁の海上警備・取締活動に支障を生ずるおそれや、関係者の名誉・人権の保護に欠けるおそれなど種々の弊害を総合考慮して、記録媒体の原本から、衆議院議長に提出するのが相当と認められる部分を抽出したDVDを作成してこれを提出することとしたものと承知している。

二について

個別具体の事件の捜査に関する事柄であることから、答弁を差し控えた。

三について

お尋ねの「映像記録」を視聴した大臣、副大臣及び大臣政務官は、菅直人内閣総理大臣、仙谷由人内閣官房長官、前原誠司外務大臣、岡田克也前外務大臣、馬淵澄夫国土交通大臣、三井雄雄国土交通副大臣、三日大造前国土交通副大臣、津川祥吾国土交通大臣政務官、小泉俊明国土交通大臣政務官及び市村浩一郎国土交通大臣政務官である。

平成二十二年十一月十一日提出
質問 第一五四 号

平成二十二年十一月九日の衆議院予算委員会における片山善博総務大臣の答弁に関する質問主意書

提出者 山口 俊一

平成二十二年十一月九日の衆議院予算委員会における片山善博総務大臣の答弁に関する質問主意書

平成二十二年十一月九日の衆議院予算委員会における平成二十二年補正予算に対する質疑において、片山善博総務大臣は、石井啓一議員の地域活性化交付金についての質問に対し、「自ら自治体を切り盛りしていた立場から言うと、あまり景気対策とかこの種の政策で、自治体に過度の期待を抱けない方がいいと思っている。自治体は当初予算で必要な事業は計上しており、年度途中で、巨額の金が来たとしても、実は、切羽詰ったものがなく、予算で切り詰められて積み残したものはあっても、おのずから限度があり、大量の金が来ると、結局当初予算ではねられたようなもの、箸にも棒にもかからないようなものでも計上することになって、財政を運営するものからすると非常にその財政規律を紊乱させることがある。だから、ほどほどということが私はいいいのではないかと思う。」との趣旨の答弁(以下、片山大臣答弁という。)をされたところである。片山大臣答弁については地方自治体のおかれた厳しい現状等に対する片山総務大臣、政府の認識等に大きな問題があるところである。

これを踏まえて、次の事項について質問する。
一 片山総務大臣が「自ら自治体を切り盛りしていた立場」にあった、あるいは自治体の「財政を運営」していたのはそれぞれ、いつ、どの自治体においてのことかお教えいただきたい。またその時の当該自治体における片山総務大臣の役職をお教えいただきたい。

二 片山大臣答弁については一で指摘した自治体における片山総務大臣の経験を踏まえてのものであると理解するが、当該自治体を片山総務大臣が「切り盛り」あるいは当該自治体の「財政を運営」していた時に「年度途中で、巨額の金が来た」具体的な事例をお教えいただきたい。またその「巨額の金」を当該自治体ではどのような事業に使ったのか、事業の概要、事業費についてお教えいただきたい。

三 二でお聞きした事業のうち、当該自治体の当初予算編成時に「箸にも棒にもかからない」と評価された事業があれば、その概要、事業費についてお教えいただきたい。
四 片山総務大臣が「自ら自治体を切り盛り」あるいは自治体の「財政を運営」していた時と同様に、現在の地方自治体においても、必要な事業はすべて当初予算で計上しているとの認識なのか、お教えいただきたい。

五 今回の補正予算に伴い、地方自治体には追加の財政負担が生じ、各団体において補正予算を編成せざるを得ないものと考えているが、追加の財政負担の財源について、地方自治体はどのように賄うとお考えか、お教えいただきたい。
六 今回の補正予算で国税収入の増による地方交付税の増分のうち、三千億円を今年度地方公共団体へ交付することとされているが、三千億円のうち、五の地方自治体の追加の財政負担の財源に活用されるのはどの程度であると考えているかお教えいただきたい。

七 地域活性化交付金のような地方自治体向けの臨時交付金は平成二十年度に自公政権下で初めて創設されたが、使途についての地方自治体の自由度が高いことから、地方自治体の評判も良く、また景気対策としても効果的であったと考える。政府の評価をお聞かせいただきたい。また、今回の交付金についても以前の臨時交付金と同じようにソフト事業、ハード事業のどちらにも自由に使えるとの理解でいいのかお教えいただきたい。

八 この度の地域活性化交付金はきめ細かな交付金二千五百億円と住民生活に光をそそぐ交付金一千億円に分かれているとお聞きしているが、この意図するところをお聞かせいただきたい。住民生活に光をそそぐ交付金に関しては対象となる分野が限定列挙され、地方自治体の使途を制限しているが、対象分野の考え方について、また、対象分野は主に都道府県が担う分野であると考えられる。交付金の交付対象団体及び交付の基準をどうされるのかについて、併せてお教えいただきたい。

九 片山大臣答弁における「景気対策とかこの種の政策で、自治体に過度の期待を抱かない方がいい」というのは政府共通の見解と理解しているのかお教えいただきたい。また十月八日に閣議決定された緊急総合経済対策の国費総額五、一兆円のうち自治体向け予算額と、その全体に占める割合をお教えいただきたい。
十 この度の緊急総合経済対策の効果とされている「実質GDP押し上げ効果は概ね〇、六％程度」、「雇用創出・下支え効果四十五〜五十万人」の積算の詳細をお教えいただきたい。そのうち地域活性化交付金による効果の占める割合

はどれくらいか、併せてお教えいただきたい。
十一 地方自治体は今後も行政改革に取り組むべきと考えているのかどうなのか認識をお聞かせいただきたい。また地方交付税については今後増やすべきか減らすべきか、政府の認識も併せてお聞かせいただきたい。

右質問する。

内閣衆質一七六一五四号

平成二十二年十一月十九日

内閣総理大臣 菅 直人

衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員山口俊一君提出平成二十二年十一月九日の衆議院予算委員会における片山善博総務大臣の答弁に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員山口俊一君提出平成二十二年十一月九日の衆議院予算委員会における片山善博総務大臣の答弁に関する質問に対する答弁書

一について

片山総務大臣は、平成十一年四月十三日から平成十九年四月十二日まで、鳥取県において、鳥取県知事であった。また、昭和五十六年十一月十六日から昭和五十八年十月三十一日まで同県の総務部財政課長として、平成四年四月一日から平成七年七月九日まで同県の総務部長として、予算編成を担当する役職にあった。
二及び三について
鳥取県によれば、国の補正予算に呼応し同県

において編成された一般会計補正予算でその規模が大きなものとしては、例えば、片山総務大臣が同県の総務部長として在職していた期間中のものがあり、それらの①一般会計補正予算の名称、②補正予算の総額、③そのうち国庫補助負担金の額は、それぞれ次のとおりであるとのことである。

- ①平成四年度一般会計九月補正予算 ②二百二十三億千四百万円 ③七十八億八千万円
①平成五年度一般会計六月補正予算 ②百九十四億円 ③八十五億二千二百万円
①平成五年度一般会計十二月補正予算 ②四十四億二千八百万円 ③三十三億六千万円
①平成五年度一般会計三月補正予算 ②二百六十九億四千万円 ③二百三十九億八千三百万円

なお、個別の事業については、鳥取県において関係する資料の保存期間が経過していることから、お答えすることは困難である。

四について

当初予算、補正予算を含め、どのような予算編成を行うかは、それぞれの地方公共団体の判断であるが、一般論としては、それぞれの地方公共団体は、当初予算編成に当たって、その財源見通しの範囲内で、事業の優先度、熟度、補助金対象となることの確実性等を考慮の上、適切に事業を選択し、必要な予算を計上しているものと考えている。

五及び六について

平成二十二年度第一次補正予算により、地方公共団体の平成二十二年度の普通会計に係る予

算に追加される地方負担額(以下「追加地方負担額」という。)の見込額五千六百七十億円については、地方交付税の増額三千億円及び地域活性化交付金三千五百億円を活用するとともに、必要に応じ補正予算債を発行するなど、各地方公共団体にとって適切な財源措置をそれぞれの判断により選択するものと考えている。

なお、地方交付税は使途の定めのない一般財源であることから、どの程度の額が追加地方負担額に充当されるかについては、お答えすることは困難である。

七について

お尋ねについては、平成二十一年度第二次補正予算に盛り込まれた地域活性化・きめ細かな臨時交付金についての政策評価を行った際、おおむねすべての地方公共団体から、地域におけるきめ細かなインフラ整備事業に取り組むために「非常に有効であった」と又は「有効であった」との回答が寄せられており、地方公共団体から評価されているものと認識している。

また、今回の地域活性化交付金については、「円高・デフレ対応のための緊急総合経済対策」(平成二十二年十月八日閣議決定。以下「本対策」という。)の趣旨に沿った事業であれば、お尋ねの「ソフト事業」、「ハード事業」のいずれにも活用できるものである。

八について

お尋ねについては、本対策において、「これまで住民生活にとって大事な分野でありながら、光が十分に当てられてこなかった分野(地

方消費者行政、DV対策・自殺予防等の弱者対策・自立支援、知の地域づくり)に対する地方の取組を支援する」とされており、これらの分野において、地方公共団体がその実情に応じた取組を行うことを支援するため「住民生活に光をそそぐ交付金」を千億円確保したものである。

なお、交付金の交付対象団体及び交付の基準については現在検討中である。

九について

政府としては、本対策において、地域活性化交付金を活用した事業への取組を始め、地方公共団体の役割を期待しているところである。

お尋ねの「緊急総合経済対策の国費総額五・一兆円」は、平成二十二年度第一次補正予算のうち、「円高・デフレ対応のための緊急総合経済対策」四兆八千五百十三億円に、「公共事業の契約の前倒し(ゼロ国庫債務負担行為)二千三百八十八億円(限度額ベール)を加算したものと思われるところ、「円高・デフレ対応のための緊急総合経済対策」四兆八千五百十三億円のうち、地方公共団体向けの補助金等及び交付税及び譲与税配付金特別会計への繰入れの合計額は、約三兆九百七十五億円であり、「公共事業の契約の前倒し(ゼロ国庫債務負担行為)二千三百八十八億円における地方公共団体向けの補助金等の国庫債務負担行為限度額は、約百三十四億円である。

十について

本対策の実施により、公的固定資本形成が増

加し実質国内総生産を〇・三パーセント程度、民間最終消費支出が増加し実質国内総生産を〇・一パーセント程度、それぞれ押し上げ、その他の需要項目の増加による効果と合わせて、実質国内総生産を〇・六パーセント程度押し上げると見込んでいる。地域活性化交付金の創設による実質国内総生産の押し上げ効果について、予算規模を基に機械的に試算すれば、全体の効果のうちの二割程度になると見込まれる。

また、本対策については、二十万人程度の雇用創出、二十五万人から三十万人程度の雇用下支え効果により、合わせて四十五万人から五十万人程度の雇用創出・下支え効果があると見込んでいる。

十一について

地方公共団体は厳しい財政状況や地域経済の状況等を背景に、簡素で効率的な行政システムを構築し、自らの行政運営について透明性を高め、公共サービスの質の維持向上に努めるなど、積極的な行政改革に取り組むべきと考えているが、その具体的内容については、それぞれの地方公共団体が主体的に考え、また、住民との対話の中で決定するものと考えている。

また、地方交付税については、本来の役割である財源調整機能と財源保障機能が適切に発揮されるよう、地方税等と併せ地方公共団体の安定的な財政運営が必要となる一般財源の総額の適切な確保を図ることが必要であるとされている。

一、昨二十四日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員浅野貴博君提出北方領土における日口首脳会談の実施に対する菅直人内閣総理大臣の見解に関する再質問に対する答弁書

衆議院議員木村太郎君提出葉たばこ農家に関する質問に対する答弁書

衆議院議員秋葉賢也君提出学校図書館の充実に関する質問に対する答弁書

衆議院議員橋慶一郎君提出平成二十二年十一月八日の衆議院予算委員会における菅総理のベトナムに係る答弁に関する質問に対する答弁書

衆議院議員橋慶一郎君提出学校給食の調理方式に関する質問に対する答弁書

衆議院議員橋慶一郎君提出平成二十三年度に向けた法人税制の検討に関する質問に対する答弁書

衆議院議員橋慶一郎君提出次世代スーパーコンピュータ「京」の開発・整備に関する質問に対する答弁書

衆議院議員橋慶一郎君提出レアアース問題の我が国製造業に与える影響と対策に関する質問に対する答弁書

衆議院議員浅野貴博君提出北方領土問題の解決に向けた内閣府副大臣の発言に関する質問に対する答弁書

衆議院議員浅野貴博君提出国後島を訪問したメドベージェフ・ロシア大統領による更なる北方領土訪問に係る外務省の認識に関する質問に対する答弁書

衆議院議員浅野貴博君提出海上保安庁巡視船に中国漁船が衝突した際の映像をインターネット上に流出させた第五管区海上保安本部海上保安官の宿泊先等に関する質問に対する答弁書

衆議院議員木村太郎君提出整備新幹線問題検討会議及び調整会議に関する質問に対する答弁書

衆議院議員山口俊一君提出学位規則に関する質問に対する答弁書

平成二十二年十一月十二日提出
質問 第一五五号

北方領土における日口首脳会談の実施に対する菅直人内閣総理大臣の見解に関する再質問
主意書

提出者 浅野 貴博

北方領土における日口首脳会談の実施に対する菅直人内閣総理大臣の見解に関する再質問主意書

外務省HPによると、昨年十一月十八日、当時の兒玉和夫外務報道官は、当時の鳩山由紀夫内閣総理大臣が北海道知事と会談した際、「北方四島のどこかでロシアの大統領と会談ができれば」という趣旨の発言をしたことに関する北海道新聞の記者の質問に対し、「一点目として、北方四島で今後首脳会談を行うという計画はありません。ご指摘の二点目として、総理の発言については、『日本側の法的立場を害することなく、北方四島で首脳会談を行うことが出来れば』という総理の一般的な思いを述べられたものと承知しております。参考までに申し上げますが、四島交流は現島

民との間の相互理解の促進を目的とした枠組みでありまして、訪問者等に種々の制約があることもあって、いわゆる四島交流の枠組みの下で首脳会談のための訪問が行われるということは想定されておりません。」と答えている。右について、昨年十二月一日に閣議決定された、鈴木宗男前衆議院議員の質問に対する政府答弁書（内閣衆質一七三第九号）では、「四島交流は現島民との相互理解の増進を目的とした枠組みであり、訪問者等に種々の制約もあることもあり、首脳会談のための訪問をこの枠組みの下で行うことは想定されていない。兒玉和夫外務報道官の御指摘の発言は、この趣旨を説明したものである。」との答弁がなされている。右と「前回答弁書」（内閣衆質一七六第一二三号）を踏まえ、再質問する。

一 本年九月二十九日、ロシアのメドベージェフ大統領は「近い将来、必ずクリルを訪問する。」旨の発言をし、十一月一日の日本時間午前九時過ぎ、国後島を訪問した。これにより、ロシアによる北方領土の実効支配は、今後より強化されていくものと懸念するものである。右につき、「前回答弁書」では「今回のメドヴェージェフ・ロシア連邦大統領の国後島訪問は、北方領土問題に関する我が国の立場に影響を及ぼすものではないと考えている。」との答弁がなされているが、北方領土交渉における我が国の立場がより厳しいものとなることは間違いないと考える。前回質問主意書で、菅直人内閣総理大臣、そして前原誠司外務大臣、馬淵澄夫沖縄及び北方対策担当大臣として、今後びざなし交流等の枠組みを利用し、我が国固有の領土である北方領土

を訪問する考えはあるかと問うたところ、「前回答弁書」では「北方領土への訪問については、菅直人内閣総理大臣及び前原誠司外務大臣が御指摘の枠組みを利用して北方領土を訪問する具体的な考えはない。また、馬淵澄夫内閣府特命担当大臣（沖縄及び北方対策）は、来年度の四島交流の日程等を勘案して適切に判断する考えである。」との答弁がなされている。メドベージェフ大統領による国後島訪問への対抗措置としては、我が国の首脳である菅総理が、同じく国後島を訪問することが最も有効であると考え、右答弁にあるように、政府としてそのような考えを有していないのはなぜか。

二 前回質問主意書で、菅総理として、我が国固有の領土である北方領土において日口首脳会談を行うことに関し、どのような見解を有しているかと問うたところ、「前回答弁書」では「四島交流は現島民との相互理解の増進を目的とした枠組みであり、首脳会談のための訪問をこの枠組みの下で行うことは想定されていない。」との答弁がなされている。重ねて指摘をするが、それはあくまで「想定されていない」というものであり、現実的に、理論的に、または物理的に決して不可能なことではないのではないのか。菅総理の見解を再度問う。

三 二の答弁にあるように、四島交流が「現島民との相互理解の増進を目的とした枠組み」ならば、我が国の首脳である菅総理が四島を訪れ、現地島民と交流を持つことは、四島交流の趣旨に合致し、北方領土問題の解決に大いに資することではないのか。

四 菅総理、または前原大臣として、対ロシア外交、北方領土交渉を担当する外務省職員に対し、四島交流の枠組みの下で、菅総理、前原大臣が北方四島を訪問する枠組みをつくることを検討するよう、指示を出す考えはあるか。
右質問する。

内閣衆質一七六第一五五号

平成二十二年十一月二十四日

内閣総理大臣 菅 直人

衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員浅野貴博君提出北方領土における日口首脳会談の実施に対する菅直人内閣総理大臣の見解に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員浅野貴博君提出北方領土における日口首脳会談の実施に対する菅直人内閣総理大臣の見解に関する再質問に対する答弁書

并書

一について

政府としては、菅直人内閣総理大臣が国後島を訪問することが、メドヴェージェフ・ロシア連邦大統領による国後島訪問に対する適切な対応策であるとは考えていない。

二について

先の答弁書(平成二十二年十一月十二日内閣衆質一七六第一二三号)三及び八について述べたとおりである。

三及び四について

政府としては、北方領土問題の解決のために

は、本年十一月十三日の日露首脳会談も踏まえ、今後首脳レベルでの対話を深めながら、領土問題についてしっかりと取り組んでいくことが重要であると考えているところであり、菅直人内閣総理大臣及び前原誠司外務大臣が御指摘の枠組みを利用して北方領土を訪問する具体的な考えはない。

平成二十二年十一月十二日提出
質 問 第一五五号

葉たばこ農家に関する質問主意書

提出者 木村 太郎

葉たばこ農家に関する質問主意書

菅民主党政権によって、本年十月一日からたばこの大幅増税が実施された。加えて本年は、記録的猛暑による葉たばこの不作となり、葉たばこ農家にとっては大変苦しい経営環境に置かれている。

従って、次の事項について質問する。

一 今年の異常な猛暑の影響により、葉たばこの生産状況はどのようになっているのか、収穫量や品質そして農業収入などどのように分析しているのか、具体的かつ地域別に示されたい。

二 菅民主党政権が、本年十月一日からたばこ税を大幅に増税したことにより、価格における税金の占める割合は増えたものの、葉たばこ生産者への還元はゼロであるという現実をどのように捉えているのか、菅内閣の見解如何。

三 日本たばこ産業が葉たばこを買収する価格は、ほぼ横ばいのままで近年推移している。同

社は、増税した十月以降のたばこ消費量を二十五%減少すると予測しており、葉たばこ農家の収入に直結する作付面積も当然ながら縮小せざるをえない状況になっていくものと思われる。この二点に対して、国はどのように対応するのか、菅内閣の見解如何。

四 葉たばこ生産者側からの意見として、分煙の制度化を求める声が大きいが、国はどのように対応するのか、菅内閣の見解如何。

五 一〇四に関連し、厳しい環境下にある葉たばこ農家に対し、国は今後具体的にどのような支援をしていくのか、菅内閣の見解如何。

六 街のたばこ店の経営状況はどのようになっていくのか。

七 六に関連し、今後街のたばこ店にどのような支援をしていくのか、菅内閣の見解如何。

内閣衆質一七六第一五六号

平成二十二年十一月二十四日

内閣総理大臣 菅 直人

衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員木村太郎君提出葉たばこ農家に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員木村太郎君提出葉たばこ農家に関する質問に対する答弁書

一について

たばこ耕作者から葉たばこの買入れを行っている日本たばこ産業株式会社(以下「会社」という。)からは、本年産の葉たばこの収量の見込み

(同年十月末時点のもの。以下同じ。)については、猛暑等の影響により全国的に減収となり、東北地方においては九千九百四十四トン、関東信越・北陸地方においては三千八百三十八トン、中部・近畿地方においては四百五十一トン、中国・四国地方においては二千三十四トン、九州・沖縄地方においては一万四千五百五十トンであり、合計三万七千七百七十八トンであると聞いている。また、その品質の見込みについては、全国的に例年並みであると聞いている。なお、葉たばこの買入代金の総額については、現時点では集計が終了していないと聞いている。

二、三及び五について

葉たばこの買入れについては、たばこ事業法(昭和五十九年法律第六十八号)第三条の規定により、会社は、たばこ耕作者との間で葉たばこの買入れに関する契約を締結し、当該契約に基づいて生産された葉たばこをすべて買入れることとされている。

また、会社が当該契約を締結しようとするときは、同法第四条の規定により、葉たばこの買入れに係る耕作面積及び価格について、あらかじめ、たばこ耕作者の代表者も委員となつている葉たばこ審議会に諮り、その意見を尊重して定めるものとされており、同審議会は、葉たばこの買入価格について、生産費及び物価その他の経済事情を参酌し、葉たばこの再生産を確保することを旨として審議するものとされている。

政府としては、会社は、これらの規定に基づき、たばこ耕作者との間において、葉たばこの

買入れに関する契約の締結及び当該契約に基づく葉たばこの買入れを適正に行うものと考えている。

四について

受動喫煙防止対策については、健康増進法（平成十四年法律第百三十三号）第二十五条の規定により、多数の者が利用する施設を管理する者は、利用者の受動喫煙を防止するため、必要な措置を講ずるよう努めなければならないとされていることを踏まえ、公共の場は原則として全面禁煙であるべきこと、全面禁煙が極めて困難な場合等においては、適切な受動喫煙防止措置を講ずるよう努める必要があることなどを記した「受動喫煙防止対策について」（平成二十二年二月二十五日付け健発〇二二五第二号厚生労働省健康局長通知）を发出したところである。また、職場における受動喫煙防止対策については、労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第七十一条の二及び第七十一条の三の規定に基づき、事業者に対して、喫煙室の設置等を指導してきたところである。

六について

たばこ小売販売店の具体的な経営状況は把握していないが、財務省の統計によれば、たばこ小売販売店の年間の許可件数及び廃業等の件数は、それぞれ、平成十九年度が七千六百八件及び一万二千二百六十二件、平成二十年度が七千六百六十五件及び一万三千二件、平成二十一年度が六千五百五十四件及び九千七百六十一件となっている。

また、各年度末におけるたばこ小売販売店の数は、それぞれ、平成十九年度末で二十九万八千四百九十七、平成二十年度末で二十九万二千六百六十、平成二十一年度末で二十八万九千四百五十三となっている。

七について

中小企業者については、社会的・経済的環境の変化等により一時的に業況の悪化を来している場合の支援策として、株式会社日本政策金融公庫等の融資制度等が設けられており、たばこ小売販売店もこれを活用できることとなっている。

平成二十二年十一月十二日提出
質問 第一五七号

学校図書館の充実に関する質問主意書

提出者 秋葉 賢也

学校図書館の充実に関する質問主意書

平成二十年六月に平成二十二年を「国民読書年」とする国会決議が衆・参の本院議でなされ、政官民協力の下、国をあげてあらゆる努力を重ねる旨、宣言されている。これを踏まえ本年七月には、文部科学省に「国民の読書推進に関する協力者会議」が設置された。この中で、国民の読書や読書環境の現状や課題を分析し、読書への国民の意識を高める効果的かつ効率的な取り組みを検討しているところである。すでに平成十九年度からの五年間で学校図書館図書標準の達成を目指し、総額約一千億円（単年度約二百億円）の地方財政措置を行う「新学校図書館図書整備五カ年計画」を策

定し、毎年度地方財政措置が行われてきたところである。また、司書教諭の発令状況（平成二十年五月現在）は、十一学級以下では、小学校十九校、中学校二十五・八校、高等学校二十六・二校と低い水準となっているほか、学校図書館担当事務職員の配置状況（平成二十年五月現在）では、小学校三十八・二校、中学校三十九・二校、高等学校七十一・一校となっている。

しかし、学校図書館図書標準の達成状況（平成十九年度末）を鑑みると小学校四十五・二校、中学校三十九・四校と十分な環境が整っているとはいえない。こうした現状を踏まえると、理想的な学校図書館の場を子どもたちに提供するため、学校図書館の環境整備は人的資源、物的資源ともに、急務であり、さらなる体制の強化が必要だと考える。右を踏まえ、以下質問する。

一 学校図書館の図書購入費について

1 文部科学省の調査によると、平成二十一年度において、小・中学校で基準財政需要額に対する予算措置率が七十六・八％にとどまっている。さらに、都道府県別予算措置額では一学校あたり一位の愛知県（八十三万円）と最下位の青森県（二十六万円）では約三倍の格差が生じている。こうした現状に対して政府はどのように評価しているか。

2 「新学校図書館図書整備五カ年計画」では、平成十九年度から二十三年度までの五年間で総額一千億円の地方財政措置をするとされているが、平成二十三年度末までに学校図書館図書標準の達成は可能か。可能であるとするならば、そのためのロードマップを示された

い。

3 達成が不可能となった場合、追加の財政措置を行う考えはあるのか。行う考えのない場合は、地方自治体に対し、どのような指導を行っていくのか示されたい。

二 いわゆる「学校司書」（専門的な知識・経験を有する学校図書館担当事務職員。以下「学校司書」という。）は、司書教諭と異なり制度化されていない現在では、配置が適切に行われていない現状が現場の声から垣間見られる。地方自治体により取り組みは異なり、配置の少ない県からほぼ全校配置をしている県までまちまちである。

1 国として、学校司書の役割や重要性をどのように認識しているのか。

2 現職の学校司書の一方的な削減、配置転換や図書館業務を妨げる他業務の兼任を行わないことや退職者の補充を行うなどの雇用形態の改善をどのように現場に指導していくのか、今後の方針を示されたい。

3 今後、すべての学校図書館に専任・専門・正規の学校司書を配置する制度化の必要性についての見解と法制化に取り組む考えがあるのか示されたい。

4 司書教諭の果たす役割の重要性に鑑み、今後、十一学級以下の学校に対しても司書教諭を必置とすることについて、検討するのにか否か、検討しないのであればその理由について示されたい。

右質問する。

内閣衆質一七六第一五七号

平成二十二年十一月二十四日

内閣総理大臣 菅 直人

衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員秋葉賢也君提出学校図書館の充実に
関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員秋葉賢也君提出学校図書館の充
実に関する質問に対する答弁書

一の1について

公立の義務教育諸学校の学校図書館における
図書購入に係る予算額については、各地方公
共団体において、地域の実情に応じて決定され
ているものであるが、文部科学省としては、今
後とも、都道府県教育委員会等に対し、学校教
育において学校図書館が果たす役割の重要性等
について様々な機会を通じて周知すること等に
より、学校図書館における図書の充実が図られ
るよう促してまいりたい。

一の2及び3について

公立の義務教育諸学校の学校図書館における
図書の整備については、各地方公共団体におい
て、地域の実情に応じて決定されるものであ
り、「平成二十三年度末までに学校図書館図書
標準の達成は可能か」とのお尋ねにお答えする
ことは困難であるが、文部科学省としては、現
在調査中の「平成二十二年学校図書館の現状
に関する調査」の結果も踏まえ、平成二十四年
度以降の財政措置について検討してまいりた
い。

二の1について

学校図書館担当職員(学校図書館に関する業
務を担当する事務職員をいう。以下同じ。)は、
学校図書館の庶務・会計等の事務のほか、司書
教諭と連携して学校図書館を活用した活動を
行っているところであり、学校図書館の運営に
重要な役割を担っていると認識している。

二の2及び3について

学校図書館担当職員の配置に関することにつ
いては、各学校の設置者において、各学校の実
情等に応じて決定されているものであり、現時
点でお尋ねのような制度化や法制化を行うこと
は考えていないが、文部科学省としては、今後
とも、都道府県教育委員会等に対し、学校教育
において学校図書館が果たす役割の重要性等
について様々な機会を通じて周知すること等に
より、各学校において必要な学校図書館担当職員
が配置されるよう促してまいりたい。

二の4について

文部科学省としては、学校現場における司書
教諭の資格の取得状況を調査した上で、学級数
が十一以下の学校についても司書教諭を配置と
すべきかどうかについて検討してまいりたい。

平成二十二年十一月十二日提出
質問 第一五八号

平成二十二年十一月八日の衆議院予算委員会
における菅総理のベトナムに係る答弁に関す
る質問主意書

提出者 橘慶一郎

平成二十二年十一月八日の衆議院予算委員
会における菅総理のベトナムに係る答弁に
関する質問主意書

平成二十二年十一月八日の衆議院予算委員会の
「補正予算案に対する質疑」において、菅総理は、
棚橋泰文議員に対し、「私は、ASEMに行つた
ときに、バイの幾つかの会談をいたしましたけれ
ども、特にベトナムについては、公表はいたしま
せんでしたけれども(中略)、当然ながら、南沙諸
島の問題で、いろいろと、当事者であるベトナム
との間で、そうした島、尖閣諸島も含めて、幾つ
かの問題については話をしっかりといたしまし
た。しかし、それについては表でどう言うこと
とはお互い控えようということで、この場でも、
いろいろな場でも申し上げてはおりません。しか
し、そういうことがあって、ベトナムは、日本と
の関係をこの比較的短い間に急激に進めてくれま
して、(後略)」と、大要、答弁されたところであ
る。しかし、この答弁からは、ベトナムとの間で
南沙諸島の問題を話し合ったことは、両国におい
て公表しないこととされていたのでは、と思料さ
れる。ついては、以下五項目にわたり質問する。

一 菅総理は、ASEMに行つたときに、いつ、
ベトナム首脳と会談されたのか、うかがう。
二 菅総理とベトナム首脳との会談において、南
沙諸島の問題は話し合われたのか、確認する。
三 我が国とベトナムとの間では、「菅総理とベ
トナム首脳との会談において南沙諸島の問題が
話し合われた」事実そのものを公表することを
控えることとしたのではないか、確認する。

四 仮に三がその通りだとすると、菅総理の答弁
は、日本とベトナムとの外交関係上、好ましく
ないものと思料するが、内閣の見解をうかが
う。

五 一般論として、外交上公表されていない事実
を答弁する場合には、相当の判断が求められる
ものと思うが、内閣の見解をうかがう。
右質問する。

内閣衆質一七六第一五八号

平成二十二年十一月二十四日

内閣総理大臣 菅 直人

衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員橘慶一郎君提出平成二十二年十一
月八日の衆議院予算委員会における菅総理のベ
トナムに係る答弁に関する質問に対し、別紙答
書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員橘慶一郎君提出平成二十二年十
一月八日の衆議院予算委員会における菅総
理のベトナムに係る答弁に関する質問に対
する答弁書

一について

菅内閣総理大臣は、本年十月四日、ズン・ベ
トナム首相との間で首脳会談を行った。
二から五までについて
本年十月四日の日越首脳会談においては、両
国共通の関心事項として、南シナ海や東シナ海
を含む地域情勢について意見交換を行ったが、
個別のやり取りの詳細について明らかにするこ

とは、相手国との関係もあり、差し控えることとして。御指摘の菅内閣総理大臣の答弁は、このような趣旨を述べたものである。

平成二十二年十一月十二日提出
質 問 第一五九号

学校給食の調理方式に関する質問主意書

提出者 橘 慶一郎

学校給食の調理方式に関する質問主意書

小中学校における学校給食の調理方式には、校内で調理する「自校単独方式」と、複数校の給食を別施設でまとめて調理する「共同調理場方式」の二通りがあると理解している。それぞれの方式にメリット・デメリットがあり、各自自治体において、地域の実情や関係者の意見を踏まえて方式を選択しているところだが、時代の変化により、学校給食に求められている役割には変化も生じてきているものと考えている。ついては、今日的な国の考え方に関し、以下四項目にわたり質問する。

一 「自校単独方式」と「共同調理場方式」のメリット・デメリットについての考え方がうかがう。
二 近年、国として「食育」を推進しているが、この観点から学校給食に期待する役割についての考え方をうかがう。

三 近年、国として「地産地消」を推進しているが、この観点から学校給食に期待する役割についての考え方をうかがう。

四 二、三のような、学校給食に期待される新たな役割に照らし、二つの調理方式に対する国としての考え方には変化があるのか、うかがう。
右質問する。

内閣衆質一七六第一五九号

平成二十二年十一月二十四日

菅 直人

衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員橘慶一郎君提出学校給食の調理方式に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員橘慶一郎君提出学校給食の調理方式に関する質問に対する答弁書

一 について

一般に、お尋ねの「自校単独方式」については、児童生徒が調理員との交流を通じて食に対する感謝の念や理解を深めやすいなどのメリットがある一方で、施設整備費や人件費等の財政負担が大きいなどのデメリットがあり、「共同調理場方式」については、施設整備費や人件費等の財政負担が小さいなどのメリットがある一方で、児童生徒にとって調理員の姿が見えにくいなどのデメリットがあるものと認識している。

二 について

学校給食は、学校において食育を推進するに当たり、児童生徒の食に関する正しい理解と適切な判断力を養う上で重要な役割を有すると考えている。

三 について

学校が所在する地域の産物を学校給食に活用することは、地域の食文化、食に係る産業及び自然環境の恵沢に対する児童生徒の理解の増進を図る上で重要な役割を有すると考えている。

四 について
お尋ねの二つの調理方式については、一につ

いて述べたとおりそれぞれメリット及びデメリットがあり、そのいずれかを選択するかについては、二について及び三について述べた学校給食の役割も考慮しつつ、財政状況や学校の立地状況等を踏まえ、各学校の設置者が適切に判断すべきものと考えている。

平成二十二年十一月十二日提出
質 問 第一六〇号

平成二十三年度に向けた法人税制の検討に関する質問主意書

提出者 橘 慶一郎

平成二十三年度に向けた法人税制の検討に関する質問主意書

今臨時国会の衆議院経済産業委員会において、大畠経済産業大臣は挨拶の中で「法人課税については、国際水準への引き下げに向け、まずは五%の税率引き下げを目指しており、来年度からの実現に努めてまいります」と述べられたところである。ついては、経済産業省における平成二十三年度に向けた法人税制の検討状況について、以下二項目にわたり質問する。

一 法人税率については、国際比較を踏まえ、当面五%の引き下げを目指すことは時宜にかなうものと理解するところだが、我が国の厳しい財政状況を勘案すると、減税分をいかに償うかが政府全体としての検討の焦点になるものと考えられる。ついては、経済産業省として、税収の維持策についてどのように考えているのか、うかがう。

二 仮に、法人税率の引き下げが困難となった場合、中小企業向け軽減税率の適用範囲を見直し、中堅企業向けに資本金の限度額を引き上げる案、また、所得の限度額を引き上げる案も、経済対策としてはあり得るものと考えているが、経済産業省としての見解をうかがう。

右質問する。

内閣衆質一七六第一六〇号

平成二十二年十一月二十四日

菅 直人

衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員橘慶一郎君提出平成二十三年度に向けた法人税制の検討に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員橘慶一郎君提出平成二十三年度に向けた法人税制の検討に関する質問に対する答弁書

一 及び二 について

法人実効税率の引下げについては、「新成長戦略実現に向けた三段構えの経済対策」(平成二十二年九月十日閣議決定)において、「日本に立地する企業の競争力強化と外資系企業の立地促進のため、課税ベースの拡大等による財源確保の中で検討して結論を得ることとしており、こうした方針に沿って税制調査会において検討してまいりたい。

平成二十二年十一月十二日提出
質問 第一 六 一 号

次世代スーパーコンピュータ「京」の開発・整備に関する質問主意書

提出者 橋 慶一郎

次世代スーパーコンピュータ「京」の開発・整備に関する質問主意書

幅広いユーザーニーズに応える革新的ハイパフォーマンス・コンピューティング・インフラ（高機能演算研究基盤）の確実な構築に向けて、次世代スーパーコンピュータ「京」の開発・整備が着実に進み、「円高・デフレ対応のための緊急総合経済対策」（平成二十二年十月八日閣議決定）において、工程の一部を前倒しする方針となったところである。ついては、「京」の開発・整備に関し、以下三項目にわたり質問する。

- 一 九月下旬よりコンピュータ本体の工場からの出荷が始まったとのことだが、製造業を所管する立場で、経済産業省として、本プロジェクトにどのような期待をしているのか、うかがう。
- 二 神戸市に所在する本基盤の活用のために整備すべき環境について、自治体や経済団体からどのような要望が寄せられているのか、うかがう。
- 三 特に、本基盤とユーザ間で大量の情報を伝達する伝送路についての整備が不可欠ではないかと思料するが、いかがか。

内閣衆質一七六第一六一号
平成二十二年十一月二十四日

内閣総理大臣 菅 直人
衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員橋慶一郎君提出次世代スーパーコンピュータ「京」の開発・整備に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員橋慶一郎君提出次世代スーパーコンピュータ「京」の開発・整備に関する質問に対する答弁書

一について

政府としては、次世代スーパーコンピュータの開発・整備により、最先端の情報通信技術の獲得を通じて情報通信機器産業の技術力の向上や、高速で高精度のシミュレーションの実施を通じて科学技術の進展等による関連産業の競争力の強化等が期待できるものと考えている。

二について

地方公共団体や経済団体等からは、文部科学省に対し、次世代スーパーコンピュータの共用促進のための運営体制を整備すること、次世代スーパーコンピュータの利用促進のためのアプリケーションソフトウェアに関する研究開発を支援すること、次世代スーパーコンピュータの利用を担う人材育成のための教育研究環境の整備を支援すること等について要望が寄せられている。

三について

御指摘の伝送路の在り方については、現在、

スーパーコンピュータを所有する機関や利用する機関等において議論を行っているところであり、文部科学省としては、その議論の結果を踏まえ、具体的な検討を進めていくこととしている。

平成二十二年十一月十二日提出
質問 第一 六 二 号

レアアース問題の我が国製造業に与える影響と対策に関する質問主意書

提出者 橋 慶一郎

レアアース問題の我が国製造業に与える影響と対策に関する質問主意書

本年七月八日、中国商務部はレアアース輸出枠を約八千トンと公表し、半期ベースで従来の七割減とされた。その後九月に入り、レアアースの我が国への輸出手続きが滞るなど、問題が大きく顕在化したところである。ついては、レアアース問題の我が国製造業に与える影響と対策について、以下四項目にわたり質問する。

- 一 レアアースのサプライチェーン上、影響を受ける品目は、最終製品ではパソコン、自動車、デジタルカメラ等とのことだが、ラインの川上では、最終製品に欠かせない部品や材料が直接の影響を受けていると聞いている。これらの部品や材料の中には我が国の世界に占める生産シェアが極めて高いものがあるようであるが、具体的に三程度示されたい。
- 二 「ものづくり」すなわち製造業は我が国の強みであるが、今やその根幹は材料分野での世界に

誇ることである技術水準にあるのではないかと考える。経済産業省の認識をうかがう。

三 このような材料では、日本各地に所在する企業の生産シェアが世界のトップクラスに達している例も多いのではないかと思料する。このような企業の我が国の製造業に果たす役割こそが重要ではないかと思うが、経済産業省の認識とこれら企業への支援の取り組みの現状をうかがう。

四 我が国製造業の根幹の一つと言える、レアアースを原料とする様々な部品や材料の生産技術を守る観点からも、レアアースの供給確保対策は重要であると考えるが、経済産業省の取り組みをうかがう。

内閣衆質一七六第一六二号
平成二十二年十一月二十四日

内閣総理大臣 菅 直人
衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員橋慶一郎君提出レアアース問題の我が国製造業に与える影響と対策に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員橋慶一郎君提出レアアース問題の我が国製造業に与える影響と対策に関する質問に対する答弁書

一について

レアアースを使用する御指摘の「最終製品に欠かせない部品や材料」の中で、世界全体の生

産量に占める我が国企業の生産量の割合が極めて高いものとしては、パーソナルコンピュータ等に使用される磁気ディスク記憶装置のガラス基板、自動車に使用される触媒コンバータの触媒材料、デジタルカメラ等に使用される光学ガラス等が挙げられる。

二について

製造業は、我が国経済の活力と雇用を支える重要な役割を担っているが、特に材料分野において、我が国の企業は世界最高水準の技術力を有しており、一部の材料製品については、世界全体の生産量に占める我が国企業の生産量の割合が高いと認識している。

三について

特定の材料の生産において世界全体の生産量に占める割合が高い企業は全国各地に所在しており、こうした企業が我が国経済を活性化させる役割は重要であると認識している。経済産業省としては、こうした企業に対しても、技術開発支援や国内立地支援など各種の支援策を行っている。

四について

政府としては、レアアース等の供給確保に向けて、「円高・デフレ対応のための緊急総合経済対策」(平成二十二年十月八日閣議決定)において、鉱山等の開発や権益の確保、レアアース等代替技術の開発、廃製品からのレアアース等の回収及びレアアース等への依存低減等を目的とした企業の設備投資に対する支援に、取り組むこととしたところである。

平成二十二年十一月十五日提出
質問 第一 六 三 号

北方領土問題の解決に向けた内閣府副大臣の
発言に関する質問主意書

提出者 浅野 貴博

北方領土問題の解決に向けた内閣府副大臣の
発言に関する質問主意書

本年十一月十一日、末松義規内閣府副大臣は民放テレビ局の番組に出演し、北方領土問題について「今やれば(日本が求める)四島全部は取れない。タイミングをずっと延ばして一世代待ち、日本側が有利なタイミングを見るしかない」との発言(以下、「発言一」という。)をしている。また、同月十二日、北海道根室市の波多雄志市議会議長はじめ九人の議員の訪問を受けた際に、末松副大臣は以下の発言をしている。

「(四島即時返還は現実的に極めて考えにくい。長期的な視点が必要だ)(以下、「発言二」という。)

「ウイン・ウインの関係で今合意するとしたら、日本が四一〇で勝つのは想像しがたい」(以下、「発言三」という。)

「タイミングを選んで日本が極めて有利な時に持っていくことだ」(以下、「発言四」という。)

そして更に、パレスチナ問題を引き合いに出して次のように述べている。

「日本人みたいに性急ではなく、孫の代も考えてやっている」(以下、「発言五」という。)

右を踏まえ、質問する。

一 「発言一」から「発言五」に対する政府の見解如何。

何。右は、政府の公式な見解を反映したものか。

二 第二次世界大戦後、北方領土を追われた元島民の方々は、平均年齢が既に七十年代後半を迎えており、戦後六十五年がすぎた今も、北方領土問題が解決に向けて一向に前進していないことに、焦りを超えた焦燥感、絶望感を抱いている。自分たちの代で解決しなくても、子や孫の代では必ず解決してほしいという思いを持つのと同時に、自分たちが健在なうちに、かけがえないふるさとである北方領土に帰りたいとの強い願いを抱いている。また二〇〇六年八月十六日には、ロシアの国境警備隊に、羅臼町の漁船が銃撃・拿捕されるという痛ましい事件が起きている。北方領土問題の原点の地である根室市、根室管内羅臼町、標津町、中標津町、別海町はじめ道東地域は、この問題が解決しないことにより、経済的に大変な疲弊をしており、一朝一夕に解決しないまでも、解決に向けた着実な前進を切望している。「発言二」にあるように、歯舞、色丹、国後、択捉の四島が同時に即時に返還されることは現実的に厳しく、また「発言三」にあるように、現実的な交渉論からしても、四島が我が国に帰属することをロシアが認めることを、交渉を始める前提とすると、そもそもロシア側が議論に乗ってこない可能性が高いのも事実である。しかしながら、これらのことを考慮しても、この問題が解決するまでもう一世代待つべきとした末松副大臣の発言、特に「発言一」、「発言三」、「発言四」は、解決を待ちわびてきた元島民はじめ地域住民、そして日

本国民の思いを踏みにじるものであり、政府の人物の発言としては不適切であったと考えるが、いかがか。

三 パレスチナ問題に関する政府の認識如何。

四 その発端、歴史的経緯、背景、当事者による交渉等、パレスチナ問題と北方領土問題にはどのような相似点があり、また違いがあるか。政府の認識如何。

五 パレスチナ問題を引き合いに出した末松副大臣の「発言五」は適切なものであったか。政府の見解如何。

六 政府、特に馬淵澄夫沖繩及び北方対策担当大臣として、末松副大臣の一連の発言について、何らかの注意をしているか。右質問する。

内閣衆質一七六第一六三号
平成二十二年十一月二十四日

衆議院議長 横路 孝弘殿
衆議院議員浅野貴博君提出北方領土問題の解決に向けた内閣府副大臣の発言に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員浅野貴博君提出北方領土問題の解決に向けた内閣府副大臣の発言に関する質問に対する答弁書

一、二、五及び六について
政府としては、北方四島の帰属の問題を解決してロシア連邦との間で平和条約を締結するという基本的方針の下、引き続き、強い意思を

もってロシア連邦政府との交渉を行っていく考えである。

御指摘の「発言二」から「発言五」までについては、このような政府の立場を基に、北方地域元居住者や北方領土返還要求運動関係者が長きにわたって北方四島の返還を待ちわびておられるとの強い思いに接し、可能な限り早期に解決すべきとの認識を前提として、諸外国における事例にも触れながら、粘り強い外交交渉が必要であるとの趣旨を強調したものである。

三及び四について

いわゆるパレスチナ問題とは、千九百四十七年の国際連合総会決議第百八十一号（いわゆる「パレスチナ分割決議」）に基づき独立を宣言したイスラエルとこれを認めない近隣アラブ諸国との間で発生した数次にわたる戦争の結果、イスラエルが占領したヨルダン川西岸地区、ガザ地区等の土地を、イスラエルの安全を確保しつつパレスチナを含むアラブ側に返還して、いかに和平を実現するかという問題であると認識している。特にイスラエル・パレスチナ双方の間では、難民、入植地、境界画定等個々の問題を解決し、イスラエルとともに共存共栄するパレスチナ国家を建設することを目標として交渉が行われてきていると承知している。

北方領土問題とは、先の大戦末期の千九百四十五年八月九日、ソヴィエト社会主義共和国連邦（以下「ソ連邦」という。）が、当時まだ有効であった大日本帝国及「ソヴィエト」社会主義共和国連邦間中立条約（昭和十六年条約第六号）に違反して対日参戦し、今日に至るまでソ連邦及び

ロシア連邦による北方四島の占拠が続いている問題であると認識している。

このように二つの問題は、それぞれ歴史的経緯等を異にしており、単純に比較することは困難である。

平成二十二年十一月十五日提出
質問 第一六四号

国後島を訪問したメドベージェフ・ロシア大統領による更なる北方領土訪問に係る外務省の認識に関する質問主意書

提出者 浅野 貴博

国後島を訪問したメドベージェフ・ロシア大統領による更なる北方領土訪問に係る外務省の認識に関する質問主意書

本年九月二十九日、ロシアのメドベージェフ大統領は「近い将来、必ずクリルを訪問する」旨の発言をし、十一月一日の日本時間午前九時過ぎ、国後島を訪問した。右を受け、同月三日、ロシアのラブロフ外務大臣は、メドベージェフ大統領が今後歯舞群島、色丹島の訪問も検討している旨述べている（以下、「ラブロフ発言」という。）。右を踏まえ、質問する。

一 「ラブロフ発言」を受け、政府、特に外務省として、現在までしっかりした情報収集を行っているか。

二 政府、特に外務省として、メドベージェフ大統領による歯舞群島、色丹島訪問実現の可能性について、どのような分析をしているか。

三 本年十一月四日、菅直人内閣総理大臣は、メ

ドベージェフ大統領による歯舞群島、色丹島訪問について、「日本の立場は、この問題を含めてきちっと改めて伝えてある」と述べていると承知するが、政府、特に外務省として、右につきロシア側にどのような働きかけをしているのか説明されたい。

右質問する。

内閣衆質一七六第一六四号

平成二十二年十一月二十四日

内閣総理大臣 菅 直人

衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員浅野貴博君提出国後島を訪問したメドベージェフ・ロシア大統領による更なる北方領土訪問に係る外務省の認識に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

（別紙）

衆議院議員浅野貴博君提出国後島を訪問したメドベージェフ・ロシア大統領による更なる北方領土訪問に係る外務省の認識に関する質問に対する答弁書

一について

政府としては、在ロシア連邦日本国大使館等を通じて必要な情報の収集等を行ってきた。

二について

お尋ねの点についてお答えすることは、今後の情報収集等に支障を来すおそれがあることから、差し控えたい。

三について

政府としては、メドベージェフ・ロシア連

邦大統領が北方四島を訪問することは受け入れられないとする我が国の立場については、様々なレベルでロシア側に対して伝達してきている。

平成二十二年十一月十五日提出
質問 第一六五号

海上保安庁巡視船に中国漁船が衝突した際の映像をインターネット上に流出させた第五管区海上保安本部海上保安官の宿泊先等に関する質問主意書

提出者 浅野 貴博

海上保安庁巡視船に中国漁船が衝突した際の映像をインターネット上に流出させた第五管区海上保安本部海上保安官の宿泊先等に関する質問主意書

本年九月七日、尖閣諸島周辺に侵入した中国漁船が、我が国の海上保安庁巡視船に衝突する事件が起きた。右を受け、同月八日、石垣海上保安部は同漁船の船主雄船長を公務執行妨害の容疑で逮捕したものの、同月二十四日、那覇地方検察庁の鈴木亨次席検事は、その船長を処分保留として釈放することを発表した。船長は翌二十五日午前一時半過ぎに釈放され、中国政府のチャーター機で帰国した。本年十一月四日より、船長が巡視船に衝突する様子を録画した映像が動画サイト「ユーチューブ」に投稿されていると話題になり、同月十日、第五管区海上保安本部の海上保安官（以下、「保安官」という。）が、自ら投稿したことを上司に名乗り出ている。右を踏まえ、質問する。

一 「保安官」は現在、捜査当局による取調べを受けていると承知するが、右はいづから始まり、また一日のうち何時から何時まで行われているのか明らかにされたい。

二 本年十一月十三日の朝日新聞に、「食事は弁当、庁舎で寝泊まり」との見出しの記事が掲載されている。その中に、「海保関係者によると、保安官は、法務省の出先機関なども入る十一階建て神戸第二地方合同庁舎の八階にある五管の一室で三日間、任意の調べを受けた。食事は弁当が届けられ、夜は庁舎内でシャワーを浴び、宿直部屋で眠る生活という。私用の携帯電話は使用可能で、家族とも連絡は取り合えたが、面会はしていなかった。」旨の記述がある。

また同月十四日の朝日新聞に、「聴取中の本人が会見？ 五管が準備、結局中止 政権への影響 保安庁が心配」との見出しの記事が掲載されている。その中に、「結局、深夜になつて会見の中止が伝えられ、保安官は五管本部に泊まった。会見の調整をしていた五管幹部は『泊まるのは本人の意向。本人は捜査の対象で、会見はあり得ない』と強調した。」旨の記述がある。

三 第五管区海上保安本部として、どのような場合に職員が同本部に寝泊まりすることを認めているのか。

四 「保安官」が第五管区海上保安本部に宿泊した

際、超過勤務手当は支払われているか。

五 「保安官」に食事が届けられているという事実はあるか。あるのなら、それに係る経費はどこから支出されているのか説明されたい。

六 「保安官」が第五管区海上保安本部に宿泊したことは、同本部による職務命令を受けてのことか。

七 予防拘禁の定義如何。

八 「保安官」が第五管区海上保安本部に宿泊したことは、予防拘禁に該当するのではないのか。右質問する。

内閣衆質一七六第一六五号

平成二十二年十一月二十四日

内閣総理大臣 菅 直人

衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員浅野貴博君提出海上保安庁巡視船に中国漁船が衝突した際の映像をインターネット上に流出させた第五管区海上保安本部海上保安官の宿泊先等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員浅野貴博君提出海上保安庁巡視船に中国漁船が衝突した際の映像をインターネット上に流出させた第五管区海上保安本部海上保安官の宿泊先等に関する質問に対する答弁書

一について

現在継続中の捜査の具体的内容にかかわる事柄であるので、答弁を差し控えた。

二について

お尋ねの「保安官」は、平成二十二年十一月十日昼から同月十六日未明までの間、本人の意思により、海上保安庁第五管区海上保安本部（以下「五管本部」という。）の庁舎内に滞在していたと承知している。

三について

五管本部においては、業務を遂行する場合のほか、やむを得ない事由により庁舎を使用する場合であつて、当該庁舎内で行う行為が業務の遂行を妨げず、かつ、庁舎内の秩序維持及び安全保持に支障のない場合に、職員が庁舎を使用することを認めている。

四について

超過勤務手当は支払われていない。

五について

お尋ねについては、御指摘の「保安官」のプライバシーにかかわる事柄であり、答弁を差し控えた。なお、お尋ねの「経費」について、五管本部は支出していない。

六について

お尋ねの「保安官」が五管本部の庁舎内に滞在していたのは、本人の意思によるものであつて、職務命令によるものではない。

七及び八について

現行法令において、お尋ねの「予防拘禁」について定めた規定は存在しない。いづれにせよ、お尋ねの「保安官」は、本人の意思により五管本部の庁舎内に滞在していたと承知している。

平成二十二年十一月十五日提出
質 問 第 一 六 六 号

整備新幹線問題検討会議及び調整会議に関する質問主意書

提出者 木村 太郎

整備新幹線問題検討会議及び調整会議に関する質問主意書

国土交通省は昨年十二月の政務三役会議において「整備新幹線問題検討会議」と、関係省を含めた「整備新幹線問題調整会議」を設置し、その基本方針の中で、「関係地域の取り組み等整備の意義を十分に検証した上で、国民の理解を得ながら計画的に整備を進める必要がある」とし、さらには、当該地域における鉄道のあり方の検討での並行在来線・貨物鉄道の維持のあり方については、「国、関係地方公共団体、JR等の関係者で、検討を行う」としている。

しかし、私が整備新幹線に関連する質問主意書を過去二回にわたって提出してきたが、その答弁書（平成二十二年六月二十二日、内閣衆質一七四第五七五号）と平成二十二年十月十二日、内閣衆質一七六第二二二号は、同会議の基本方針を引用しつつも、沿線自治体の同意によってJRから経営分離された並行在来線については、地域の足として、当該地域の力で維持することが基本であるとし、全く国は責任がなく、後は地方で勝手にやってくれといわんばかりの文言であつた。

米国では、高速道路のことを「全米州間国防高速道路網」というが、それは、有事の際に国民の生命線ともいふべき輸送路、補給路等を想定した

ものであり、鉄道も同様の働きをすることは論を俟たない。特に四面海なる我が国においては、国土の辺圉を守らねば、到底国を保つことはできない。

同会議は、政務三役を中心とする政治主導で検討されていると聞くが、整備新幹線の根幹をなすものは、国民の生命と財産を守ることであり、全うな国家観に起った討議の場であればならぬと考える。

従つて、次の事項について質問する。

一 整備新幹線問題検討会議及び調整会議の構成員の員数と氏名・経歴を示されたい。

二 一に關連し、構成員の選考においての条件、基準を示されたい。

三 一、二に關連し、同会議において、JR以外の有識者など幅広く参考人として招致すべきと考えるが、管内閣の見解如何。

四 本年四月の事業仕分けにより、鉄道建設・運輸施設整備支援機構の利益剰余金について、国庫返納すべきと判定され、一般財源に切り替えると聞く。本来、旧国鉄やJRの用地、株式の売却収入であり、未だに整備が完了していない整備新幹線の整備に關する財源及び並行在来線の維持確保の財源として活用することが筋であると考え、管内閣の見解如何。

五 四に關連し、ヒアリング等十分な精査、議論がなされたのか、これまでの経緯を示されたい。

六 整備新幹線の根底にあるものは、国民の足のみならず、生命と財産を守ることにあるという観点から、地域の力で維持することが基本では

なく、国が整備新幹線のために、その財源を確保し、活用することが当然であると考え、管内閣の見解如何。右質問する。

内閣衆質一七六第一六六号

平成二十二年十一月二十四日

内閣総理大臣 菅 直人

衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員木村太郎君提出整備新幹線問題検討会議及び調整会議に關する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員木村太郎君提出整備新幹線問題

検討会議及び調整会議に關する質問に対する

答弁書

一及び二について

整備新幹線問題検討会議は、「整備新幹線問題検討会議等の設置について(改訂)」(平成二十二年十月十五日国土交通省政務三役会議決定。以下「政務三役会議決定」という。)に基づき、馬淵国土交通大臣、三井国土交通副大臣、池口国土交通副大臣、津川国土交通大臣政務官、小泉国土交通大臣政務官及び市村国土交通大臣政務官の六名により構成しており、また、整備新幹線問題調整会議は、政務三役会議決定において、「津川事務局長が主宰する調整会議を設置し、・・・調整会議には、関係省から、総務大臣政務官、財務大臣政務官が参加する」としていることを踏まえ、津川国土交通大臣政務官、逢坂総務大臣政務官及び吉田財務大臣政務官の

三名により構成している。各構成員の経歴については、首相官邸のホームページで公表しているところである。

三について

お尋ねの点については、これまで、整備新幹線問題調整会議において、御指摘の「JR」関係各社のほか、関係地方公共団体及び交通政策、財政政策、地域政策等の分野の有識者からもヒアリングを行ってきたところである。

四について

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の特例業務勘定の利益剰余金の取扱については、平成二十三年度政府予算案の決定までに結論を得るよう、検討してまいりたい。

五について

お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではなく、お答えすることは困難である。

六について

お尋ねの点については、平成二十一年十二月二十四日に整備新幹線問題検討会議において決定した「整備新幹線の整備に關する基本方針」において、「整備新幹線の整備(並行在来線の維持を含む)に伴う地方負担の軽減について、整備新幹線問題検討会議等において、引き続き検討を行うものとする」としていること、及び同日に決定した「当面の整備新幹線の整備方針」において、建設中の区間について「未着工区間の建設財源に優先して、工事費増額分の不足財源を確保する」とするとともに、未着工の区間について「開業済区間の貸付料、今後開業する区間の貸付料、既設新幹線譲渡収入のさらなる活

用、公共事業関係費等を含め、幅広い観点から安定的な財源確保の方策を検討する」としていることを踏まえ、引き続き、整備新幹線問題調整会議等において、幅広い観点から検討を進めてまいりたい。

平成二十二年十一月十五日提出
質問 第一六七号

学位規則に關する質問主意書

提出者 山口 俊一

学位規則に關する質問主意書

平成二十二年十一月十日の徳島新聞一面に、四国大学が学位論文の提出がないままに博士号を与えた、との記事が掲載された。これは博士号という最高学位の信頼問題にもかかわり、長年の功勞に報いる形で出されたとなると、重大な法令違反になると考える。

これを踏まえて、次の事項について質問する。

一 徳島新聞の報道を受け、政府として事実関係について調査されたのかお聞かせいただきたい。また報道内容が事実だと確認したとすれば、現時点における、四国大学に対する文部科学省の指導内容と、その指導に対する四国大学からの回答をお教えいただきたい。

二 文部科学省として、大学の学位の授与についてどのように監督されているのかお聞かせいただきたい。また、徳島新聞の記事のような省令違反が確認された時にどのような罰則あるいはペナルティが科せられるのかも併せてお聞かせいただきたい。

三 この種の学位授与が他の大学において行われていないかどうか調査する必要があると思われるが、政府の認識をお聞かせいただきたい。また、既に調査済みであれば、その調査内容と結果をお教えいただきたい。

四 平成十九年以降、文部科学省の職員（政務及び事務の職員）が四国大学を訪問した事はあるかお聞かせいただきたい。あるのであれば、訪問者の氏名・役職、訪問日時及び訪問の目的をお聞かせいただきたい。

五 国から四国大学へ、年間どれくらいの補助金を出しているのかお教えいただきたい。また、公的補助が出ている以上、文部科学省はしっかり監督する義務があると思うが、政府の認識をお聞かせいただきたい。

内閣衆質一七六第一六七号
平成二十二年十一月二十四日

内閣総理大臣 菅 直人

衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員山口俊一君提出学位規則に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員山口俊一君提出学位規則に関する質問に対する答弁書

一について

御指摘の四国大学における事案（以下「本件事案」という。）については、文部科学省において、御指摘の新聞報道があった本年十一月十日に、四国大学から事実関係を聴取し、四国大学

の教授二名が、博士論文を提出することなく博士の学位を授与されたことを確認したところであり、現在、四国大学に対し、詳細な事実関係の調査の結果と、それを踏まえた再発防止策を含む大学の対応策について報告を求めているところである。

二、三及び五について

大学が行う学位授与については、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）及び学位規則（昭和二十八年文部省令第九号）並びに各大学が定めるところに従い、各大学がそれぞれの責任において厳正に行うべきものであり、文部科学省としては、各大学に対し、平素から厳正な学位審査体制の確立を求めている。

学校教育法では、同法及び学位規則の規定に違反して学位を授与した場合の罰則は定められていないが、文部科学省においては、学位授与に関し法令違反があると認めるときは、当該大学に対し、自主的な改善を求めるなどの必要な措置を講ずることとしている。

現在のところ、四国大学以外の大学において本件事案と同様の事案が発生しているとは承知しておらず、お尋ねのような調査を行うことは考えていない。

また、国から四国大学に対しては、平成二十一年度中、合計四億五千六百九十万九千円の補助金等を交付しているが、こうした補助金等の交付に伴う監督については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）等に基づき適切に行ってまいりたい。

四について

お尋ねについては、平成二十一年十一月十三日に高井美穂文部科学大臣政務官並びに大臣官房総務課職員一名及び高等教育局学生・留学生課職員二名が四国大学の就職支援担当部署との意見交換等のために、平成二十一年十二月八日に山下和茂初等中等教育局教職員課長及び同課職員二名が四国大学における教員免許の認定課程に係る実地視察のために、それぞれ公務として四国大学を訪問している。

環境影響評価法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院において可決した。よって国会法第八十三条により送付する。

平成二十二年四月二十一日

参議院議長 江田 五月

衆議院議長 横路 孝弘殿

環境影響評価法の一部を改正する法律

（環境影響評価法の一部改正）

第一条 環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）の一部を次のように改正する。

第二条 第二項第二号口中「及び同項第二号の負担金」を、「同項第二号の負担金及び同項第四号の政令で定める給付金のうち政令で定めるものに改める。

第六条 第一項中「対し、方法書」の下に「及びこれを要約した書類（次条において「要約書」という。）」を加える。

第七条中「前条第一項に規定する地域内にお

いて、方法書を公告の日から起算して一月間縦覧に供しなければ」を「公告の日から起算して一月間、方法書及び要約書を前条第一項に規定する地域内において縦覧に供するとともに、環境省令で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表しなければ」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（説明会の開催等）

第七条の二 事業者は、環境省令で定めるところにより、前条の縦覧期間内に、第六条第一項に規定する地域内において、方法書の記載事項を周知させるための説明会（以下「方法書説明会」という。）を開催しなければならない。この場合において、当該地域内に方法書説明会を開催する適当な場所がないときは、当該地域以外の地域において開催することができる。

2 事業者は、方法書説明会を開催するときには、その開催を予定する日時及び場所を定め、環境省令で定めるところにより、これらを方法書説明会の開催を予定する日の一週間前までに公告しなければならない。

3 事業者は、方法書説明会の開催を予定する日時及び場所を定めようとするときは、第六条第一項に規定する地域を管轄する都道府県知事の意見を聴くことができる。

4 事業者は、その責めに帰することができない事由であつて環境省令で定めるものにより、第二項の規定による公告をした方法書説明会を開催することができない場合には、当該方法書説明会を開催することを要しない。

5 前各項に定めるもののほか、方法書説明会の開催に關し必要な事項は、環境省令で定める。

第八条第一項中「前条」を「第七条」に改める。

第十条第一項中「ときは」の下に、「第四項に規定する場合を除き」を加え、同条に次の三項を加える。

4 第六条第一項に規定する地域の全部が一の政令で定める市の区域に限られるものである場合は、当該市の長が、前条の書類の送付を受けたときは、第一項の政令で定める期間内に、事業者に対し、方法書について環境の保全の見地からの意見を書面により述べるものとする。

5 前項の場合において、前条に規定する都道府県知事は、同条の書類の送付を受けたときは、必要に応じ、第一項の政令で定める期間内に、事業者に対し、方法書について環境の保全の見地からの意見を書面により述べるものことができる。

6 第四項の場合において、当該市の長は、前条の書類に記載された意見に配慮するものとする。

第十一条第一項中「前条第一項」の下に、「第四項又は第五項」を加え、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 主務大臣は、前項の規定による事業者の申出に応じて技術的な助言を記載した書面の交付をしようとするときは、あらかじめ、環境大臣の意見を聴かなければならない。

第十二条第二項中「前条第三項」を「前条第四項」に、「同条第三項」を「同条第四項」に改める。

第十三条中「第十一条第三項」を「第十一条第四項」に改める。

第十四条第一項第三号中「意見」の下に「又は同条第四項の政令で定める市の長の意見及び同条第五項の都道府県知事の意見がある場合にはその意見を加える。

第十五条中「第十条第一項」の下に、「第四項又は第五項」を加え、「及び第十七条」を削る。

第十六条中「関係地域内において、準備書及び要約書を公告の日から起算して一月間縦覧に供しなれば」を「公告の日から起算して一月間、準備書及び要約書を関係地域内において縦覧に供するとともに、環境省令で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表しなれば」に改める。

第十七条第一項中「説明会」を「準備書説明会」に、「説明会を」を「準備書説明会を」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 第七条の二第二項から第五項までの規定は、前項の規定により事業者が準備書説明会を開催する場合について準用する。この場合において、同条第三項中「第六条第一項に規定する地域」とあるのは「第十五条に規定する関係地域」と、同条第四項中「第二項」とあるのは「第十七条第二項において準用する第二項」と、同条第五項中「前各項」とあるのは「第十七条第一項及び第二項において準用する前三項」と読み替えるものとする。

第十七条第三項から第五項までを削る。
第二十条第一項中「ときは」の下に、「第四項に規定する場合を除き」を加え、同条第二項を次のように改める。

2 前項の場合において、当該関係都道府県知事は、期間を指定して、準備書について関係市町村長の環境の保全の見地からの意見を求めるものとする。
第二十条に次の四項を加える。

3 第一項の場合において、当該関係都道府県知事は、前項の規定による当該関係市町村長の意見を勘案するとともに、前条の書類に記載された意見及び事業者の見解に配慮するものとする。

4 関係地域の全部が一の第十条第四項の政令で定める市の区域に限られるものである場合は、当該市の長が、前条の書類の送付を受けたときは、第一項の政令で定める期間内に、事業者に対し、準備書について環境の保全の見地からの意見を書面により述べるものとする。

5 前項の場合において、関係都道府県知事は、前条の書類の送付を受けたときは、必要に応じ、第一項の政令で定める期間内に、事業者に対し、準備書について環境の保全の見地からの意見を書面により述べるものことができる。

6 第四項の場合において、当該市の長は、前条の書類に記載された意見及び事業者の見解に配慮するものとする。
第二十一条第一項中「前条第一項」の下に

「第四項又は第五項」を加え、同条第二項第三号を次のように改める。

三 前条第一項の關係都道府県知事の意見又は同条第四項の政令で定める市の長の意見及び同条第五項の關係都道府県知事の意見がある場合にはその意見

第二十二條第二項第一号中「(次号及び第二十六條第一項において「内閣総理大臣等」という。)を削り、同項第二号中「内閣総理大臣等」を「内閣総理大臣又は各省大臣」に改める。

第二十三條中「内閣総理大臣等」を「内閣総理大臣又は各省大臣」に改め、同條の次に次の一條を加える。

(環境大臣の助言)

第二十三條の二 第二十二條第一項各号に定める者が地方公共団体その他公法上の法人で政令で定めるもの(以下この条において「地方公共団体等」という。)であるときは、当該地方公共団体等の長は、次條の規定に基づき環境の保全の見地からの意見を書面により述べる必要があると認める場合には、評価書の送付を受けた後、環境大臣に当該評価書の写しを送付して助言を求めるように努めなければならない。
第二十四條中「前条」を「第二十三條」に改める。

第二十六條第一項第一号中「内閣総理大臣等」を「内閣総理大臣若しくは各省大臣又は委員会の長である国務大臣」に改め、同項第二号中「内閣総理大臣等」を「内閣総理大臣又は各省大臣」に改め、同条第二項中「前条第一項第二号又は

第四十条第二項中「対象事業」とあるのは「第四十条第一項」を「対象事業に係る環境影響評価を」とあるのは「第四十条第一項」に、「とう。」を「とう。」に係る環境影響評価を「に」改め、「同項中」対象事業とあるのは「都市計画対象事業と、同条第二項の下に「及び第三項」を加え、「都市計画決定権者」と、「定める者」を「都市計画決定権者」と、「定める者に」に、「定める者」を「定める者に」に改め、「評価書」を削り、「前条の」を「第二十三条の」に改め、「の事業者」との下に、「同条第二項第二号」とあるのは「前条第一項第二号」とを加える。

第四十一条第二項中「同条に規定する評価書、要約書及び第二十四条の書面」を「評価書、要約書及び第二十四条の書面」及び「評価書、要約書及び同条の書面」を「評価書等」に改め、同条第三項中「同条に規定する評価書、要約書及び第二十四条の書面」及び「評価書、要約書及び同条の書面」を「評価書等」に改める。

第四十八條第二項中「前條第一項」の下に「第四項又は第五項」を加え、「第四十八條第一項の対象港灣計画」を「同項の対象港灣計画」に改め、「」と、同条第二項の下に「及び第三

項」を加え、「同条第三項中「対象事業」を「同条第四項中「対象事業」に、「環境影響評価」とあるのは「港湾環境影響評価」と、「第二条第二項第一号イ」を環境影響評価」とあるのは「港湾環境影響評価」と、「環境影響評価の」とあるのは「港湾環境影響評価の」と、「第二条第二項第一号イ」に改め、「都道府県知事の意見」の下に

「又は同条第四項の政令で定める市の長の意見及び同条第五項の都道府県知事の意見がある場合にはその意見」を加え、「同項第七号」を「同項第七号イ」に改め、「ウの内容」と、の下に「同号二中」を加え、「の総合的な評価を削り、「及び第十條第一項」の下に、「第四項又は第五項」を加え、「第十七條第一項から第四項まで」を「第十七條」に、「及び第二十條第一項」を「第二十條第一項及び第三項から第六項まで並びに第二十一條第一項」に改め、「述べるものとする」とあるのは「述べるものとする。この場合において、当該関係都道府県知事は、期間を指定して、準備書について関係市町村長の環境の保全の見地からの意見を求めるものとする」と、同条第二項中「第十條第二項及び第三項の規定は、前項の規定により」とあるのは「前項の場合において」と、「ついで準用する。この場合において、同条第二項中「前条に規定する市町村長」とあるのは、関係市町村長」と、同条第三項

とあるのは、同項の規定による当該市町村長の意見を勘案するとともに、前条の書類に記載された意見及び港湾管理者の見解に配慮するものとする」と、第二十一条第一項中「事業者」とあるのは「港湾管理者と」を削り、「環境影響評価」とあるのは「港湾環境影響評価」と、「環境影響評価書」を「環境影響評価」とあるのは「港湾環境影響評価」と、「当該環境影響評価」とあるのは「当該港湾環境影響評価」と、「環境影響評価の」とあるのは「港湾環境影響評価の」

と、「環境影響評価書」に、「評価書、要約書及び第二十四条の書面」を「評価書等」に改める。

第四十九条中「説明会」を「方法書説明会若しくは準備書説明会」に改める。

第五十三条第一項第一号中「ための手続」の下に「及び第七条の二第一項の規定による周知のための措置に相当する手続」を、「第七条」の下に「及び第七条の二」を加え、同項第三号中「第十条第一項」の下に「又は第四項」を加え、同項第四号中「又は第四項後段」を削り、同項第六号中「第二十條第一項」の下に「又は第四項」を加える。

第二条 環境影響評価法の一部を次のように改正する。

「第一節 第二種事業に係る判定(第四條)
第二節 方法書の作成等(第五條―第十條)
第三節 環境影響評価の実施等(第十一條―第十三條)」を

第三章 方法書（第五条―第十条）
第四章 環境影響評価の実施等（第十一条―第

「第六章」に、「第五章」を「第七章」に、「第六章」を「第八章」に、「第三十八条」を「第三十八条の五」に、「第七章」を「第九章」に、「第三十九条」を「第三十八条の六」に、「第八章」を「第十章」に改める。

第二章の章名中「準備書」を「方法書」に改める。

第二章第一節から第三節までの節名を削る。
第二章中第四条の前に次の一節及び節名を加える。

(計画段階配慮事項についての検討)

第三條の二 第一種事業を実施しようとする者

(国)が行う事業にあつては当該事業の実施を担当する行政機関(地方支分部局を含む。)の長、委託に係る事業にあつてはその委託をしようとする者。以下同じ。)は、第一種事業に係る計画の立案の段階において、当該事業が実施されるべき区域その他の第二条第二項第一号イからワまでに掲げる事業の種類ごとに主務省令で定める事項を決定するに当たつて

は、同号イからワまでに掲げる事業の種類ごとに主務省令で定めるところにより、一又は二以上の当該事業の実施が想定される区域（以下「事業実施想定区域」という。）における当該事業に係る環境の保全のために配慮すべき事項（以下「計画段階配慮事項」という。）についての検討を行わなければならない。

2 前項の事業が実施されるべき区域その他の事項を定める主務省令は、主務大臣（主務大臣が内閣府の外局長であるときは、内閣総理大臣）が環境大臣に協議して定めるものとする。

3 第一項の主務省令（事業が実施されるべき区域その他の事項を定める主務省令を除く。）は、計画段階配慮事項についての検討を適切に行うために必要であると認められる計画段階配慮事項の選定並びに当該計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法に関する指針につき主務大臣（主務大臣が内閣府の外局長であるときは、内閣総理大臣）が環境大臣に協議して定めるものとする。

（配慮書の作成等）

第三条の三 第一種事業を実施しようとする者は、計画段階配慮事項についての検討を行った結果について、次に掲げる事項を記載した計画段階環境配慮書（以下「配慮書」という。）を作成しなければならない。

一 第一種事業を実施しようとする者の氏名及び住所（法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

二 第一種事業の目的及び内容

三 事業実施想定区域及びその周囲の概況
四 計画段階配慮事項ごとに調査、予測及び評価の結果をとりまとめたもの
五 その他環境省令で定める事項

2 相互に関連する二以上の第一種事業を実施しようとする場合は、当該第一種事業を実施しようとする者は、これらの第一種事業について、併せて配慮書を作成することができ

（配慮書の送付等）

第三条の四 第一種事業を実施しようとする者は、配慮書を作成したときは、速やかに、環境省令で定めるところにより、これを主務大臣に送付するとともに、当該配慮書及びこれを要約した書類を公表しなければならない。

2 主務大臣（環境大臣を除く。）は、配慮書の送付を受けた後、速やかに、環境大臣に当該配慮書の写しを送付して意見を求めなければならない。

（環境大臣の意見）

第三条の五 環境大臣は、前条第二項の規定により意見を求められたときは、必要に応じ、政令で定める期間内に、主務大臣（環境大臣を除く。）に対し、配慮書について環境の保全の見地からの意見を書面により述べることができる。

（主務大臣の意見）

第三条の六 主務大臣は、第三条の四第一項の規定による送付を受けたときは、必要に応じ、政令で定める期間内に、第一種事業を実施しようとする者に対し、配慮書について環

境の保全の見地からの意見を書面により述べることができる。この場合において、前条の規定による環境大臣の意見があるときは、これを勘案しなければならない。

（配慮書についての意見の聴取）

第三条の七 第一種事業を実施しようとする者は、第二条第二項第一号イからワまでに掲げる事業の種類ごとに主務省令で定めるところにより、配慮書の案又は配慮書について関係する行政機関及び一般の環境の保全の見地からの意見を求めるように努めなければならない。

2 前項の主務省令は、計画段階配慮事項につ

いての検討に当たつて関係する行政機関及び一般の環境の保全の見地からの意見を求める場合の措置に関する指針につき主務大臣（主務大臣が内閣府の外局長であるときは、内閣総理大臣）が環境大臣に協議して定めるものとする。

（基本的事項の公表）

第三条の八 環境大臣は、関係する行政機関の長に協議して、第三条の二第三項及び前条第二項の規定により主務大臣（主務大臣が内閣府の外局長であるときは、内閣総理大臣）が定めるべき指針に関する基本的事項を定めて公表するものとする。

（第一種事業の廃止等）

第三条の九 第一種事業を実施しようとする者は、第三条の四第一項の規定による公表を行つてから第七条の規定による公告を行うまでの間において、次の各号のいずれかに該当

することとなつた場合には、配慮書の送付を当該第一種事業を実施しようとする者から受けた者にその旨を通知するとともに、環境省令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

一 第一種事業を実施しないこととしたとき。

二 第三条の三第一項第二号に掲げる事項を修正した場合において当該修正後の事業が第一種事業又は第二種事業のいずれにも該当しないこととなつたとき。

三 第一種事業の実施を他の者に引き継いだとき。

2 前項第三号の場合において、当該引継ぎ後の事業が第一種事業であるときは、同項の規定による公表の日以前に当該引継ぎ前の第一種事業を実施しようとする者が行つた計画段階配慮事項についての検討その他の手続は新たに第一種事業を実施しようとする者となつた者が行つたものとみなし、当該引継ぎ前の第一種事業を実施しようとする者について行われた計画段階配慮事項についての検討その他の手続は新たに第一種事業を実施しようとする者となつた者について行われたものとみなす。

（第二種事業に係る計画段階配慮事項についての検討）

第三条の十 第二種事業を実施しようとする者（国が行う事業にあつては当該事業の実施を担当する行政機関（地方支分部局を含む。）の長、委託に係る事業にあつてはその委託をし

ようとする者。以下同じ。は、第二種事業に係る計画の立案の段階において、第三条の二第一項の事業が実施されるべき区域その他の主務省令で定める事項を決定するに当たっては、一又は二以上の当該事業の実施が想定される区域における当該事業に係る環境の保全のために配慮すべき事項についての検討その他の手続を行うことができる。この場合において、当該第二種事業を実施しようとする者は、当該事業の実施が想定される区域における環境の保全のために配慮すべき事項についての検討その他の手続を行うこととした旨を主務大臣に書面により通知するものとする。

2 前項の規定による通知をした第二種事業を実施しようとする者については、第一種事業を実施しようとする者とみなし、第三条の二から前条までの規定を適用する。

第二節 第二種事業に係る判定

第四条第一項中「国が行う事業にあつては当該事業の実施を担当する行政機関（地方支分部局を含む。）の長、委託に係る事業にあつてはその委託をしようとする者。以下同じ。」を削る。

第五十二条第二項中「第七章」を「前章」に改め、同条に次の一項を加える。

3 第二章の規定は、国の利害に重大な関係があり、かつ、災害の発生その他特別の事情により緊急の実施を要すると認められる事業として政令で定めるものについては、適用しない。

第五十三条第一項第九号を同項第十一号と

し、同項第八号中「第四号」を「第六号」に改め、同号を同項第十号とし、同項第七号中「第四号」を「第六号」に改め、同号を同項第九号とし、同項第六号中「第四号」を「第六号」に改め、同号を同項第八号とし、同項第五号を第七号とし、第四号を第六号とし、同項第三号中「第一号」を「第三号」に改め、同号を同項第五号とし、同項第二号を第四号とし、第一号を第三号とし、同号の前に次の二号を加える。

一 第一種事業に係る計画の立案の段階において、当該事業が実施されるべき区域その他の主務省令で定める事項の決定に当たつて、一又は二以上の事業実施想定区域における当該事業に係る環境の保全のために配慮すべき事項についての検討を行った結果を記載したものであると認められる書類

第三条の三第一項の配慮書

二 主務大臣が前号に掲げる書類について環境の保全の見地からの意見を述べたものであると認められる書類 第三条の六の書面

第五十三条第四項中「第三号」を「第五号」に、「第八号」を「第十号」に、「同項第四号」を「同項第六号」に、「同項第五号」を「同項第七号」に、「同項第六号」を「同項第八号」に、「同項第七号」を「同項第九号」に、「同項第九号」を「同項第十一号」に改める。

第五十四条第一項及び第三項中「第七章」を「前章」に改める。

第五十五条第一項中「について」の下に、「第三条の二から第三条の九まで及び第五条から第二十七条まで」を、「による」の下に「計画段階配

慮事項についての検討、」を加える。

第八章を第十章とする。

第七章第一節中第三十九条の前に次の見出し及び一条を加える。

（都市計画に定められる第一種事業等又は第二種事業等）

第三十八条の六 第一種事業が都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第四条第七項に規定する市街地開発事業（以下「市街地開発事業」という。）として同法の規定により都市計画に定められる場合における当該第一種事業又は第一種事業に係る施設が同条第五項に規定する都市施設（以下「都市施設」という。）として同法の規定により都市計画に定められる場合における当該都市施設に係る第一種事業については、第三条の二から第三条の九までの規定により行うべき計画段階配慮事項についての検討その他の手続及び第五条から第三十八条までの規定により行うべき環境影響評価その他の手続は、第三項、第四十条第二項、第四十一条、第四十三条、第四十四条第一項、第二項及び第五項から第七項まで並びに第四十六条に定めるところにより、同法第十五条第一項の都道府県若しくは市町村若しくは同法第八十七条の二第一項の指定都市（同法第二十二條第一項の場合にあつては、同項の国土交通大臣（同法第八十五条の二の規定により同法第二十二條第一項に規定する国土交通大臣の権限が地方整備局長又は北海道開発局長に委任されている場合にあつては、当該地方整備局長又は北海道開発局長又は市町村）

又は都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第五十一条第一項の規定に基づき都市計画の決定若しくは変更をする市町村（以下「都市計画決定権者」と総称する。）で当該都市計画の決定又は変更をするものが当該第一種事業を実施しようとする者に代わるものとして、当該第一種事業又は第一種事業に係る施設に関する都市計画の決定又は変更をする手続と併せて行うものとする。この場合において、第三条の三第二項、第三条の九第一項第三号及び第二項、第五条第二項、第十四条第二項並びに第三十条第一項第三号及び第二項の規定は、適用しない。

2 第二種事業が市街地開発事業として都市計画法の規定により都市計画に定められる場合における当該第二種事業又は第二種事業に係る施設が都市施設として同法の規定により都市計画に定められる場合における当該都市施設に係る第二種事業については、第二章第一節の規定による計画段階配慮事項についての検討その他の手続は、次項並びに第四十四条第三項及び第四項に定めるところにより、当該都市計画に係る都市計画決定権者が当該第二種事業を実施しようとする者に代わるものとして行うことができる。この場合において、第三条の十第二項の規定により適用される第三条の三第二項並びに第三条の九第一項第三号及び第二項の規定は、適用しない。

3 第一項又は前項の規定により都市計画決定権者が計画段階配慮事項についての検討その他の手続を行う場合における第二章第一節

(第三条の三第二項並びに第三条の九第一項第三号及び第二項を除く。)の規定の適用については、第三条の二第一項中「第一種事業を実施しようとする者(国が行う事業にあつては当該事業の実施を担当する行政機関(地方支分部局を含む。))の長、委託に係る事業にあつてはその委託をしようとする者。以下同じ。は、第一種事業」とあるのは「第三十八条の六第一項の都市計画決定権者(以下「都市計画決定権者」という。))は、第一種事業又は第一種事業に係る施設を都市計画法(昭和四十三年法律第百号)の規定により都市計画に定めようとする場合における当該都市計画に係る第一種事業(以下「都市計画第一種事業」という。))と、第三条の三第一項中「第一種事業を実施しようとする者」とあるのは「都市計画決定権者」と、同項第一号中「氏名及び住所(法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)」とあるのは「名称」と、同項第二号中「第一種事業」とあるのは「都市計画第一種事業」と、第三条の四第一項、第三条の六、第三条の七第一項及び第三条の九第一項中「第一種事業を実施しようとする者」とあるのは「都市計画決定権者」と、同項第一号中「第一種事業を実施しない」とあるのは「都市計画第一種事業を都市計画に定めない」と、第三条の十第一項中「第二種事業を実施しようとする者(国が行う事業にあつては当該事業の実施を担当する行政機関(地方支分部局を含む。))の長、委託に係る事業にあつてはその委託をしようとする者。以下同

じ。とあるのは「第三十八条の六第二項に規定する都市計画決定権者(以下この条において「第二種事業都市計画決定権者」という。))と、当該第二種事業を実施しようとする者」とあるのは「当該第二種事業都市計画決定権者」と、同条第二項中「第二種事業を実施しようとする者」とあるのは「第二種事業都市計画決定権者」と、「第一種事業を実施しようとする者」とあるのは「都市計画決定権者」と、「第三条の二から前条までの規定を適用する」とあるのは「第三十八条の六第三項の規定により読み替えて適用される第三条の二から前条までの規定を適用する。この場合において、同項の規定により読み替えて適用される第三条の二第一項中「第一種事業又は第一種事業に係る施設」とあるのは「第四十条第一項に規定する第二種事業等」と、「第一種事業」とあるのは「第二種事業」と、「都市計画第一種事業」とあるのは「都市計画第二種事業」と、第三十八条の六第三項の規定により読み替えて適用される第三条の三第一項第二号中「都市計画第一種事業」とあるのは「都市計画第二種事業」と、第三十八条の六第三項の規定により読み替えて適用される第三条の九第一項第一号中「都市計画第一種事業」とあるのは「都市計画第二種事業」とする。」

する都市施設(以下「都市施設」という。))を「都市施設」に改め、「次項」の下に「から第四項まで」を加え、「同法第十五条第一項の都道府県若しくは市町村若しくは同法第八十七条の二第一項の指定都市(同法第二十二条第一項の場合にあつては、同項の国土交通大臣(同法第八十五条の二の規定により同法第二十二条第一項に規定する国土交通大臣の権限が地方整備局長又は北海道開発局長に委任されている場合にあつては、当該地方整備局長又は北海道開発局長又は市町村)又は都市再生特別措置法(平成十四年法律第百二十二号)第五十一条第一項の規定に基づき都市計画の決定若しくは変更をする市町村(以下「都市計画決定権者」と総称する。))で当該都市計画の決定又は変更をするもの」を当該都市計画に係る都市計画決定権者」に改め、同条第二項中「国が行う事業にあつては当該事業の実施を担当する行政機関(地方支分部局を含む。))の長、委託に係る事業にあつてはその委託をしようとする者。以下同じ。を「者は」に、「第三十九条第一項の都市計画決定権者(以下「都市計画決定権者」という。))はを「都市計画決定権者は」に改め、「(昭和四十三年法律第百号)」を削り、「とするときを」とするとときは「に改め、同条に次の二項を加える。」

たものを除く。について第二種事業を実施しようとする者が作成した配慮書があるときは、当該第二種事業を実施しようとする者は、都市計画決定権者に当該配慮書を送付するものとする。

4 前項の場合において、配慮書を送付する前に第二種事業を実施しようとする者が行った計画段階配慮事項についての検討その他の手続は都市計画決定権者が行ったものとみなし、当該第二種事業を実施しようとする者に対して行われた計画段階配慮事項についての検討その他の手続は都市計画決定権者に対して行われたものとみなす。

第四十条の見出しを削り、同条第一項中「対象事業がを「第二種事業(対象事業であるものに限る。以下この項及び第四十四条第三項において同じ。))がに、「当該対象事業」を「当該第二種事業」に、「又は対象事業」を「又は第二種事業」に、「係る対象事業」を「係る第二種事業」に、「次条」を「第四十一条に、「対象事業等」を「第二種事業等」に改め、同条第二項中「前項」を「第三十八条の六第一項又は前項」に、「事業者」とあるのは「都市計画決定権者」と、「対象事業に係る」を「事業者は」とあるのは「都市計画決定権者は」と、「対象事業に係る」に、「第四十条第一項の対象事業等」を「第三十八条の六第一項の第一種事業若しくは第一種事業に係る施設又は第四十条第一項の第二種事業等」に、「対象事業」を「第一種事業又は第二種事業」に、「を」と、「主務省令」とあるのは「主務省令・国土交通省令」を」と、「(とに主務省令」とあるのは

は「こと」に主務省令・国土交通省令に、「氏名」を「事業者の氏名」に、「名称」を「都市計画決定権者の名称」に、「同項第四号中「対象事業」とあるのは「都市計画対象事業」を「同項第六号中「事業者」とあるのは「都市計画決定権者」と、同項第七号中「対象事業に係る環境影響評価の」とあるのは「都市計画対象事業に係る環境影響評価の」に改め、「関係市町村長及び」の下に「第三十八条の六第一項の第一種事業を実施しようとする者又は」を加え、同条の次に次の一条を加える。

(都市計画対象事業の環境保全措置等の報告等)

第四十条の二 前条第二項の規定により都市計画決定権者が環境影響評価その他の手続を行う場合における第三十八条の二から第三十八条の五までの規定の適用については、第三十八条の二第一項中「第二十七条の規定による公告を行った事業者(当該事業者が事業の実施前に当該事業を他の者に引き継いだ場合には、当該事業を引き継いだ者)」とあるのは「第四十条第二項の規定により読み替えて適用される第二十六条第二項に規定する評価書等の送付を受けた第三十八条の六第一項の第一種事業を実施しようとする者又は第四十条第一項の事業者(これらの者が事業の実施前に当該事業を他の者に引き継いだ場合には、当該事業を引き継いだ者。以下「都市計画事業者」という。)」と、第三十八条の三第一項中「前条第一項に規定する事業者」とあるのは「都市計画事業者」と、第三十八条の五中「第

三十八条の二第一項に規定する事業者」とあるのは「都市計画事業者」とする。

第四十一条第一項から第三項までの規定中「前条第二項を」第四十条第二項に改め、同条第五項中「前条第一項を」第四十条第一項に改める。

第四十四条の見出し中「事業者」を「事業者等」に改め、同条第五項中「第三項を」第五項に、「第三章及び第四章を」第五章及び第六章に改め、「ものとし、」の下に「第三十八条の六第一項又は」を加え、同項を同条第七項とし、同条第四項中「第二項を」第四項に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項中「事業者及び」の下に「配慮書」を、「ついでには、」の下に「第三十八条の六第一項又は」を加え、同項を同条第五項とし、同条第二項を同条第四項とし、同条第一項中「事業者が第五項を」第二種事業に係る事業者が第五項に、「対象事業等」を「第二種事業等」に、「当該方法書に係る対象事業が第一種事業である場合にあつては事業者、事業者が既に第六条第一項の規定により当該方法書を送付しているときは、事業者及びその送付を受けた者」に、「第二種事業である場合にあつては事業者を」当該事業者、配慮書の送付を当該事業者から受けた者(当該事業者が第三条の四第一項の規定により配慮書を送付している場合に限る。に改め、同項を同条第三項とし、同項の前に次の二項を加える。

第一種事業を実施しようとする者が第三条の四第一項の規定による公表を行つてから第七条の規定による公告を行うまでの間におい

て、当該公表に係る第一種事業を都市計画に定めようとする都市計画決定権者が当該第一種事業を実施しようとする者及び配慮書又は方法書の送付を当該第一種事業を実施しようとする者から受けた者にその旨を通知したときは、第一種事業を実施しようとする者は、当該第一種事業に係る方法書を作成していない場合にあつては当該配慮書及び第三条の六の書面を、方法書を既に作成している場合にあつては当該方法書を当該都市計画決定権者に送付するものとする。この場合において、当該都市計画に係る第一種事業については、第三十八条の六第一項の規定は、都市計画決定権者が当該配慮書及び第三条の六の書面又は当該方法書の送付を受けたときから適用する。

2 前項の場合において、その通知を受ける前に第一種事業を実施しようとする者が行った計画段階配慮事項についての検討その他の手続は都市計画決定権者が行ったものとみなし、第一種事業を実施しようとする者に対して行われた手続は都市計画決定権者に対して行われたものとみなす。

第四十五条第一項中「前条第五項を」前条第七項に改め、同条第二項中「前条第五項を」前条第七項に、「第四十四条第五項を」第四十四条第七項に改める。

第四十六条第一項中「第三十九条を」第三十八条の六に改める。

第四十八条第二項中「第二章第三節から第五章まで」を「第四章から第七章まで」に、「第二章

第三節の節名を「第四章の章名」に、「第五条第一項第四号」を「第五条第一項第七号」に、「から第三号まで」を「から第六号まで」に、「第五章の」を「第七章の」に改める。

第七章を第九章とする。

第六章中第三十八条の次に次の四条を加える。

(環境保全措置等の報告等)

第三十八条の二 第二十七条の規定による公告を行った事業者(当該事業者が事業の実施前に当該事業を他の者に引き継いだ場合には、当該事業を引き継いだ者)は、第二条第二項第一号イからワまでに掲げる事業の種類ごとに主務省令で定めるところにより、第十四条第一項第七号ロに掲げる措置(回復することが困難であるためその保全が特に必要であると認められる環境に係るものであつて、その効果が確実でないものとして環境省令で定めるものに限る。に、同号ハに掲げる措置及び同号ハに掲げる措置により判明した環境の状況に応じて講ずる環境の保全のための措置であつて、当該事業の実施において講じたものに係る報告書(以下「報告書」という。)を作成しなければならない。

2 前項の主務省令は、報告書の作成に関する指針につき主務大臣(主務大臣が内閣府の外局長であるときは、内閣総理大臣)が環境大臣に協議して定めるものとする。

3 環境大臣は、関係する行政機関の長に協議して、前項の規定により主務大臣(主務大臣が内閣府の外局長であるときは、内閣総理

大臣)が定めるべき指針に関する基本的事項を定めて公表するものとする。

(報告書の送付及び公表)

第三十八條の三 前条第一項に規定する事業者は、報告書を作成したときは、環境省令で定めるところにより、第二十二條第一項の規定により第二十一條第二項の評価書の送付を受けた者にこれを送付するとともに、これを公表しなければならない。

2 第二十二條第二項の規定は、前項の規定により同条第一項各号に定める者(環境大臣を除く。)が報告書の送付を受けた場合について準用する。

(環境大臣の意見)

第三十八條の四 環境大臣は、前条第二項において準用する第二十二條第二項各号に定める措置がとられたときは、必要に応じ、政令で定める期間内に、同項各号に掲げる者に対し、報告書について環境の保全の見地からの意見を書面により述べることができる。この場合において、同項第二号に掲げる者に対する意見は、同号に規定する内閣総理大臣又は各省大臣を経由して述べるものとする。

(免許等を行う者等の意見)

第三十八條の五 第二十二條第一項各号に定める者は、第三十八條の三第一項の規定による送付を受けたときは、必要に応じ、政令で定める期間内に、第三十八條の二第一項に規定する事業者に対し、報告書について環境の保全の見地からの意見を書面により述べることができる。この場合において、前条の規定による環境大臣の意見があるときは、これを勘

案しなければならない。

第六章を第八章とし、第五章を第七章とし、第四章を第六章とする。

第十四條第一項第一号中「第三号」を「第六号」に改め、同項に次の一号を加える。

九 その他環境省令で定める事項
第三章を第五章とする。

第四条の次に次の章名を付する。

第三章 方法書

第五条第一項中「事業者は」の下に、「配慮書を作成しているときはその配慮書の内容を踏まえるとともに、第三条の六の意見が述べられたときはこれを勘案して、第三条の二第一項の事業が実施されるべき区域その他の主務省令で定める事項を決定し」を、「事項」の下に「配慮書を作成していない場合においては、第四号から第六号までに掲げる事項を除く。」を加え、同項第四号を同項第七号とし、同項第三号の次に次の三号を加える。

四 第三条の三第一項第四号に掲げる事項

五 第三条の六の主務大臣の意見

六 前号の意見についての事業者の見解

第五条第一項に次の一号を加える。

八 その他環境省令で定める事項

第十条の次に次の章名を付する。

第四章 環境影響評価の実施等

第十一条第一項中「第五条第一項第四号」を「第五条第一項第七号」に改める。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から

施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第九条の規定 公布の日

二 第一条の規定、第二条中環境影響評価法第二章中第四条の前に一節及び節名を加える改正規定(同法第三条の八に係る部分に限る。)、及び同法第六章中第三十八條の次に四條を加える改正規定(同法第三十八條の二第三項に係る部分に限る。)、並びに次条から附則第四条までの規定及び附則第十一条の規定(電気事業法(昭和三十九年法律第七十号)の目次の改正規定、同法第四十六條の四及び第四十六條の二十二の改正規定並びに同法第三章第二節第二款の二中同条を第四十六條の二十三とし、第四十六條の二十一を第四十六條の二十二とし、第四十六條の二十の次に一條を加える改正規定を除く。)、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

三 第二条中環境影響評価法第二章中第四条の前に一節及び節名を加える改正規定(同法第三条の二第二項及び第三項並びに第三条の七第二項に係る部分に限る。)、及び同法第六章中第三十八條の次に四條を加える改正規定(同法第三十八條の二第二項に係る部分に限る。)、並びに附則第八条の規定 公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日

(経過措置)

第二条 第一条の規定による改正後の環境影響評価法(以下「新法」という。第七條、第十六條又

は第二十七條の規定は、前条第二号に掲げる規定の施行の日以後に行う公告及び縦覧に係る環境影響評価法第五条第一項に規定する環境影響評価方法書(以下「方法書」という。)、同法第十四條第一項に規定する環境影響評価準備書(以下「準備書」という。又は同法第二十一條第二項に規定する環境影響評価書(以下「評価書」という。))について適用する。

第三条 新法第七條の二(新法第十七條第二項の規定により準用する場合を含む。))の規定は、附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日以後に行う公告及び縦覧に係る方法書又は準備書について適用する。

第四条 新法第十條第四項から第六項まで及び第二十二條第四項から第六項までの規定は、附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日以後に行う公告及び縦覧に係る方法書又は準備書について適用する。

第五条 第二条の規定による改正後の環境影響評価法(以下「新法」という。第七條、第十六條又)は、第三條の二から第三條の七までの規定は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。前項に方法書を公告した事業については、適用しない。

第六条 この法律の施行の際、環境影響評価法第二条第二項に規定する第一種事業(以下「第一種事業」という。))について、条例又は行政手続法(平成五年法律第八十八号)第三十六條に規定する行政指導(地方公共団体が同条の規定の例により行うものを含む。))その他の措置(次項において「行政指導等」という。))の定めるところに従って作成された次の各号に掲げる書類(この

法律の施行に際し次項の規定により指定されたものに限り。があるときは、当該書類は、それぞれ当該各号に定める書類とみなす。

一 第二条による改正後の法第五十三条第一項第一号に掲げる書類 第二条の規定による改正後の法第三条の三第一項の計画段階環境配慮書

二 第二条による改正後の法第五十三条第一項第二号に掲げる書類 第二条の規定による改正後の法第三条の六の書面

2 前項各号に掲げる書類は、当該書類の作成の根拠が条例又は行政指導等（地方公共団体に係るものに限る。）であるときは環境大臣が当該地方公共団体の意見を聴いて、行政指導等（国の行政機関に係るものに限る。）であるときは主務大臣が環境大臣第一種事業が都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第四条第七項に規定する市街地開発事業として同法の規定により都市計画に定められる場合における当該第一種事業又は第一種事業に係る施設が同条第五項に規定する都市施設として同法の規定により都市計画に定められる場合における当該都市施設に係る第一種事業について当該都市計画を定める第二条による改正後の法第三十八條の六第一項の都市計画決定権者（以下「都市計画決定権者」という。）が環境影響評価その他の手続を行うものとする旨を定める行政指導等にあつては、国土交通大臣が主務大臣及び環境大臣に協議して、それぞれ指定するものとする。

3 前項の規定による指定の結果は、公表するものとする。

第七条 第二条による改正後の法第三十八條の二

及び第三十八條の三（第二条による改正後の法第四十條の二の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定は、施行日以後に評価書の公告及び縦覧を行った事業者及び都市計画決定権者について適用する。

第八条 この法律の施行後に第二条による改正後の法第三条の二第一項に規定する第一種事業を実施しようとする者となるべき者は、この法律の施行前において、第二条による改正後の法第三条の二から第三条の九までの規定の例による第二条による改正後の法第三条の二第一項に規定する計画段階配慮事項についての検討その他の手続を行うことができる。

2 前項の規定による手続が行われた第一種事業については、当該手続は、第二条による改正後の法の相当する規定により施行日に行われたものとみなす。

3 前二項の規定は、この法律の施行後に第二条による改正後の法第三十八條の六第一項の規定により同条第三項の規定により読み替えて適用される第二条による改正後の法第三条の二第一項に規定する計画段階配慮事項についての検討その他の手続を第二条による改正後の法第三条の二第一項に規定する第一種事業を実施しようとする者に代わるものとして行う都市計画決定権者となるべき者について準用する。この場合において、第一項中「第二条による改正後の法とあるのは、第二条による改正後の法第三十八條の六第三項の規定により読み替えて適用される第二条による改正後の法」と、「による第二条による改正後の法」とあるのは「による同項の規定により読み替えて適用される第二条によ

る改正後の法」と読み替えるものとする。

（政令への委任）

第九条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置に関する事項は、政令で定める。

（検討）

第十条 政府は、この法律の施行後十年を経過した場合において、この法律による改正後の環境影響評価法の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（電気事業法の一部改正）

第十一条 電気事業法の一部を次のように改正する。

目次中「第四十六條の二十二」を「第四十六條の二十三」に改める。

第四十六條の四中「同項第四号」を「同項第七号」に改める。

第四十六條の五中「方法書」の下に「及びこれを要約した書類」を加える。

第四十六條の七の見出し中「都道府県知事」を「都道府県知事等」に改め、同条第一項中「都道府県知事の意見」の下に「並びに同条第四項の政令で定める市の長及び同条第五項の都道府県知事の意見を加え、同項の規定」を「これらの規定」に改め、同条に次の一項を加える。

3 環境影響評価法第十条第四項の政令で定める市の長は、同項の意見であつて特定対象事業に係るものについては、同条第六項の規定によるほか、前条第一項の規定により同法第九条の書類に記載された事業者の見解に配慮

しなければならない。

第四十六條の八第一項中「都道府県知事の意見」の下に「又は同条第四項の政令で定める市の長の意見及び同条第五項の都道府県知事の意見がある場合にはその意見」を加え、同条第三項中「書面」の下に「又は同条第四項の書面及び同条第五項の書面がある場合にはその書面」を加える。

第四十六條の九中「第十条第一項」の下に「第四項又は第五項」を加える。

第四十六條の十三の見出し中「関係都道府県知事」を「関係都道府県知事等」に改め、同条中「関係都道府県知事の意見」の下に「並びに同条第四項の政令で定める市の長及び同条第五項の關係都道府県知事の意見」を加え、「同項の規定」を「これらの規定に」、「同項の意見」を「これらの規定の意見」に改める。

第四十六條の十四第一項中「関係都道府県知事の意見」の下に「又は同条第四項の政令で定める市の長の意見及び同条第五項の關係都道府県知事の意見がある場合にはその意見」を加え、同条第四項中「書面」の下に「又は同条第四項の書面及び同条第五項の書面がある場合にはその書面」を加える。

第四十六條の十五第一項中「第二十條第一項」の下に「第四項又は第五項」を加える。

第四十六條の十九中「評価書、要約書及び第二十四條の書面を評価書等」に改める。

第四十六條の二十二中「及び第三十三條から第三十七條まで」を「第三十三條から第三十七條まで、第三十八條の三第二項、第三十八條の四及び第三十八條の五」に改め、第三章第二節

一三五

裁判所法の一部を改正する法律

裁判所法(昭和二十二年法律第五十九号)の一部を次のように改正する。

附則第四項を次のように改める。

第六十七条の二の規定は、平成二十三年十月三十一日までの間は、適用しない。この場合において、第六十七条第二項中「最高裁判所の定めるところにより、その修習に専念しなければならぬ」とあるのは「国庫から一定額の給与を受ける。ただし、修習のため通常必要な期間として最高裁判所が定める期間を超える部分については、この限りでない」と、同条第三項中「前項に定めるもののほか、第一項」とあるのは「第一項」とする。

附則第五項から第七項までを削る。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この法律による改正後の裁判所法(以下「新裁判所法」という。)附則第四項の規定は、平成二十二年十一月一日からこの法律の施行の日の前日までに採用された司法修習生についても、適用する。

3 新裁判所法附則第四項に規定する日までに採用され、同日後も引き続き修習をする司法修習生の給与については、同日後においても、なお従前の例による。

4 新裁判所法附則第四項後段の規定により読み替えて適用する裁判所法第六十七条第二項の規定

定による給与については、裁判所法の一部を改正する法律(平成十六年法律第六十三号)附則第三項による改正前の裁判官の報酬等に関する法律(昭和二十三年法律第七十五号)第十四条ただし書に規定する給与の例による。

5 この法律の施行の際、現に裁判所法第六十七条の二第一項に規定する修習資金の貸与の申請をしている司法修習生については、この法律の施行の日と同項の申請を撤回したものとみなす。

6 附則第二項から前項までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

理由

平成二十三年十月三十一日までの間、暫定的に、司法修習生がその修習に専念することを確保するための資金を国が貸与する制度を停止し、司法修習生に対し給与を支給する制度とする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費

本案施行に要する経費としては、平成二十二年において約二十七億円、平成二十三年において約七十三億円(なお、経過措置により給与を支給する制度が存続する平成二十四年度において約二億円)の見込みである。

展覧会における美術品損害の補償に関する法律案

右

国会に提出する。

平成二十二年十月二十九日

内閣総理大臣臨時代理 仙谷 由人
国務大臣

展覧会における美術品損害の補償に関する法律

(目的)

第一条 この法律は、展覧会の主催者が展覧会のために借り受けた美術品に損害が生じた場合に、政府が当該損害を補償する制度を設けることにより、国民が美術品を鑑賞する機会の拡大に資する展覧会の開催を支援し、もって文化の発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 美術品 絵画、彫刻、工芸品その他の有形の文化的所産である動産をいう。

二 展覧会 美術品を公衆の観覧に供するためのもので、次に掲げる施設において行われるものをいう。

イ 独立行政法人国立美術館が設置する美術館

ロ 独立行政法人国立文化財機構が設置する博物館

ハ イ及びロに掲げるもののほか、博物館法

(昭和二十六年法律第二百八十五号)第二条第一項に規定する博物館又は同法第二十九条の規定により博物館に相当する施設として指定された施設

(補償契約)

第三条 政府は、展覧会的主催者を相手方として、当該主催者が当該展覧会のために借り受けた美術品に損害が生じた場合に、政府がその所有者に対し当該損害を補償することを約する契約(以下「補償契約」という。)を締結することができる。

2 前項の展覧会は、国民が美術品を鑑賞する機会の拡大に資するものとして文部科学省令で定める規模、内容その他の要件に該当するものでなければならない。

3 第一項の展覧会的主催者は、当該展覧会を適確かつ円滑に実施するために必要な経理的基礎及び技術的能力を有する者でなければならない。

(補償金)

第四条 補償契約による政府の補償は、次の各号に掲げる場合において、当該各号に定める額(当該各号に掲げる場合のいずれにも該当する場合にあつては当該各号に定める額の合計額とし、当該各号に定める額又は当該合計額が政令で定める額(以下「補償上限額」という。)を超えする場合にあつては補償上限額とする。)の限度で行うものとする。この場合において、補償対象損害(補償契約による補償の対象となる損害として補償契約で定める損害をいい、補償契約の相手方である展覧会的主催者が第六条の規定に

違反したことにより生じた損害を除く。以下同じ。の額は、対象美術品（補償契約の相手方である展覧会の主催者が当該展覧会のために借り受けた美術品のうち、補償契約による補償の対象となるものとして補償契約で定めるものをいう。以下同じ。）の約定評価額（対象美術品の価額として補償契約で定める価額をいう。以下同じ。）によって算定する。

一 当該補償契約に係る対象美術品について生じた補償対象損害（地震による損害その他の政令で定める損害（次号において「特定損害」という。）に該当するものを除く。）の額の合計額が政令で定める額を超える場合、その超える額

二 当該補償契約に係る対象美術品について生じた補償対象損害（特定損害に該当するものに限る。）の額の合計額が政令で定める額を超える場合、その超える額

2 補償契約に係る対象美術品ごとの補償金の額の算定方法に関し必要な事項は、文部科学省令で定める。

（補償契約の締結の限度）

第五条 政府は、一会計年度内に締結する補償契約に係る約定評価額総額（一の補償契約に係る対象美術品の約定評価額の合計額（当該合計額が補償上限額を超える場合にあつては、補償上限額）をいう。）の合計額が会計年度ごとに国会の議決を経た金額を超えない範囲内で、補償契約を締結するものとする。

（対象美術品の取扱い）

第六条 補償契約の相手方である展覧会の主催者

は、対象美術品の展示、運搬その他の取扱いに当たっては、その損害の防止のために必要なものとして文部科学省令で定める基準を遵守しなければならない。

（報告の徴収）

第七条 政府は、この法律の施行に必要な限度において、補償契約の相手方である展覧会の主催者に対し、当該展覧会の実施状況について報告を求めることができる。

（時効）

第八条 補償金の支払を受ける権利は、三年間行わないときは、時効によって消滅する。

（残存物代位）

第九条 政府は、対象美術品の全部が滅失した場合において、補償金を支払ったときは、当該補償金の額の約定評価額に対する割合に応じて、当該対象美術品に関してその所有者が有する所有権その他の物権について当然に当該所有者に代位する。

（請求権代位）

第十条 政府は、補償金を支払ったときは、次に掲げる額のうちいずれか少ない額を限度として、補償対象損害が生じたことにより対象美術品の所有者が取得する債権（第二号において「所有者取得債権」という。）について当然に当該所有者に代位する。

一 政府が支払った補償金の額

二 所有者取得債権の額

（補償契約の解除）

第十一条 政府は、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、将来に向かって補償契

約を解除することができる。

一 当該補償契約に係る展覧会が第三条第二項に規定する要件を満たさなくなったとき。

二 当該補償契約の相手方である展覧会の主催者が次のいずれかに該当するとき。

イ 第三条第三項に規定する要件を満たさなくなったとき。

ロ 第六条の規定に違反したとき。

ハ 第七条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

二 当該補償契約の条項に違反したとき。

（業務の管掌）

第十二条 この法律に規定する政府の業務は、文部科学大臣が管掌する。

2 文部科学大臣は、補償契約を締結しようとする場合には、あらかじめ、文化審議会の意見を聴くとともに、財務大臣に協議しなければならない。

（業務の委託）

第十三条 文部科学大臣は、政令で定めるところにより、補償契約に基づく業務の一部を保険業法平成七年法律第五号（第二条第四項に規定する損害保険会社又は同条第九項に規定する外国損害保険会社等に委託することができる。）（文部科学省令への委任）

第十四条 この法律に定めるもののほか、補償契約の締結の手続その他この法律を実施するため必要な事項は、文部科学省令で定める。

附 則

（施行期日）

1 この法律は、平成二十三年四月一日から施行

する。

（文部科学省設置法の一部改正）

2 文部科学省設置法（平成十一年法律第九十六号）の一部を次のように改正する。

第三十条第一項第五号中「第七条第三項」の下に「展覧会における美術品損害の補償に関する法律（平成二十二年法律第 号第十二条第二項）を加える。

国民が美術品を鑑賞する機会の拡大に資する展覧会の開催を支援するため、その主催者が展覧会のために借り受けた美術品に損害が生じた場合に、政府が当該損害を補償する制度を創設する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

理 由

展覧会における美術品損害の補償に関する法律案（内閣提出）に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、国民が美術品を鑑賞する機会の拡大に資する展覧会の開催を支援するため、その主催者が展覧会のために借り受けた美術品に損害が生じた場合に、政府が当該損害を補償する制度を創設しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 法律の目的等

（一）目的

この法律は、展覧会的主催者が展覧会のために借り受けた美術品に損害が生じた場合に、政府が当該損害を補償する制度を設

けることにより、国民が美術品を鑑賞する機会の拡大に資する展覧会の開催を支援し、もつて文化の発展に寄与することを目的とすること。

(一) 定義

この法律において、次に掲げる用語の意義は、それぞれに定めるところによるものとする。

(1) 美術品 絵画、彫刻、工芸品その他の有形の文化的所産である動産をいうものとする。

(2) 展覧会 美術品を公衆の観覧に供するための催しで、次に掲げる施設において行われるものをいうものとする。

ア 独立行政法人国立美術館が設置する美術館

イ 独立行政法人国立文化財機構が設置する博物館

ウ ア及びイに掲げるもののほか、博物館法(昭和二十六年法律第二百八十五号)第二条第一項に規定する博物館又は同法第二十九条の規定により博物館に相当する施設として指定された施設

2 補償契約の内容及等

(一) 補償契約

(1) 政府は、展覧会の主催者を相手方として、当該主催者が当該展覧会のために借り受けた美術品に損害が生じた場合に、政府がその所有者に対し当該損害を補償することを約する契約(以下「補償契約」

という。)を締結することができるものとする。

(2) (1)の展覧会は、国民が美術品を鑑賞する機会の拡大に資するものとして文部科学省令で定める規模、内容その他の要件に該当するものでなければならないものとする。

(3) (1)の展覧会的主催者は、当該展覧会を適確かつ円滑に実施するために必要な経理的基礎及び技術的能力を有する者でなければならぬものとする。

(二) 補償金

(1) 補償契約による政府の補償は、次に掲げる場合において、それぞれに定める額(それぞれの場合のいずれにも該当する場合にあってはそれぞれに定める額の合計額とし、それぞれに定める額又はそれぞれに定める額の合計額が政令で定める額(以下「補償上限額」という。)を超える場合)にあっては補償上限額とする。)の限度で行うものとする。

この場合において、補償対象損害(補償契約による補償の対象となる損害として補償契約で定める損害をいい、補償契約の相手方である展覧会的主催者が2の四の規定に違反したことにより生じた損害を除く。以下同じ。)の額は、対象美術品(補償契約の相手方である展覧会の主催者が当該展覧会のために借り受けた美術品のうち、補償契約による補償の対象となるものとして補償契約で定めるものをいう。以下同

じ。)の約定評価額(対象美術品の価額として補償契約で定める価額をいう。以下同じ。)によって算定するものとする。

ア 当該補償契約に係る対象美術品について生じた補償対象損害(地震による損害その他の政令で定める損害(イ)において「特定損害」という。)に該当するものを除く。)の額の合計額が政令で定める額を超える場合 その超える額

イ 当該補償契約に係る対象美術品について生じた補償対象損害(特定損害に該当するものに限る。)の額の合計額が政令で定める額を超える場合 その超える額

(三) 補償契約の締結の限度

政府は、一会計年度内に締結する補償契約に係る約定評価額総額(一の補償契約に係る対象美術品の約定評価額の合計額(当該合計額が補償上限額を超える場合)にあっては、補償上限額)をいう。)の合計額が会計年度ごとに国会の議決を経た金額を超えない範囲内で、補償契約を締結するものとする。

(四) 対象美術品の取扱い

補償契約の相手方である展覧会的主催者は、対象美術品の展示、運搬その他の取扱に当たっては、その損害の防止のために

必要なものとして文部科学省令で定める基準を遵守しなければならないものとする。

(五) 補償契約の解除

政府は、当該補償契約に係る展覧会が2の(一)の(2)に規定する要件を満たさなくなつたとき又は当該補償契約の相手方である展覧会的主催者が2の(一)の(3)に規定する要件を満たさなくなつたとき若しくは2の四の規定に違反したとき等は、将来に向かつて補償契約を解除することができるものとする。

(六) その他

(1) 報告の徴収、補償金の支払を受ける権利の時効、補償金を支払つた場合における残存物代位及び請求権代位等について定めること。

(2) この法律に規定する政府の業務は、文部科学大臣が管掌するものとする。

(3) 文部科学大臣は、補償契約を締結しようとする場合には、あらかじめ、文化審議会の意見を聴くとともに、財務大臣に協議しなければならないものとする。

(4) 文部科学大臣は、補償契約に基づく業務の一部を損害保険会社等に委託することができるものとする。

(5) この法律に定めるもののほか、補償契約の締結の手続その他この法律を実施するため必要な事項は、文部科学省令で定めるものとする。

3 施行期日

(一) この法律は、平成二十三年四月一日から施行すること。

(二) 文部科学省設置法(平成十一年法律第九十六号)の一部を改正すること。

二 議案の修正議決理由

国民が美術品を鑑賞する機会の拡大に資する展覧会の開催を支援するため、その主催者が、展覧会のために借り受けた美術品に損害が生じた場合に、政府が当該損害を補償する制度を創設しようとする本案は、おおむね妥当なものと認めるが、政府が補償契約を締結する場合の規定に、博物館法に規定する博物館又は博物館相当施設における展覧会の開催に資するものとなるよう配慮するものとする内容を加えること等の修正を行うことを適当と認め、別紙のとおり修正議決すべきものと決した。

平成二十二年十一月二十四日

文部科学委員長 田中眞紀子
衆議院議長 横路 孝弘殿

(別紙)

(小字及び―は修正)

(補償契約)

第三条 政府は、展覧会的主催者を相手方として、当該主催者が当該展覧会のために借り受けた美術品に損害が生じた場合に、政府がその所有者に対し当該損害を補償することを約する契約(以下「補償契約」という。)を締結することができる。この場合において、前条第二号ハの施設における展覧会の開催に資するものとなるよう配慮するものとする。

2 前項の展覧会は、国民が美術品を鑑賞する

機会の拡大に資するものとして文部科学省令で定める規模、内容その他の要件に該当するものでなければならぬ。

3 第一項の展覧会の主催者は、当該展覧会を適確かつ円滑に実施するために必要な経理的基礎及び技術的能力を有する者でなければならない。

(補償金)

第四条 補償契約による政府の補償は、次の各号に掲げる場合において、当該各号に定める額(当該各号に掲げる場合のいずれにも該当する場合にあつては当該各号に定める額の合計額とし、当該各号に定める額又は当該合計額が政令で定める額(以下「補償上限額」という。)を超える場合にあつては補償上限額とする。)の限度で行うものとする。この場合において、補償対象損害(補償契約による補償の対象となる損害として補償契約で定める損害をいい、補償契約の相手方である展覧会的主催者が第六条の規定に違反したことにより生じた損害を除く。以下同じ。)の額は、対象美術品(補償契約の相手方である展覧会の主催者が当該展覧会のために借り受けた美術品のうち、補償契約による補償の対象となるものとして補償契約で定めるものをいう。以下同じ。)の約定評価額(対象美術品の価額として補償契約で定める価額をいう。以下同じ。)によつて算定する。

一 当該補償契約に係る対象美術品について生じた補償対象損害(地震による損害その他の政令で定める損害(次号において「特定損害」という。))に該当するものを除く。)の額の合計額が政令で定める額を超える場合、その超える額

二 当該補償契約に係る対象美術品について生じた補償対象損害(特定損害に該当するものに限り、)の額の合計額が政令で定める額を超える場合、その超える額

2 補償対象損害の額の合計額に関する前項第一号及び第二号の政令を定めるに当たっては、多様な展覧会の開催に資するよう配慮しなければならない。

3 補償契約に係る対象美術品ごとの補償金の額の算定方法に関し必要な事項は、文部科学省令で定める。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、平成二十三年四月一日から施行する。

(検討)

2 政府は、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行の状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、国民が美術品を鑑賞する機会の一層の拡大を図る観点から、補償契約による政府の補償の範囲について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(文部科学省設置法の一部改正)

2 3 文部科学省設置法(平成十一年法律第九十六号)の一部を次のように改正する。

第三十条第一項第五号中「第七条第三項」の下に「展覧会における美術品損害の補償に関する法律(平成二十二年法律第 号)第十二条第二項」を加える。

放送法等の一部を改正する法律案

右 国会に提出する。

平成二十二年十月十三日

内閣総理大臣 菅 直人

放送法等の一部を改正する法律

(放送法の一部改正)

第一条 放送法(昭和二十五年法律第百三十二号)の一部を次のように改正する。

第三条の四に次の一項を加える。

7 第三条の二第二項の規定の適用を受けるテレビジョン放送を行う放送事業者に対する第三項、第五項及び前項の規定の適用については、第三項中「及び放送番組の編集に関する基本計画」とあるのは「放送番組の編集に関する基本計画及び放送番組の種別の基準」と、第五項及び前項中「次の各号に掲げる事項」とあるのは「次の各号に掲げる事項並びに放送番組の種別及び放送番組の種別ごとの放送時間」とする。

第十四条第二項中「を委員」の下に「又は会長」を加え、同条に次の一項を加える。

4 第一項第一号ロ、ハ(7)、タ(役員の報酬及び退職金の支給の基準並びに役員の服務に関する準則に限る。)及びレに掲げる事項に係る議決は、経営委員会の出席委員の過半数をもつて決する。可否同数のときは、委員長が決する。

第十五条第一項中「委員十二人」の下に「及び会長」を加え、同条に次の一項を加える。

5 前項に規定する委員長の職務を代行する者の選任は、経営委員会の出席委員の過半数をもつて決する。可否同数のときは、委員長が決する。

第十六条第三項第五号中「(任命の日以前一年間においてこれらに該当した者を含む。)」を削る。

第二十二條の二第四項を削り、同条第五項を同条第四項とする。

第二十三條の見出しを「議決の方法」に改め、同条第二項中「の外」を「のほか」に、「出席委員」を「出席者」に改め、同条第三項を削る。

第二十三條の三に次の一項を加える。

4 前項の任命は、経営委員会の出席委員の過半数をもつて決する。可否同数のときは、委員長が決する。

第二十七條第四項中「あるのは「新聞社」を「あるのは、「新聞社」に改め、「十分の一以上を有する者」とあるのは「十分の一以上を有する者(任命の日以前一年間においてこれらに該当した者を含む。)」と、同項第七号中「役員」とあるのは「役員(任命の日以前一年間においてこれらに該当した者を含む。)」とを削る。

第二十九條第二項中「たえない」を「堪えない」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の会長又は監査委員の罷免は、経営委員会の出席委員の過半数をもつて決する。可否同数のときは、委員長が決する。

第四十四條第三項中「協会」を「協会」に改

め、「について」の下に、「第三條の四第七項の規定は中波放送及び超短波放送を行う場合における協会について」を加える。

第五十二條の十三第一項第五号中「第七十六條第三項第三号」を「第七十六條第四項第三号」に改める。

第五十二條の二十四第二項第四号中「第七十六條第三項」を「第七十六條第四項」に改める。

第五十二條の二十八第一項中「及び第六條の二」を、「第三條の四第七項及び第六條の二」に改め、「放送の委託」との下に、「第三條の四第七項、第三條の五、第五十一條第一項、第五十一條の二及び第五十二條の二中「行う」とあるのは「委託して行わせる」とを加え、「同条、第五十一條第一項、第五十一條の二及び第五十二條の二中「行う」とあるのは「委託して行わせる」とを加え、

第二條の二中「行う」とあるのは「委託して行わせる」とを削り、同条第二項中「及び第六條の二」を、「第三條の四第七項及び第六條の二」に改め、「放送の委託」との下に、「第三條の四第七項中「行う」とあるのは「委託して行わせる」とを加える。

第五十二條の三十第二項第五号へ中「第七十六條第三項」を「第七十六條第四項」に、「第四項」を「第五項」に改め、同号中「第七十六條第五項」を「第七十六條第六項」に改める。

第五十三條の十一第一項中「及び第六号」を削り、同条第二項中「前条第一項第一号から第四号まで」を「前条第一項各号(第五号を除く。)」に改める。

第二條 放送法の一部を次のように改正する。

目次を次のように改める。

目次

第一章 総則(第一條・第二條)

第二章 放送番組の編集等に関する通則(第三條―第十四條)

第三章 日本放送協会

第一節 通則(第十五條―第十九條)

第二節 業務(第二十條―第二十七條)

第三節 経営委員会(第二十八條―第四十條)

第四節 監査委員会(第四十二條―第四十八條)

第五節 役員及び職員(第四十九條―第六十三條)

第六節 受信料等(第六十四條―第六十七條)

第七節 財務及び会計(第六十八條―第八十條)

第八節 放送番組の編集等に関する特例(第八十一條―第八十四條)

第九節 雑則(第八十五條―第八十七條)

第四章 放送大学学園(第八十八條―第九十條)

第五章 基幹放送

第一節 通則(第九十一條―第九十二條)

第二節 基幹放送事業者

第一款 認定等(第九十三條―第一百五條)

第二款 業務(第九十六條―第一百六條)

第三節 基幹放送局提供事業者(第一百十七條―第一百二十五條)

第六章 一般放送

第一節 登録等(第二百六條―第三百五十條)

第二節 業務(第三百三十六條―第四百六條)

第七章 有料放送(第四百七條―第五百七條)

第八章 認定放送持株会社(第五百八條―第六百六十六條)

第九章 放送番組センター(第六百六十七條―第六百七十三條)

第十章 雑則(第六百七十四條―第六百八十二條)

第十一章 罰則(第六百八十三條―第六百九十三條)

附則

第一條中「左に」を「次に」に改める。

第二條第一号中「無線通信の送信」を「電気通信(電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)第二條第一号に規定する電気通信をいう。)」の送信(他人の電気通信設備(同条第二号に規定する電気通信設備をいう。以下同じ。)を用いて行われるものを含む。)」に改め、同条第六号を同条第二十九号とし、同条第五号を同条第二十八号とし、同条第四号中「(その放送が受託放送であるときは、委託して放送をさせる事項)」を削り、同号を同条第二十七号とし、同条第三号の二から第三号の八までを削り、同条第三号を同条第二十号とし、同号の次に次の六号を加える。

二十一 「認定基幹放送事業者」とは、第九十

三條第一項の認定を受けた者をいう。

二十二 「特定地上基幹放送事業者」とは、電波法の規定により自己の地上基幹放送の業務に用いる放送局(以下「特定地上基幹放送局」という。)の免許を受けた者をいう。

二十三 「基幹放送事業者」とは、認定基幹放送事業者及び特定地上基幹放送事業者をいう。

二十四 「基幹放送局提供事業者」とは、電波法の規定により基幹放送局の免許を受けた者であつて、当該基幹放送局の無線設備及びその他の電気通信設備のうち総務省令で定めるものの総体(以下「基幹放送局設備」という。)を認定基幹放送事業者の基幹放送の業務の用に供するものをいう。

二十五 「一般放送事業者」とは、第二百二十六条第一項の登録を受けた者及び第三百三十三条第一項の規定による届出をした者をいう。

二十六 「放送事業者」とは、基幹放送事業者及び一般放送事業者をいう。
第二条中第二号の六を第十九号とし、第二号の五を第十八号とし、第二号の四を第十七号とし、第二号の三を第十六号とする。

第二条第二号の二の六中「移動受信信用地上放送」を「移動受信信用地上基幹放送」に、「放送であつて、人工衛星の無線局以外の無線局により行われるもの」を「基幹放送であつて、衛星基幹放送以外のもの」に改め、同号を同条第十四号とし、同号の次に次の一号を加える。

十五 「地上基幹放送」とは、基幹放送であつて、衛星基幹放送及び移動受信信用地上基幹

放送以外のものをいう。

第二条第二号の二の五中「受託内外放送を「内外放送」に改め、「他人の委託により、その放送番組を」を削り、「としてそのまま送信する放送であつて、人工衛星の無線局により行われるもの」を「とする放送」に改め、同号を同条第十二号とし、同号の次に次の一号を加える。

十三 「衛星基幹放送」とは、人工衛星の放送局を用いて行われる基幹放送をいう。

第二条第二号の二の四中「受託協会国際放送」を「協会国際衛星放送」に、「の委託により、その放送番組を」を「により」に、「そのまま送信する放送であつて、人工衛星の無線局により行われるもの」を「基幹放送局(基幹放送をする無線局をいう。以下同じ。)又は外国の放送局を用いて行われる放送(人工衛星の放送局を用いて行われるものに限る。)」に改め、同号を同条第九号とし、同号の次に次の二号を加える。

十 「邦人向け協会国際衛星放送」とは、協会国際衛星放送のうち、邦人向けの放送番組の放送をするものをいう。

十一 「外国人向け協会国際衛星放送」とは、協会国際衛星放送のうち、外国人向けの放送番組の放送をするものをいう。

第二条第二号の二の三中「の委託により、その放送番組を」を「により」に、「そのまま送信する」を「国内の放送局を用いて行われる」に改め、同号を同条第八号とし、同条第二号の二の二中「を放送する」を「の放送をする」に改め、同号を同条第七号とし、同条第二号の二中「を放送する」を「の放送をする」に改め、同号を同条

第六号とし、同条第二号中「受託協会国際放送」を「協会国際衛星放送」に改め、同号を同条第五号とし、同条第一号の三を削り、同条第一号の二中「であつて、受託国内放送以外のもの」を削り、同号を同条第四号とし、同条第一号の次に次の二号を加える。

二 「基幹放送」とは、電波法(昭和二十五年法律第三十一号)の規定により放送をする無線局に専ら又は優先的に割り当てられるものとされた周波数の電波を使用する放送をいう。

三 「一般放送」とは、基幹放送以外の放送をいう。

第二条の二を削る。
第三条中「基」を「基づく」に改める。
第五十九条中「第五十三号の八」を「第七十五号(第八十一条第六項において準用する場合を含む。)」に改め、同条を第九十三条とする。

第五十八条の二各号を次のように改める。

一 第九十五条第一項若しくは第二項、第九十七条第二項、第九十八条第一項、第一百条、第一百二十九条第一項若しくは第二項、第一百三十五条第四項、第三十四条第二項、第三百三十五条第一項若しくは第二項、第五百二十二条第二項、第五百五十三号第二項、第五百五十四条第一項若しくは第二項又は第六百六十条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
二 第二百二条の規定に違反して認定証を返納しない者

第五十八条の二を第九十二条とする。

第五十八条第一項第二号中「第九号の五、第四十八条第二項(同条第三項において準用する場合を含む。)」又は第五十号の三第二項(同条第三項において準用する場合を含む。))を「第二十一条第三項、第二十三条第三項、第二十五条、第二十六条第四項、第八十六条第二項又は第八十九号第二項」に改め、同項第三号中「第二十三号の二、第三十号の二又は第三十号の三」を「第四十一条、第六十一条又は第六十二条」に改め、同項第四号中「第二十三号の五第一項又は第七十七号第二項」に改め、同項第五号中「第三十八号第三項又は第四十号第四項」を「第七十二条第三項又は第七十四号第四項」に改め、同条第二項中「第二十三号の五第二項又は第四十号の四第二項」を「第四十四号第二項又は第七十七号第二項」に改め、同条を第九十一条とする。

第五十七号第一項中「前三条」を「第八十四条から前条まで(第八十五号を除く。)」に改め、同条第二項中「第五十六号第二項」を「第八十六号第二項」に改め、同条を第八十九号とし、同条の次に次の一条を加える。
第九十号 第九十九号の規定に違反して公表することを怠り、又は不実の公表をした者は、百万円以下の過料に処する。

第五十六号の三中「第五十二号の四第七項の規定に違反して契約約款を掲示しなかつた者」を「次の各号のいずれかに該当する者」に改め、同条に次の各号を加える。

一 第一百十三條、第二百二十二條又は第三百三十七條の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者 二 第一百十五條第一項若しくは第二項、第二百二十四條第一項、第三百九十九條第一項又は第四百四十五條第四項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は当該職員の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者 三 第三百三十三條の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者 四 第四百四十七條第三項の規定に違反して有料基幹放送契約約款を揭示しなかつた者 第五百六條の三を第百八十八條とする。 第五百六條の二各号を次のように改める。 一 第九十七條第一項の規定に違反して第九十三條第三項第七号又は第八号に掲げる事項を変更した者 二 第一百十四條又は第二百二十三條の規定による命令に違反した者 三 第一百十七條第一項の規定に違反して放送局設備供給契約の申込みを拒んだ者 四 第一百十七條第二項の規定に違反して放送局設備供給契約の申込みを承諾した者 五 第一百十八條第一項の規定により届け出た提供条件によらないで、放送局設備供給役務を提供した者 六 第一百二十條の規定による命令に違反した者 七 第三百三十條第一項の規定に違反して第二百二十六條第二項第二号から第四号までに掲		
げる事項を変更した者 八 第三百三十八條又は第四百四十一條の規定による命令に違反した者 九 第四百四十條第二項の規定により届け出た契約約款によらないで、同条第一項の規定による再放送の役務を提供した者 十 第四百四十七條第一項の規定により届け出た有料基幹放送契約約款によらないで、有料基幹放送の役務を提供した者 十一 第四百四十八條の規定に違反して有料放送の役務の提供を拒んだ者 十二 第五百五十二條第一項の規定に違反して有料放送管理業務を行つた者 十三 第五百五十六條の規定による命令に違反した者 第五百六條の二を第百八十七條とする。 第五百六條第一項中「第四条第一項」を「第九條第一項（第八十一條第六項において準用する場合を含む。）」に改め、同条を第百八十六條とする。 第五十五條各号を次のように改める。 一 第二十条第一項から第三項まで及び第六十五條第四項の業務以外の業務を行つたとき。 二 第十八條第二項、第二十条第八項（第六十五條第五項において準用する場合を含む。）、第二十条第九項若しくは第十項、第二十二條、第六十四條第二項若しくは第三項、第七十一條第一項、第八十五條第一項、第八十六條第一項又は第八十九條第一項の規定により認可を受けるべき場合に認		
可を受けなかつたとき。 三 第三十八條、第六十條第一項、第七十條第一項、第七十二條第一項、第七十三條第一項又は第七十四條第一項の規定に違反したとき。 第五十五條を第百八十五條とし、第五十四條を第百八十三條とし、同条の次に次の一條を加える。 第百八十四條 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。 一 第百二十六條第一項の規定に違反して一般放送の業務を行つた者 二 第百七十四條（第八十一條第六項において準用する場合を含む。）の規定による命令に違反した者 第六章を第十一章とする。 第五章中第五十三條の十三を第百八十條とし、同条の次に次の二條を加える。 （総務省令への委任） 第百八十一條 この法律に定めるもののほか、この法律を実施するため必要な事項は、総務省令で定める。 （経過措置） 第百八十二條 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃するときは、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。 第五十三條の十二第一項中「第五十三條の十		
		第一項各号」を「第百七十七條第一項各号」に改め、同条を第百七十九條とする。 第五十三條の十一第一項中「前条第一項第五号」を「前条第一項第四号」に改め、同条第二項中「第五号」を「第四号」に改め、同条を第百七十八條とする。 第五十三條の十第一項中「場合には」を「事項については」に改め、各号を次のように改める。 一 第九十一條第一項又は第四項の規定による基幹放送普及計画の制定又は変更 二 第十八條第二項（定款変更の認可）、第二十條第八項（第六十五條第五項において準用する場合を含む。）、（中継国際放送の協定の認可）、第二十条第九項（提供基準の認可）、同条第十項（任意的業務の認可）、第二十二條（独立行政法人宇宙航空研究開発機構等への出資の認可）、第六十四條第二項及び第三項（受信料免除の基準及び受信契約条項の認可）、第六十五條第一項（国際放送等の実施の要請）、第六十六條第一項（放送に関する研究の実施命令）、第七十一條第一項（収支予算等の認可）、第八十五條第一項（放送設備の譲渡等の認可）、第八十六條第一項（放送の廃止又は休止の認可）、第八十九條第一項（放送の廃止又は休止の認可）、第九十三條第一項（基幹放送の業務の認定）、第九十六條第一項（地上基幹放送の業務の場合に限る。）、（認定の更新）、第九十七條第一項本文（基幹放送の放送事項又は基幹放送の業務に用いられる電気通信設

備の変更の許可)、第二百二十条(放送局設備供給役務の提供条件の変更命令)、第四百十一条(受信障害区域における再放送の業務の方法に関する改善の命令)、第五百十六條第一項、第二項若しくは第四項(有料基幹放送契約款の変更命令又は有料放送事業者若しくは有料放送管理事業者の業務の方法の改善の命令)、第五百五十九條第一項(認定放送持株会社に関する認定)又は第五百六十七條第一項(センターの指定)の規定による処分

三 第七十条第二項の規定により協会の収支予算、事業計画及び資金計画に対して付す意見

四 第四百四条(基幹放送の業務に関する認定の取消し)、第三百三十一条(一般放送の業務に関する登録の取消し)、第六百六十六條第二項(認定放送持株会社に関する認定の取消し)又は第六百七十三條第一項(センターの指定の取消し)の規定による処分

五 第二条第二十四号(基幹放送局設備)、第九十三條第一項第四号ただし書若しくは第二項第一号若しくは第三号(基幹放送による表現の自由享有基準)、同条第五項(基幹放送の業務の認定の申請期間)、第九十七條第一項ただし書(基幹放送に係る軽微な変更)、第一百一十一条第一項(基幹放送設備の技術基準)、第一百十三條第一項若しくは第二項、第二百二十二條若しくは第二百三十七條(報告を要する重大事故の基準)、第二百二十一条第一項(基幹放送局設備の技術基準)、

第二百二十六條第一項ただし書(登録を要しない一般放送)、第三百三十六條第一項(一般放送の業務の登録に係る電気通信設備の技術基準)、第五百五十條(有料放送の役務の提供条件の説明)、第六百六十二條第一項の規定により読み替えて適用する第九十三條第一項第四号ただし書(基幹放送による表現の自由享有基準の特例)、第六百六十二條第一項の規定により読み替えて適用する第九十三條第一項第四号ハ(認定放送持株会社に係る特例)又は第六百六十四條第二項(保有基準割合)の規定による総務省令の制定又は改廃

第五十三條の十第二項中「第五号」を「第四号」に改め、同条を第六百七十七條とし、同条の前に次の一条を加える。

(適用除外等)

第六百七十六條 この法律の規定は、受信障害対策中継放送(電波法第五條第五項に規定する受信障害対策中継放送をいう。以下この条において同じ。)、車両、船舶又は航空機内において有線電気通信設備を用いて行われる放送その他その役務の提供範囲、提供条件等に照らして受信者の利益及び放送の健全な発達を阻害するおそれがないものとして総務省令で定める放送については、適用しない。

2 前項の規定にかかわらず、第九十一條の規定は、受信障害対策中継放送についても適用する。

3 第一項の規定にかかわらず、受信障害対策中継放送は、これを受信障害対策中継放送を

行う者が受信した基幹放送事業者の放送とみなして、第九條第一項、第十一條、第十二條、第六百四十七條第一項及び第六百五十七條の規定を適用する。

4 第一項の規定にかかわらず、第六十四條の規定は、同項の規定の適用を受ける放送であつて、協会の放送を受信し、その内容に変更を加えないで同時にその再放送をするものについても適用する。

5 第四条から第十条まで、第十二條から第十四條まで及び第六百六條から第一百十條までの規定は、他の基幹放送事業者の基幹放送を受信し、その内容に変更を加えないで同時にそれらの再放送をする放送(第一項の規定の適用を受ける放送を除く。)については、適用しない。

第五十三條の九から第五十三條の九の三までを削る。

第五十三條の八の前の見出しを削り、同条に見出しとして「資料の提出」を付し、同条中「放送事業者」の下に、「基幹放送局提供事業者」を加え、同条を第六百七十五條とし、第五章中同条の前に次の一条を加える。

(業務の停止)

第六百七十四條 総務大臣は、放送事業者(特定地上基幹放送事業者を除く。)がこの法律又はこの法律に基づく命令若しくは処分に違反したときは、三月以内の期間を定めて、放送の業務の停止を命ずることができる。

第五章を第十章とする。

第五十三條の七第一項中「次の各号の一」を

「次の各号のいずれか」に改め、同項第一号中「第五十三條の二」を「第六百六十八條」に改め、同項第三号中「第五十三條第二項第二号」を「第六百六十七條第二項第二号」に改め、第四章中同条を第六百七十三條とする。

第五十三條の六中「第五十三條の二」を「第六百六十八條」に改め、同条を第六百七十二條とする。

第五十三條の五第一項中「第五十三條第一項」を「第六百六十七條第一項」に改め、同条を第六百七十一條とする。

第五十三條の四第五項中「一般放送事業者(受託放送事業者を除く。)」を「基幹放送事業者」に改め、同条を第六百七十条とする。

第五十三條の三第二項中「放送事業者(受託放送事業者を除く。)」を「基幹放送事業者」に改め、同条を第六百六十九條とし、第五十三條の二を第六百六十八條とする。

第五十三條第二項中「次の各号の一」を「次の各号のいずれか」に改め、同項第一号中「第五十三條の七第一項」を「第六百七十三條第一項」に改め、同条を第六百六十七條とする。

第四章を第九章とする。

第五十二條の三十七第一項第一号を次のように改める。

一 第六百五十九條第二項第五号イから又まで(へを除く。の)のいずれかに該当するに至つたとき。

第五十二條の三十七第二項第一号及び第二号中「一般放送事業者」を「基幹放送事業者」に改め、同項第四号中「第五十二條の三十第二項各

号を「第百五十九条第二項各号」に改め、第三章の四中同条を第百六十六条とする。

第五十二条の三十六第二項中「第五十二条の三十第二項」を「第百五十九条第二項」に改め、同条を第百六十五条とする。

第五十二条の三十五第二項中「第二条の二第二項各号」を「第九十一条第二項各号」に改め、同条を第百六十四条とする。

第五十二条の三十四中「特定地上系一般放送事業者(認定放送持株会社の子会社である地上系一般放送事業者をいう)は、国内放送を「子会社地上基幹放送事業者(認定放送持株会社の子会社である地上基幹放送の業務を行う基幹放送事業者をいう)は、国内基幹放送」に改め、同条を第百六十三条とする。

第五十二条の三十三を削る。

第五十二条の三十二第二項中「第五十二条の三十第二項第五号イ(1)」を「第百五十九条第二項第五号イ(1)」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 第百六十六条第二項、第三項及び第五項の規定は、認定放送持株会社について準用する。

この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは「第百六十一条第一項」と、「外国人等」とあるのは「第百六十一条第一項に規定する外国人等」と、「場合に欠格事由」とあるのは「場合に第百五十九条第二項第五号イ又はロに定める株式会社」と、「ときは、同項」とあるのは「ときは、社債等振替法第百五十二条第一項」と、「欠格事由」とあるのは「(同号イ又はロに定める株式会社」と、同条第三項中

「前二項」とあるのは「第百六十一条第一項及び同条第二項において準用する第百六十六条第二項」と、「第九十三条第一項第六号ホ(1)」とあるのは「第百五十九条第二項第五号ロ(1)」と、「同号ホ(2)」とあるのは「同号ロ(2)」と、「株式会社である地上基幹放送を行う認定基幹放送事業者」とあるのは「認定放送持株会社」と、「同号ホに定める事由」とあるのは「同号ロに定める株式会社」と、「同号ホ(1)及び(2)」とあるのは「同号ロ(1)及び(2)」と、同条第五項中「第一項」とあるのは「第百六十一条第一項」と、「外国人等」とあるのは「同項に規定する外国人等」と読み替えるものとする。

第五十二条の三十二を第百六十一条とし、同条の次に次の一条を加える。

(基幹放送の業務の認定等の特例)

第百六十二条 総務大臣が認定放送持株会社の子会社について第九十三条第一項の規定による認定の審査を行う場合における同条第四号の規定の適用については、同号ただし書中「当該業務に係る」とあるのは「認定放送持株会社の子会社であることの特性を勘案しつつ、当該業務に係る」と、同号ハ中「口に掲げる者」とあるのは「口に掲げる者(申請をした者がその子会社である場合における認定放送持株会社であつて総務省令で定めるものを除く。)」とする。

2 総務大臣が認定放送持株会社の子会社について第百四条の規定による認定の取消しをする場合における同条第三号の規定の適用については、同号中「第九十三条第一項第四号」と

あるのは、「第百六十二条第一項の規定により読み替えて適用する第九十三条第一項第四号」とする。

3 総務大臣が認定放送持株会社の子会社について電波法第七条第二項の規定による審査を行う場合における同条第四号ロの規定の適用については、同号ロ中「放送法第九十三条第一項第四号」とあるのは、「放送法第百六十二条第一項の規定により読み替えて適用する同条第九十三条第一項第四号」とする。

4 総務大臣が認定放送持株会社の子会社について電波法第七十六条第四項の規定による免許の取消しをする場合における同条第五号の規定の適用については、同号中「第七条第二項第四号ロ」とあるのは、「放送法第百六十二条第一項の規定により読み替えて適用する同条第九十三条第一項第四号」とする。

第五十二条の三十一第一号中「一般放送事業者を「基幹放送事業者」に改め、同条を第百六十条とする。

第五十二条の三十第一項を次のように改める。

二以上の基幹放送事業者(当該二以上の基幹放送事業者に一以上の地上基幹放送の業務を行う者が含まれる場合に限る。以下この条、次条第一号並びに第百六十六条第二項第一号及び第二号において同じ。)をその子会社とし、若しくはしようとする会社又は二以上の基幹放送事業者をその子会社とする会社を設立しようとする者は、総務大臣の認定を受けることができる。

第五十二条の三十第二号及び第三号中「一般放送事業者」を「基幹放送事業者」に改め、同条第五号中「リまで」を「ヌまで」に改め、同号ハ中「電波法又は電気通信役務利用放送法を「又は電波法」に改め、同号ニ中「第五十二条の二十三又は第五十二条の二十四第二項(第六号を除く。)」を「第百三十三条第一項又は第百四条第五号を除く。)」に改め、同号リ(2)中「チまで」を「リまで」に改め、同号リを同号ヌとし、同号チを同号リとし、同号トを同号チとし、同号ヘを同号トとし、同号ホ中「第五十二条の三十七第一項」を「第百六十六条第一項」に改め、同号ホを同号ヘとし、同号ニの次に次のように加える。

ホ 第百三十一条の規定により登録の取消しを受け、その取消しの日から二年を経過しない者

第五十二条の三十第三号中「一般放送事業者」を「基幹放送事業者」に改め、同条を第百五十九条とする。

第五十二条の二十九第一項中「第五十二条の三十五」を「第百六十四条第一項」に改め、同条を第百五十八条とする。

第三章の四を第八章とする。

第五十二条の二十七及び第五十二条の二十八を削る。

第五十二条の二十六中「第五十二条の二十の」を「第百条の」に、「第五十二条の二十三若しくは第五十二条の二十四第二項」を「第百三十三条第一項若しくは前条」に、「同条第一項」を「第百七十四条」に、「委託放送事業者の委託の相手方」

を「業務に用いられる基幹放送局の免許を受けた者」に改め、第三章の三中同条を第百五条とし、同条の次に次の一款及び一節を加える。

第二款 業務

(国内基幹放送等の放送番組の編集等)

第百六条 基幹放送事業者は、テレビジョン放送による国内基幹放送及び内外基幹放送(内外放送である基幹放送をいう。)(以下「国内基幹放送等」という。)の放送番組の編集に当たっては、特別な事業計画によるものを除くほか、教養番組又は教育番組並びに報道番組及び娯楽番組を設け、放送番組の相互の調和を保つようにしなければならない。

2 基幹放送事業者は、国内基幹放送等の教育番組の編集及び放送に当たっては、その放送の対象とする者が明確で、内容がその者に有益適切であり、組織的かつ継続的であるようにするとともに、その放送の計画及び内容をあらかじめ公衆が知ることができるようにしなければならない。この場合において、当該番組が学校向けのものであるときは、その内容が学校教育に関する法令の定める教育課程の基準に準拠するようにしなければならない。

第百七条 前条第一項の規定の適用を受けるテレビジョン放送を行う基幹放送事業者に対する第六条の規定の適用については、同条第三項中「及び放送番組の編集に関する基本計画」とあるのは、「放送番組の編集に関する基本計画及び放送番組の種別の基準」と、同条第五項及び第六項中「次の各号に掲げる事項」と

あるのは「次の各号に掲げる事項並びに放送番組の種別及び放送番組の種別ごとの放送時間」とする。

(災害の場合の放送)

第百八条 基幹放送事業者は、国内基幹放送等を行うに当たり、暴風、豪雨、洪水、地震、大規模な火事その他による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、その発生を予防し、又はその被害を軽減するために役立つ放送をするようにしなければならない。

(学校向け放送における広告の制限)

第百九条 基幹放送事業者は、学校向けの教育番組の放送を行う場合には、その放送番組に学校教育の妨げになると認められる広告を含めてはならない。

(放送番組の供給に関する協定の制限)

第百十条 基幹放送事業者は、特定の者からのみ放送番組の供給を受けることとなる条項を含む放送番組の供給に関する協定を締結してはならない。

(設備の維持)

第百十一条 認定基幹放送事業者は、基幹放送設備を総務省令で定める技術基準に適合するように維持しなければならない。

2 前項の技術基準は、これにより次に掲げる事項が確保されるものとして定められなければならない。

- 一 基幹放送設備の損壊又は故障により、基幹放送の業務に著しい支障を及ぼさないようにすること。
- 二 基幹放送設備を用いて行われる基幹放送

の品質が適正であるようにすること。

第百十二条 特定地上基幹放送事業者は、自己の地上基幹放送の業務に用いる電気通信設備(以下「特定地上基幹放送局等設備」という。)を前条第一項の総務省令で定める技術基準及び第百二十一条第一項の総務省令で定める技術基準に適合するように維持しなければならない。

(重大事故の報告)

第百十三条 認定基幹放送事業者は、基幹放送設備に起因する放送の停止その他の重大な事故であつて総務省令で定めるものが生じたときは、その旨をその理由又は原因とともに、遅滞なく、総務大臣に報告しなければならない。

2 特定地上基幹放送事業者は、特定地上基幹放送局等設備に起因する放送の停止その他の重大な事故であつて総務省令で定めるものが生じたときは、その旨をその理由又は原因とともに、遅滞なく、総務大臣に報告しなければならない。

(設備の改善命令)

第百十四条 総務大臣は、基幹放送設備が第百十一条第一項の総務省令で定める技術基準に適合していないと認めるときは、認定基幹放送事業者に対し、当該技術基準に適合するように当該基幹放送設備を改善すべきことを命ずることができる。

2 総務大臣は、特定地上基幹放送局等設備が第百十一条第一項の総務省令で定める技術基準又は第百二十一条第一項の総務省令で定め

る技術基準に適合していないと認めるときは、特定地上基幹放送事業者に対し、当該技術基準に適合するように当該特定地上基幹放送局等設備を改善すべきことを命ずることができる。

(設備に関する報告及び検査)

第百十五条 総務大臣は、第百十一条第一項、第百十三条第一項及び前条第一項の規定の施行に必要な限度において、認定基幹放送事業者に対し、基幹放送設備の状況その他必要な事項の報告を求め、又はその職員に、当該基幹放送設備を設置する場所に立ち入り、当該基幹放送設備を検査させることができる。

2 総務大臣は、第百十二条、第百十三条第二項及び前条第二項の規定の施行に必要な限度において、特定地上基幹放送事業者に対し、特定地上基幹放送局等設備の状況その他必要な事項の報告を求め、又はその職員に、当該特定地上基幹放送局等設備を設置する場所に立ち入り、当該特定地上基幹放送局等設備を検査させることができる。

3 前二項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

4 第一項及び第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(外国人等の取得した株式の取扱)

第百十六条 金融商品取引所(金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二条第十六項に規定する金融商品取引所をいう。第百二

十五條第一項及び第六十一條第一項において同じ。に上場されている株式又はこれに準ずるものとして総務省令で定める株式を発行している会社である基幹放送事業者は、その株式を取得した第九十三條第一項第六号イからハまでに掲げる者又は同号ホ(2)に掲げる者(特定地上基幹放送事業者にあつては、電波法第五條第一項第一号から第三号までに掲げる者又は同條第四項第三号ロに掲げる者。以下この条において「外国人等」という。)からの氏名及び住所を株主名簿に記載し、又は記録することの請求を受けた場合において、その請求に応ずることにより次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事由(次項において「欠格事由」という。)に該当することとなるときは、その氏名及び住所を株主名簿に記載し、又は記録することを拒むことができる。

- 一 当該基幹放送事業者が衛星基幹放送又は移動受信用地上基幹放送を行う認定基幹放送事業者である場合 第九十三條第一項第六号二に定める事由
 - 二 当該基幹放送事業者が地上基幹放送を行う認定基幹放送事業者である場合 第九十三條第一項第六号二又はホに定める事由
 - 三 当該基幹放送事業者が特定地上基幹放送事業者である場合 電波法第五條第四項第二号又は第三号に定める事由
- 2 前項の基幹放送事業者は、社債等振替法第百五十一條第一項又は第八項の規定による通知に係る株主のうち外国人等が有する株式の

すべてについて社債等振替法第百五十二條第一項の規定により株主名簿に記載し、又は記録することとした場合に欠格事由に該当することとなるときは、同項の規定にかかわらず、特定外国株式(欠格事由に該当することとならないように当該株式の一部に限つて株主名簿に記載し、又は記録する方法として総務省令で定める方法に従い記載し、又は記録することができない株式以外の株式をいう。)については、同項の規定により株主名簿に記載し、又は記録することを拒むことができる。

- 3 前二項の規定により株主名簿に記載し、又は記録することを拒むことができる場合を除き、第九十三條第一項第六号ホ(1)に掲げる者により同号ホ(2)に掲げる者を通じて間接に占められる議決権の割合が増加することにより、株主名簿に記載され、又は記録されている同号ホ(2)に掲げる者が有する株式のすべてについて議決権を有することとした場合に株式会社である地上基幹放送を行う認定基幹放送事業者が同号ホに定める事由に該当することとなるときは、特定外国株主(株主名簿に記載され、又は記録されている同号ホ(1)及び(2)に掲げる者が有する株式のうち同号ホに定める事由に該当することとならないように総務省令で定めるところにより議決権を有することとなる株式以外の株式を有する株主をいう。)は、当該株式についての議決権を有しない。
- 4 第一項及び第二項の規定により株主名簿に記載し、又は記録することを拒むことができる

る場合を除き、電波法第五條第四項第三号イに掲げる者により同号ロに掲げる者を通じて間接に占められる議決権の割合が増加することにより、株主名簿に記載され、又は記録されている同号ロに掲げる者が有する株式のすべてについて議決権を有することとした場合に株式会社である特定地上基幹放送事業者が同号に定める事由に該当することとなるときは、特定外国株主(株主名簿に記載され、又は記録されている同号イ及びロに掲げる者が有する株式のうち同号に定める事由に該当することとならないように総務省令で定めるところにより議決権を有することとなる株式以外の株式を有する株主をいう。)は、当該株式についての議決権を有しない。

- 5 第一項の基幹放送事業者は、総務省令で定めるところにより、外国人等がその議決権に占める割合を公告しなければならない。ただし、その割合が総務省令で定める割合に達しないときは、この限りでない。

第三節 基幹放送局提供事業者

(提供義務等)
 第百十七條 基幹放送局提供事業者は、認定基幹放送事業者から、当該認定基幹放送事業者に係る第九十四條第二項の認定証に記載された同條第三項第三号から第六号までに掲げる事項(衛星基幹放送に係る場合にあつては、当該衛星基幹放送の業務に係る人工衛星の軌道又は位置を含む。次項において「認定証記載事項」という。)に従つた基幹放送局設備の提供に関する契約(以下「放送局設備供給契

約」という。)の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

2 基幹放送局提供事業者は、認定基幹放送事業者以外の者から放送局設備供給契約の申込みを受けたとき、又は認定基幹放送事業者から認定証記載事項に従わない放送局設備供給契約の申込みを受けたときは、これを承諾してはならない。

(役務の提供条件)

第百十八條 基幹放送局提供事業者は、基幹放送局設備を認定基幹放送事業者の基幹放送の業務の用に供する役務(以下「放送局設備供給役務」という。)の料金その他の総務省令で定める提供条件を定め、その実施前に、総務大臣に届け出なければならない。これを變更しようとするときも、同様とする。

- 2 基幹放送局提供事業者は、前項の規定により届け出た提供条件以外の提供条件により放送局設備供給役務を提供してはならない。

(会計整理等)

第百十九條 基幹放送局提供事業者であつて認定基幹放送事業者又は特定地上基幹放送事業者を兼ねるものは、総務省令で定めるところにより、基幹放送局設備又は特定地上基幹放送局等設備(次條第四号において「基幹放送局設備等」という。)を基幹放送の業務の用に供する業務に関する会計を整理し、及びこれに基づき当該業務に関する収支の状況その他総務省令で定める事項を公表しなければならない。

(変更命令)

第二百二十条 総務大臣は、基幹放送局提供事業者が第百十八条第一項の規定により届け出た提供条件が次の各号のいずれかに該当するため、当該提供条件による放送局設備供給役務の提供が基幹放送の業務の運営を阻害していると認めるときは、当該基幹放送局提供事業者に対し、当該提供条件を変更すべきことを命ずることができる。

一 放送局設備供給役務の料金が特定の認定基幹放送事業者に対し不当な差別的取扱いをするものであること。

二 放送局設備供給契約の締結及び解除、放送局設備供給役務の提供の停止並びに基幹放送局提供事業者及び認定基幹放送事業者の責任に関する事項が適正かつ明確に定められていないこと。

三 認定基幹放送事業者に不当な義務を課するものであること。

四 基幹放送局提供事業者であつて認定基幹放送事業者又は特定地上基幹放送事業者を兼ねるものが提供する放送局設備供給役務に関する料金その他の提供条件が基幹放送局設備等を自己の基幹放送の業務の用に供することとした場合の条件に比して不利なものであること。

(設備の維持)

第百二十一条 基幹放送局提供事業者は、基幹放送局設備を総務省令で定める技術基準に適合するように維持しなければならない。

2 前項の技術基準は、これにより次に掲げる

事項が確保されるものとして定められなければならない。

一 基幹放送局設備の損壊又は故障により、基幹放送局の運用に著しい支障を及ぼさないようにすること。

二 基幹放送局設備を用いて行われる基幹放送の品質が適正であるようにすること。

(重大事故の報告)

第百二十二条 基幹放送局提供事業者は、基幹放送局設備に起因する放送の停止その他の重大な事故であつて総務省令で定めるものが生じたときは、その旨をその理由又は原因とともに、遅滞なく、総務大臣に報告しなければならない。

(設備の改善命令)

第百二十三条 総務大臣は、基幹放送局設備が第百二十一条第一項の総務省令で定める技術基準に適合していないと認めるときは、基幹放送局提供事業者に対し、当該技術基準に適合するように当該基幹放送局設備を改善すべきことを命ずることができる。

(設備に関する報告及び検査)

第百二十四条 総務大臣は、前三条の規定の施行に必要な限度において、基幹放送局提供事業者に対し、基幹放送局設備の状況その他必要な事項の報告を求め、又はその職員に、当該基幹放送局設備を設置する場所に立ち入り、当該基幹放送局設備を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提

示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(外国人等の取得した株式の取扱い)

第百二十五条 金融商品取引所に上場されている株式又はこれに準ずるものとして総務省令で定める株式を発行している会社である基幹放送局提供事業者は、その株式を取得した外国人等(電波法第五条第一項第一号から第三号までに掲げる者又は同条第四項第三号に掲げる者をいう。)からその氏名及び住所を株主名簿に記載し、又は記録することの請求を受けた場合において、その請求に応ずることにより次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事由に該当することとなるときは、その氏名及び住所を株主名簿に記載し、又は記録することを拒むことができる。

一 当該基幹放送局提供事業者が衛星基幹放送又は移動受信用地上基幹放送をする無線局の免許を受けた者である場合 電波法第五条第一項第四号に定める事由

二 当該基幹放送局提供事業者が地上基幹放送をする無線局の免許を受けた者である場合 電波法第五条第四項第二号又は第三号に定める事由

2 第百十六条第二項、第四項及び第五項の規定は、基幹放送局提供事業者について準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは「第百二十五条第一項」と、「外国人等」とあるのは「第百二十五条第一項に規定

する外国人等」と、「欠格事由」とあるのは「第百二十五条第一項各号に定める事由」と、「同項」とあるのは「杜撰等振替法第百五十二条第一項」と、同条第四項中「第一項及び第二項」とあるのは「第百二十五条第一項及び同条第二項において準用する第百十六条第二項」と、「特定地上基幹放送事業者」とあるのは「地上基幹放送をする無線局の免許を受けた基幹放送局提供事業者」と、同条第五項中「第一項」とあるのは「第百二十五条第一項」と、「外国人等」とあるのは「同項に規定する外国人等」と読み替えるものとする。

第百二十二条の二十三の前の見出し及び同条から第五十二条の二十五までを削る。

第五十二条の二十二中「第五十二条の十三第一項を」を「第九十三条第一項」に、「委託放送事業者」を「認定基幹放送事業者」に改め、同条を第百二条とし、同条の次に次の見出し及び二条を加える。

(認定の取消し等)

第百三条 総務大臣は、認定基幹放送事業者が第九十三条第一項第六号(トを除く。)に掲げる要件に該当しないこととなつたとき、又は認定基幹放送事業者が行う地上基幹放送の業務に用いられる基幹放送局の免許がその効力を失つたときは、その認定を取り消さなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、総務大臣は、認定基幹放送事業者が第九十三条第一項第六号ホに該当することとなつた場合において、同号ホに該当することとなつた状況その他の事

情を勘案して必要があると認めるときは、当該認定基幹放送事業者の認定の有効期間の残存期間内に限り、期間を定めてその認定を取り消さないことができる。

第四百四条 総務大臣は、認定基幹放送事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その認定を取り消すことができる。

- 一 正当な理由がないのに、基幹放送の業務を引き続き六月以上休止したとき。
- 二 不正な手段により、第九十三条第一項の認定又は第九十七条第一項の許可を受けたとき。

三 第九十三条第一項第四号に掲げる要件に該当しないこととなつたとき。

四 第七十四条の規定による命令に従わな

いとき。

五 衛星基幹放送又は移動受信用地上基幹放

送の業務に用いられる基幹放送局の免許が

その効力を失つたとき。

第五十二条の二十一「委託放送事業者が委託放送業務」を「認定基幹放送事業者が基幹放送の業務」に、「第五十二条の十三第一項」を「第九十三条第一項」に改め、同条を第百一条とする。

第五十二条の二十の前の見出しを削り、同条中「委託放送事業者」を「認定基幹放送事業者」に改め、同条を第百条とし、同条の前に見出しとして「業務の廃止」を付する。

第五十二条の十九中「委託放送事業者」を「認定基幹放送事業者」に改め、同条を第九十九条とする。

第五十二条の十八第一項中「委託放送事業者」を「認定基幹放送事業者」に改め、同条第二項中「委託放送事業者」を「認定基幹放送事業者」に、「委託放送業務」を「基幹放送の業務」に改め、同条第三項中「第五十二条の十三第一項」を「第九十三条第一項」に、「前項」を「第二項及び第三項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第二項の次に次の三項を加える。

- 3 電波法第二十條第四項前段の規定の適用がある場合において、分割により地上基幹放送の業務を行う事業を承継した法人は、総務大臣の認可を受けたときは、当該業務に係る認定を受けたものとみなす。同項後段の規定の適用がある場合において、特定地上基幹放送局の免許人が当該基幹放送局を譲渡し、譲受人が当該基幹放送局を譲渡人の地上基幹放送の業務の用に供する業務を行うおとする場合における当該譲渡人について、又は特定地上基幹放送局の免許人が地上基幹放送の業務を行う事業を譲渡し、その譲渡人が当該基幹放送局を譲受人の地上基幹放送の業務の用に供する業務を行うおとする場合における当該譲受人についても、同様とする。
- 4 前項の規定により受けたものとみなされた認定の有効期間は、当該認定に係る地上基幹放送の業務に用いられる基幹放送局の免許の有効期間の残存期間と同一の期間とする。

5 電波法第二十條第五項の規定により合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は譲受人が合併又は事業の譲渡に係る地上基幹放送の業務に用いられる特定地上基

幹放送局の免許人の地位を承継したときは、当該地上基幹放送の業務についての第九十三条第一項の認定は、その効力を失う。

第五十二条の十八を第九十八条とする。

第五十二条の十七の見出しを「放送事項等の変更」に改め、同条第一項中「委託放送事業者」を「認定基幹放送事業者」に、「委託放送事項」を「第九十三条第三項第七号又は第八号に掲げる事項」に、「総務大臣」を「総務大臣」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、総務省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

第五十二条の十七第二項中「委託放送事業者の申請」を「認定基幹放送事業者の申請」に、「第五十二条の十四第一項各号」を「第九十四条第一項各号」に改め、同項第一号及び第二号を次のように改める。

- 一 衛星基幹放送を行う場合にあつては、電波法の規定により、当該衛星基幹放送の業務に用いられる基幹放送局の免許を受けた者以外の者が当該衛星基幹放送に係る人工衛星の軌道若しくは位置及び周波数をその免許状に記載すべき基幹放送局の免許を受けたとき又は当該衛星基幹放送の業務に用いられる基幹放送局の免許を受けた者が当該衛星基幹放送に係る人工衛星の軌道若しくは位置について変更の許可若しくは当該衛星基幹放送に係る周波数について指定の変更を受けたとき。
- 二 移動受信用地上基幹放送を行う場合にあつては、電波法の規定により、当該移動受

信用地上基幹放送の業務に用いられる基幹放送局の免許を受けた者以外の者が当該移動受信用地上基幹放送に係る放送対象地域内の放送区域及び周波数をその免許状に記載すべき基幹放送局の免許を受けたとき若しくは当該移動受信用地上基幹放送の業務に用いられる基幹放送局の免許を受けた者が当該移動受信用地上基幹放送に係る周波数について指定の変更を受けたとき又は第九十一条第四項の規定により総務大臣が基幹放送普及計画を変更した場合において当該移動受信用地上基幹放送に係る放送対象地域について変更があつたとき。

第五十二条の十七第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 認定基幹放送事業者は、前項ただし書の総務省令で定める軽微な変更に係る変更をしたときは、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

第五十二条の十七を第九十七条とする。

第五十二条の十六第一項中「第五十二条の十三第一項」を「第九十三条第一項」に改め、「五年ごと」の下に「地上基幹放送の業務の認定にあつては、電波法の規定による当該地上基幹放送の業務に用いられる基幹放送局の免許の有効期間と同一の期間ごと」を加え、同条第二項中「前項」を「衛星基幹放送又は移動受信用地上基幹放送の業務の認定について前項」に、「第五十二条の十三第一項第三号」を「第九十三条第一項第四号」に改め、同条を第九十六条とする。

第五十二条の十五第一項中「委託放送事業者」

を「認定基幹放送事業者」に、「第五十二条の十三第一項」を「第九十三条第一項」に、「その」を「、その」に改め、同条第二項中「委託放送業務」を「基幹放送の業務」に、「委託放送事業者」を「認定基幹放送事業者」に改め、同条を第九十五条とする。

第五十二条の十四第一項中「次の事項の下に」(「衛星基幹放送にあつては、次の事項及び当該衛星基幹放送の業務に係る人工衛星の軌道又は位置」)を加え、各号を次のように改める。

一 電波法の規定により基幹放送の業務に用いられる基幹放送局の免許を受けた者の氏名又は名称

二 放送対象地域

第五十二条の十四第三項中「次の事項」の下に「(「衛星基幹放送にあつては、次の事項及び当該衛星基幹放送の業務に係る人工衛星の軌道又は位置」)を加え、第三号から第七号までを次のように改める。

三 基幹放送の種類

四 電波法の規定により基幹放送の業務に用いられる基幹放送局の免許を受けた者の氏名又は名称

五 放送対象地域

六 基幹放送に係る周波数

七 放送事項

第五十二条の十四を第九十四条とする。

第五十二条の十三第一項中「委託放送業務」を「基幹放送の業務」に、「委託国内放送業務を行う場合における協会」を「電波法の規定により当該基幹放送の業務に用いられる特定地上基幹放

送局の免許を受けようとする者又は受けた者」に、「次の各号」を「次に掲げる要件」に、「適合している」を「該当する」に改め、同項第一号を次のように改める。

一 当該業務に用いられる基幹放送局設備を確保することが可能であること。

第五十二条の十三第一項第二号中「財政的基礎」を「経理的基礎及び技術的能力」に改め、同項第三号を次のように改める。

三 当該業務に用いられる電気通信設備(基幹放送局設備を除く。以下「基幹放送設備」という。)が第百十一条第一項の総務省令で定める技術基準に適合すること。

第五十二条の十三第一項第五号中「又まで」を「ルまで(「衛星基幹放送又は移動受信用地上基幹放送の業務を行おうとする場合にあつては、ホを除く。」)に改め、同号又中「ホからリまで」を「ヘから又まで」に改め、同号又を同号ルとし、同号リ中「第二十七条の十五第一項」の下に「又は第二項(第三号を除く。)」を加え、「認定の取消し」を「移動受信用地上基幹放送をする無線局に係る同法第二十七条の十三第一項の開設計画の認定の取消し」に改め、同号リを同号又とし、同号チを削り、同号ト中「第七十五条第一項」の下に「又は第七十六条第四項(第四号を除く。)」を加え、「放送局」を「基幹放送局」に改め、同号トを同号リとし、同号ヘ中「第五十二条の二十三又は第五十二条の二十四第二項(第六号を除く。)」を「第百三条第一項又は第百四条(第五号を除く。)」に改め、同号ヘを同号トとし、同号トの次に次のように加える。

チ 第百三十一条の規定により登録の取消

しを受け、その取消しの日から二年を経過しない者

第五十二条の十三第一項第五号ホ中「電気通信役務利用放送法」を「電波法」に改め、同号ホを同号ヘとし、同号二の次に次のように加える。

ホ 法人又は団体であつて、(1)に掲げる者により直接に占められる議決権の割合とこれらの者により(2)に掲げる者を通じて間接に占められる議決権の割合として総務省令で定める割合とを合計した割合がその議決権の五分の一以上を占めるもの(二に該当する場合を除く。)

(1) イからハまでに掲げる者
(2) (1)に掲げる者により直接に占められる議決権の割合が総務省令で定める割合以上である法人又は団体

第五十二条の十三第一項第五号を同項第六号とし、同項第四号中「することが」の下に「基幹放送普及計画に適合することその他」を加え、同号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四 当該業務を行おうとする者が次のいずれにも該当しないこと。ただし、当該業務に係る放送の種類、放送対象地域その他の事項に照らして基幹放送による表現の自由ができるだけ多くの者によつて享有されることとが妨げられないと認められる場合として総務省令で定める場合は、この限りでない。
イ 基幹放送事業者
ロ イに掲げる者に対して支配関係を有する者

る者

ハ イ又はロに掲げる者がある者に対して支配関係を有する場合におけるその者

第五十二条の十三第三項中「事業計画書」の下に「事業収支見積書」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、「次の事項」の下に「(「衛星基幹放送にあつては、次の事項及び当該衛星基幹放送の業務に係る人工衛星の軌道又は位置」)を加え、各号を次のように改める。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 基幹放送の種類

三 基幹放送の業務に用いられる基幹放送局について電波法の規定による免許を受けようとする者又はその免許を受けた者の氏名又は名称

四 希望する放送対象地域

五 基幹放送に関し希望する周波数

六 業務開始の予定期日

七 放送事項

八 基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要

第五十二条の十三第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項第四号ロ及びハの支配関係とは、次の各号のいずれかに該当する関係をいう。
一 一の者及び当該一の者と株式の所有関係その他の総務省令で定める特別の関係にある者が有する法人又は団体の議決権の数の当該法人又は団体の議決権の総数に占める割合が十分の一以上三分の一未満の範囲内

で総務省令で定める割合を超える場合における当該一の者と当該法人又は団体の関係
二 一の法人又は団体の代表権を有する役員又は常勤の役員が他の法人又は団体の代表権を有する役員又は業務を執行する常勤の役員の地位を兼ねる場合における当該一の法人又は団体と当該他の法人又は団体との関係

三 一の法人又は団体の役員で他の法人又は団体の業務を執行する役員の地位を兼ねる者の数の当該他の法人又は団体の役員の総数に占める割合が五分の一以上三分の一未満の範囲内で総務省令で定める割合を超える場合における当該一の法人又は団体と当該他の法人又は団体との関係

第五十二条の十三に次の二項を加える。
5 第一項の認定(協会又は学園の基幹放送の業務その他総務省令で定める特別な基幹放送の業務に係るものを除く。)の申請は、総務大臣が公示する期間内に行わなければならない。第九十六条第一項の認定の更新(地上基幹放送の業務に係るものに限る。)の申請についても、同様とする。

6 前項の期間は、一月を下らない範囲内で申請に係る基幹放送において使用する周波数ごとに定める期間(地上基幹放送において使用する周波数にあつては、その周波数を使用する基幹放送局に係る電波法第六条第七項の公示の期間と同一の期間)とし、前項の規定による期間の公示は、基幹放送の種類及び放送対象地域その他認定の申請に資する事項を併

せ行ふものとする。
第五十二条の十三を第九十三条とし、第三章の三中同条の前に次の一節、節名及び款名を加える。

第一節 通則

(基幹放送普及計画)

第九十一条 総務大臣は、基幹放送の計画的な普及及び健全な発達を図るため、基幹放送普及計画を定め、これに基づき必要な措置を講ずるものとする。

2 基幹放送普及計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 基幹放送を国民に最大限に普及させるための指針、基幹放送をすることができるとにより、基幹放送による表現の自由がでるだけ多くの者によつて享有されるようにするための指針その他基幹放送の計画的な普及及び健全な発達を図るための基本的事項
二 協会の放送、学園の放送又はその他の放送の区分、国内放送、国際放送、中継国際放送、協会国際衛星放送又は内外放送の区分、中波放送、超短波放送、テレビジョン放送その他の放送の種類による区分その他の総務省令で定める基幹放送の区分ごとの同一の放送番組の放送を同時に受信できることが相当と認められる一定の区域(以下「放送対象地域」という。)

三 放送対象地域ごとの放送系(同一の放送番組の放送を同時に行うことのできる基幹

放送局の総体をいう。以下この号において同じ。)の数(衛星基幹放送及び移動受信用地上基幹放送に係る放送対象地域にあつては、放送系により放送をすることのできる放送番組の数)の目標

3 基幹放送普及計画は、第二十条第一項、第二項第一号及び第五項に規定する事項、電波法第五条第四項の基幹放送用割当可能周波数、放送に関する技術の発達及び需要の動向、地域の自然的経済的社会的文化的諸事情その他の事情を勘案して定める。

4 総務大臣は、前項の事情の変動により必要があると認めるときは、基幹放送普及計画を変更することができる。

5 総務大臣は、基幹放送普及計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公示しなければならない。

(基幹放送の受信に係る事業者の責務)

第九十二条 特定地上基幹放送事業者及び基幹放送局提供事業者(電波法の規定により衛星基幹放送の業務に用いられる基幹放送局の免許を受けた者を除く。)は、その基幹放送局を用いて行われる基幹放送に係る放送対象地域において、当該基幹放送があまねく受信できるように努めるものとする。

第二節 基幹放送事業者

第一款 認定等

第三章の三の章名中「委託放送事業者」を「基幹放送」に改める。
第三章の三を第五章とし、同章の次に次の二章を加える。

第六章 一般放送

第一節 登録等

(一般放送の業務の登録)

第二百二十六条 一般放送の業務を行おうとする者は、総務大臣の登録を受けなければならない。ただし、有線電気通信設備を用いて行われるラジオ放送その他の一般放送の種類、一般放送の業務に用いられる電気通信設備の規模等からみて受信者の利益及び放送の健全な発達に及ぼす影響が比較的少ないものとして総務省令で定める一般放送については、この限りでない。

2 前項の登録を受けようとする者は、総務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を総務大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
二 総務省令で定める一般放送の種類
三 一般放送の業務に用いられる電気通信設備の概要

四 業務区域
3 前項の申請書には、第二百二十八条第一号から第五号までに該当しないことを誓約する書面その他総務省令で定める書類を添付しなければならない。

(登録の実施)
第二百二十七条 総務大臣は、前条第一項の登録の申請があつた場合においては、次条の規定により登録を拒否する場合を除き、次に掲げる事項を一般放送事業者登録簿に登録しなければならない。

第二百二十七条 総務大臣は、前条第一項の登録の申請があつた場合においては、次条の規定により登録を拒否する場合を除き、次に掲げる事項を一般放送事業者登録簿に登録しなければならない。

一 前条第二項各号に掲げる事項 二 登録年月日及び登録番号 2 総務大臣は、前項の規定による登録をしたときは、遅滞なく、その旨を申請者に通知しなければならない。 (登録の拒否) 第二百二十八条 総務大臣は、第二百二十六条第二項の申請書を提出した者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は当該申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事項の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。 一 この法律に規定する罪を犯して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者 二 第二百三条第一項又は第二百四条(第五号を除く。)の規定により認定の取消しを受け、その取消しの日から二年を経過しない者 三 第三百三十一条の規定により登録の取消しを受け、その取消しの日から二年を経過しない者 四 電波法第七十五条第一項又は第七十六条第四項(第四号を除く。)の規定により基幹放送局の免許の取消しを受け、その取消しの日から二年を経過しない者 五 法人又は団体であつて、その役員が前各号のいずれかに該当する者であるもの 六 一般放送の業務を適確に遂行するに足りる技術的能力を有しない者	七 第三百三十六条第一項の総務省令で定める技術基準に適合する一般放送の業務に用いられる電気通信設備を権原に基づいて利用できない者 (業務の開始及び休止の届出) 第二百二十九条 登録一般放送事業者(第二百二十六条第一項の登録を受けた者をいう。以下同じ。)は、同項の登録を受けたときは、遅滞なく、その業務の開始の期日を総務大臣に届け出なければならない。 2 一般放送の業務を一月以上休止するときは、登録一般放送事業者は、その休止期間を総務大臣に届け出なければならない。休止期間を変更するときも、同様とする。 (変更登録) 第二百三十条 登録一般放送事業者は、第二百二十六条第二項第二号から第四号までに掲げる事項を変更しようとするときは、総務大臣の変更登録を受けなければならない。ただし、総務省令で定める軽微な変更については、この限りでない。 2 前項の変更登録を受けようとする者は、総務省令で定めるところにより、変更に係る事項を記載した申請書を総務大臣に提出しなければならない。 3 第二百二十六条第三項、第二百二十七条及び第二百二十八条の規定は、第一項の変更登録について準用する。この場合において、第二百二十七条第一項中「次に掲げる事項」とあるのは「変更に係る事項」と、第二百二十八条中「第二百二十六条第二項の申請書を提出した者が次の	各号」とあるのは「変更登録に係る申請書を提出した者が次の各号(第三号を除く。)」と読み替へるものとする。 4 登録一般放送事業者は、第二百二十六条第二項第一号に掲げる事項に変更があつたとき、又は第一項ただし書の総務省令で定める軽微な変更に応ずる変更をしたときは、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。その届出があつた場合には、総務大臣は、遅滞なく、当該登録を変更するものとする。 (登録の取消し) 第三百三十一条 総務大臣は、登録一般放送事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消すことができる。 一 正当な理由がないのに、一般放送の業務を引き続き一年以上休止したとき 二 不正な手段により第二百二十六条第一項の登録又は前条第一項の変更登録を受けたとき 三 第二百二十八条第一号、第二号、第四号又は第五号のいずれかに該当するに至つたとき 四 登録一般放送事業者が第七十四条の規定による命令に違反した場合において、一般放送の受信者の利益を阻害すると認められるとき (登録の抹消) 第三百三十二条 総務大臣は、第三百三十五条第一項若しくは第二項の規定による届出があつたとき、又は前条の規定による登録の取消しを	したときは、当該登録一般放送事業者の登録を抹消しなければならない。 (一般放送の業務の届出) 第三百三十三条 一般放送の業務を行おうとする者(第二百二十六条第一項の登録を受けるべき者を除く。)は、総務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した書類を添えて、その旨を総務大臣に届け出なければならない。 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名 二 総務省令で定める一般放送の種類 三 一般放送の業務に用いられる電気通信設備の概要 四 業務区域 五 その他総務省令で定める事項 2 前項の規定による届出をした者は、同項各号に掲げる事項を変更しようとするときは、その旨を総務大臣に届け出なければならない。ただし、総務省令で定める軽微な事項については、この限りでない。 (承継) 第三百三十四条 一般放送事業者が一般放送の業務を行う事業の全部を譲渡し、又は一般放送事業者について相続、合併若しくは分割(一般放送の業務を行う事業の全部を承継させるものに限る。)があつたときは、当該事業の全部を譲り受けた者又は相続人(相続人が二人以上ある場合において、その全員の協議により一般放送の業務を行う事業を承継すべき相続人を定めたときは、その者。以下この項に
---	--	--	---

において同じ。合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人若しくは分割により当該事業の全部を承継した法人は、当該一般放送事業者の地位を承継する。ただし、当該一般放送事業者が登録一般放送事業者である場合において、当該事業の全部を譲り受けた者又は相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人若しくは分割により当該事業の全部を承継した法人が第二百二十八条第一号から第五号までのいずれかに該当するときは、この限りでない。 2 前項の規定により一般放送事業者の地位を承継した者は、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。この場合において、当該一般放送事業者が登録一般放送事業者であるときは、総務大臣は、遅滞なく、当該登録を変更するものとする。 (業務の廃止等の届出) 第二百三十五条 一般放送事業者は、一般放送の業務を廃止したときは、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。 2 一般放送事業者たる法人が合併以外の事由により解散したときは、その清算人解散が破産手続開始の決定による場合にあつては、破産管財人は、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。 第二節 業務 (設備の維持) 第二百三十六条 登録一般放送事業者は、第二百二十六条第一項の登録に係る電気通信設備を総務省令で定める技術基準に適合するように維	持しなければならない。 2 前項の技術基準は、これにより次に掲げる事項が確保されるものとして定められなければならない。 一 一般放送の業務に用いられる電気通信設備の損壊又は故障により、一般放送の業務に著しい支障を及ぼさないようにすること。 二 一般放送の業務に用いられる電気通信設備を用いて行われる一般放送の品質が適正であるようにすること。 (重大事故の報告) 第二百三十七条 登録一般放送事業者は、第二百二十六条第一項の登録に係る電気通信設備に起因する放送の停止その他の重大な事故であつて総務省令で定めるものが生じたときは、その旨をその理由又は原因とともに、遅滞なく、総務大臣に報告しなければならない。 (設備の改善命令) 第二百三十八条 総務大臣は、第二百二十六条第一項の登録に係る電気通信設備が第二百三十六条第一項の総務省令で定める技術基準に適合していないと認めるときは、登録一般放送事業者に対し、当該技術基準に適合するように当該電気通信設備を改善すべきことを命ずることができる。 (設備に関する報告及び検査) 第二百三十九条 総務大臣は、前三条の規定の施行に必要な限度において、登録一般放送事業者に対し、第二百二十六条第一項の登録に係る電気通信設備の状況その他必要な事項の報告	を求め、又はその職員に、当該電気通信設備を設置する場所に立ち入り、当該電気通信設備を検査させることができる。 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。 3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。 (受信障害区域における再放送) 第二百四十条 登録一般放送事業者であつて、市町村の区域を勘案して総務省令で定める区域の全部又は大部分において有線電気通信設備を用いてテレビジョン放送を行う者として総務大臣が指定する者は、当該登録に係る業務区域内に地上基幹放送(テレビジョン放送に限る。以下この条、第二百四十二条及び第二百四十四条において同じ。)の受信の障害が発生している区域があるときは、正当な理由がある場合として総務省令で定める場合を除き、当該受信の障害が発生している区域において、基幹放送普及計画により放送がされるべきものとされるすべての地上基幹放送を受信し、そのすべての放送番組に変更を加えないで同時に再放送をしなければならない。 2 前項の規定により指定を受けた者(以下「指定再放送事業者」という。)は、同項の規定による再放送の役務の提供条件について契約約款を定め、その実施前に、総務大臣に届け出なければならない。当該契約約款を変更しうとするときも、同様とする。	3 指定再放送事業者は、第一項の規定による再放送及び当該再放送以外の放送を併せて行うときは、当該再放送の役務の提供のみについて契約を締結することができるよう前項の提供条件を定めることその他の受信者の利益を確保するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。 4 第十一条の規定は、第一項の規定による地上基幹放送の再放送については、適用しない。 5 国及び地方公共団体は、指定再放送事業者が一般放送の業務に用いる有線電気通信設備の設置が円滑に行われるために必要な措置が講ぜられるよう配慮するものとする。 6 第一項の指定に関し必要な事項は、総務省令で定める。 (改善命令) 第二百四十一条 総務大臣は、前条第一項の規定による再放送の業務の運営が適正を欠くため受信者の利益を阻害していると認めるときは、指定再放送事業者に対し、当該再放送の役務の提供条件の変更その他当該再放送の業務の方法を改善すべきことを命ずることができる。 (電気通信紛争処理委員会によるあつせん及び仲裁) 第二百四十二条 有線電気通信設備を用いてテレビジョン放送の業務を行う一般放送事業者(登録一般放送事業者については、指定再放送事業者に限る。)が、地上基幹放送の業務を行う基幹放送事業者に対し、その地上基幹放
---	--	---	---

送を受信してする再放送に係る第十一条の同意(以下この節において単に「同意」という。)について協議を申し入れたにもかかわらず、当該基幹放送事業者が協議に応じず、又は協議が調わないときは、当事者は、電気通信紛争処理委員会(以下「紛争処理委員会」という。)に対し、あつせんを申請することができ。ただし、当事者が第三項の規定による仲裁の申請をし、又は当該一般放送事業者が第四百四十四条第一項の規定による裁定の申請をした後は、この限りでない。

2 電気通信事業法第五百四十四条第二項から第六項までの規定は、前項のあつせんについて準用する。この場合において、同条第六項中「第三十五条第一項若しくは第二項の申立て、同条第三項の規定による裁定の申請又は次条第一項の規定による仲裁の申請」とあるのは、「放送法第四百四十二条第三項の規定による仲裁の申請をし、又は同条第一項の一般放送事業者が同法第四百四十四条第一項の規定による裁定の申請」と読み替えるものとする。

3 第一項の規定による協議が調わないときは、当事者の双方は、紛争処理委員会に対し、仲裁を申請することができる。ただし、同項の一般放送事業者が第四百四十四条第一項の規定による裁定の申請をした後は、この限りでない。

4 電気通信事業法第五百五十五条第二項から第四項までの規定は、前項の仲裁について準用する。

5 第一項又は第三項の規定により紛争処理委員会に対してするあつせん又は仲裁の申請は、総務大臣を経由してしなければならない。

(政令への委任)

第四百四十三条 前条に規定するもののほか、あつせん及び仲裁の手續に関し必要な事項は、政令で定める。

(裁定)

第四百四十四条 第四百四十二条第一項の一般放送事業者が、地上基幹放送の業務を行う基幹放送事業者に対し、その地上基幹放送を受信してする再放送に係る同意について協議を申し入れたにもかかわらず、当該基幹放送事業者が協議に応じず、又は協議が調わないときは、当該一般放送事業者は、総務大臣の裁定を申請することができる。ただし、当事者が同条第三項の規定による仲裁の申請をした後は、この限りでない。

2 総務大臣は、前項の規定による裁定の申請があつたときは、その旨を当該申請に係る基幹放送事業者に通知し、相当の期間を指定して、意見書を提出する機会を与えなければならない。

3 総務大臣は、前項の基幹放送事業者がその地上基幹放送の再放送に係る同意をしないことにつき正当な理由がある場合を除き、当該同意をすべき旨の裁定をするものとする。

4 同意をすべき旨の裁定においては、第一項の申請をした者が再放送をすることができる地上基幹放送、その者が再放送の業務を行う

ことができる区域及び当該再放送の実施の方法を定めなければならない。

5 総務大臣は、第一項の裁定をしようとするときは、紛争処理委員会に諮問しなければならない。

6 総務大臣は、第一項の裁定をしたときは、遅滞なく、その旨を当事者に通知しなければならない。

7 第四項の裁定が前項の規定により当事者に通知されたときは、当該裁定の定めるところにより、当事者間に協議が調つたものとみなす。

(有線電気通信設備の使用)

第四百四十五条 一般放送事業者(有線電気通信設備を用いて一般放送の業務を行う者に限る。第四項において同じ。)は、その設置に關し必要とされる道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第三十二条第一項若しくは第三項(同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。)の許可その他法令に基づく処分を受けないうで設置されている有線電気通信設備又は所有者等の承諾を得ないで他人の土地若しくは電柱その他の工作物に設置されている有線電気通信設備を用いて一般放送をしてはならない。

2 総務大臣は、前項の規定の違反に係る有線電気通信設備の設置の状況等について、道路管理者(道路法第十八条第一項に規定する道路管理者をいう。)その他の関係行政機関及びその他の関係者から資料の提供その他の協力を求めることができる。

3 総務大臣は、第一項の規定に違反する行為であつて道路法の違反に係るものについて第四百七十四条の規定による処分を行おうとするときは、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に通知するものとする。この場合において、国土交通大臣は、総務大臣に対し、当該道路法の違反に関する意見を述べることができ。る。

4 総務大臣は、第一項の規定の施行に必要な限度において、一般放送事業者に対し、その業務の状況に關し報告を求め、又はその職員に、一般放送事業者の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、設備、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

5 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

6 第四項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(届出をした一般放送事業者に対する放送番組の編集等に関する適用)

第四百四十六条 第五条から第八条まで、第十条及び第十二条の規定は、第三百三十三条第一項の規定による届出をした一般放送事業者については、適用しない。

第七章 有料放送

(有料基幹放送契約の届出・公表等)

第四百四十七条 有料放送(契約により、その放送を受信することのできる受信設備を設置し、当該受信設備による受信に關し料金を支

払う者によつて受信されることを目的とし、当該受信設備によらなければ受信することができないようにして行われる放送をいう。以下同じ。）を行う放送事業者（以下「有料放送事業者」という。）は、基幹放送を契約の対象とする有料放送（以下「有料基幹放送」という。）の役務を国内受信者（有料放送事業者との間に国内に設置する受信設備により有料放送の役務の提供を受ける契約を締結する者をいう。以下同じ。）に提供する場合には、当該有料基幹放送の役務に関する料金その他の提供条件について契約約款（以下「有料基幹放送契約約款」という。）を定め、その実施前に、総務大臣に届け出なければならない。当該有料基幹放送契約約款を変更しようとするときも、同様とする。

2 有料基幹放送の役務を提供する有料放送事業者は、前項の規定により届け出た有料基幹放送契約約款以外の提供条件により国内受信者に対し有料基幹放送の役務を提供してはならない。

3 有料基幹放送の役務を提供する有料放送事業者は、第一項の規定により届け出た有料基幹放送契約約款を、総務省令で定めるところにより、公表するとともに、国内にある営業所その他の事業所において公衆の見やすいように掲示しておかなければならない。

（役務の提供義務）

第百四十八条 有料放送事業者は、正当な理由がなければ、国内に設置する受信設備によりその有料放送を受信しようとする者に対しそ

の有料放送の役務の提供を拒んではならない。

（有料放送業務の休廃止に関する周知）

第百四十九条 有料放送事業者は、有料放送の役務を提供する業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、総務省令で定めるところにより、当該休止又は廃止しようとする有料放送の国内受信者に対し、その旨を周知させなければならない。

（提供条件の説明）

第百五十条 有料放送事業者及び有料放送の役務の提供に関する契約の締結の媒介、取次ぎ又は代理を業として行う者（以下「有料放送事業者等」という。）は、有料放送の役務の提供を受けようとする者と有料放送の役務の提供に関する契約の締結又はその媒介、取次ぎ若しくは代理をしようとするときは、総務省令で定めるところにより、当該有料放送の役務に関する料金その他の提供条件の概要について、その者に説明しなければならない。

（苦情等の処理）

第百五十一条 有料放送事業者及び次条第二項に規定する有料放送管理事業者は、有料放送の役務の提供に関する業務の方法又は料金その他の提供条件についての国内受信者（有料放送の役務の提供を受けようとする者を含む。第百五十六条第四項において同じ。）からの苦情及び問合せについては、適切かつ迅速にこれを処理しなければならない。

（有料放送管理業務の届出）

第百五十二条 有料放送の役務の提供に関し、

契約の締結の媒介、取次ぎ又は代理を行うとともに、当該契約により設置された受信設備によらなければ当該有料放送の受信ができないようにすることを行う業務（以下「有料放送管理業務」という。）を行う者（以下「総務省令で定める数以上の有料放送事業者のために有料放送管理業務を行うものに限る。」は、総務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した書類を添えて、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 業務の概要

三 その他総務省令で定める事項

2 前項の規定による届出をした者（以下「有料放送管理事業者」という。）は、その届出に係る事項について変更があつたときは、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

（承継）

第百五十三条 有料放送管理事業者が有料放送管理業務を行う事業の全部を譲渡し、又は有料放送管理事業者について相続、合併若しくは分割（有料放送管理業務を行う事業の全部を承継させるものに限る。）があつたときは、当該事業の全部を譲り受けた者又は相続人（相続人が二人以上ある場合において、その全員の協議により有料放送管理業務を行う事業を承継すべき相続人を定めたときは、その者）、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人若しくは分割により当該事

業の全部を承継した法人は、当該有料放送管理事業者の地位を承継する。

2 前項の規定により有料放送管理事業者の地位を承継した者は、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

（業務の廃止等の届出）

第百五十四条 有料放送管理事業者は、有料放送管理業務を廃止したときは、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

2 有料放送管理事業者たる法人が合併以外の事由により解散したときは、その清算人（解散が破産手続開始の決定による場合にあつては、破産管財人）は、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

（有料放送管理業務の実施に係る義務）

第百五十五条 有料放送管理事業者は、有料放送管理業務（これに密接に関連する業務を含む。）に関し、総務省令で定めるところにより、業務の実施方針の策定及び公表その他の適正かつ確実な運営を確保するための措置を講じなければならない。

（変更命令等）

第百五十六条 総務大臣は、第百四十七条第一項の規定により届け出た有料基幹放送契約約款に定める有料基幹放送の役務に関する料金その他の提供条件が国内受信者の利益を阻害していると認めるときは、当該有料基幹放送の役務を提供する有料放送事業者に対し、当該有料基幹放送契約約款を変更すべきことを命ずることができる。

2 総務大臣は、次の各号のいずれかに該当す

ると認めるときは、有料放送事業者に対し、国内受信者の利益を確保するために必要な限度において、有料放送の役務の提供に係る業務の方法の改善その他の措置をとるべきことを命ずることができる。

一 有料放送事業者が特定の者に対し不当な差別的取扱いを行つているとき。

二 有料放送事業者が提供する有料放送の役務(有料基幹放送の役務を除く。次号において同じ。)に関する料金その他の提供条件が社会的経済的事情に照らして著しく不当であるため、国内受信者の利益を阻害しているとき。

三 有料放送事業者が提供する有料放送の役務に関する提供条件(料金を除く。)において、有料放送事業者及び国内受信者の責任に関する事項が適正かつ明確に定められていないとき。

3 総務大臣は、有料放送事業者等が第五十条の規定に違反したときは当該有料放送事業者等に対し、又は有料放送事業者若しくは有料放送管理事業者が第五十一条の規定に違反したときは当該有料放送事業者若しくは有料放送管理事業者に対し、当該違反を是正するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

4 総務大臣は、有料放送管理事業者が前条の規定に違反したときは、当該有料放送管理事業者に対し、国内受信者の利益を確保するために必要な限度において、業務の方法の改善その他の措置をとるべきことを命ずることができる。

できる。

(契約によらない受信の禁止)

第五十七条 何人も、有料放送事業者とその有料放送の役務の提供を受ける契約をしなれば、国内において当該有料放送を受信することのできる受信設備により当該有料放送を受信してはならない。

第三章及び第三章の二を削る。

第五十条の四の見出しを「(広告放送の禁止)」に改め、同条第三項を削り、第二章の二中同条を第九十条とする。

第五十条の三の見出しを「(放送の休止及び廃止)」に改め、同条第一項中「放送局」を「基幹放送局若しくはその放送の業務」に改め、同条第二項中「場合」の下に「又は第五十三条の規定により報告をすべき場合」を加え、「その旨」を「その旨」に改め、同条第三項を次のように改める。

3 総務大臣が第九十三条第一項の認定を受けた学園の放送の業務については、第一項の廃止の認可をした場合には、第五十条中「第百条の規定による業務の廃止の届出を受けた」とあるのは「第八十九条第一項の廃止の認可をした」と、「当該届出」とあるのは「当該認可」と読み替えて、同条の規定を適用する。

第五十条の三を第八十九条とし、同条の前に次の一条を加える。
(放送番組の編集等に関する通則等の適用)
第八十八条 第五条から第八条まで、第十二条、第十三条、第九十三条第一項第六号(イからハまでに係る部分に限る。)、第九十五条

第二項、第九十八条第一項、第百条、第百六条第一項及び第百七条から第百九条までの規定は、学園については、適用しない。

第五十条の二を削る。

第二章の二を第四章とする。

第二章第九節中第五十条を第八十七条とする。

第四十九条を削る。

第四十八条の見出しを「(放送の休止及び廃止)」に改め、同条第一項中「放送局」を「基幹放送局若しくはその放送の業務」に改め、「十二時間以上」の下に「(協会国際衛星放送にあつては、二十四時間以上)」を加え、同条第二項中「場合」の下に「又は第五十三条の規定により報告をすべき場合」を加え、「その旨」を「その旨」に改め、同条第三項を次のように改める。

3 総務大臣が第九十三条第一項の認定を受けた協会の放送の業務については、第一項の廃止の認可をした場合には、第五十条中「第百条の規定による業務の廃止の届出を受けた」とあるのは「第八十六条第一項の廃止の認可をした」と、「当該届出」とあるのは「当該認可」と読み替えて、同条の規定を適用する。

第四十八条を第八十六条とする。
第四十七条第二項ただし書中「第九条第二項第六号」を「第二十条第二項第六号」に改め、同条を第八十五条とする。

第四十六条の見出しを「(広告放送の禁止)」に改め、同条第二項中「且つ」を「かつ」に改め、同条第三項を削り、第二章第八節中同条を第八十三条とし、同条の次に次の一条を加える。

(放送番組の編集等に関する通則等の適用)

第八十四条 第七条、第十二条、第十四条、第九十五条第二項、第九十八条、第百条及び第百九条の規定は、協会については、適用しない。

第四十五条を削る。

第四十四条の二第一項中「第三条の四第一項」を「第六条第一項(前条第六項において準用する場合を含む。)」に、「国内放送及び受託国内放送(以下この条において「国内放送等」という。)」を「国内基幹放送」に、「受託協会国際放送」を「協会国際衛星放送」に改め、同条第六項中「第三条の四第二項」を「第六条第二項(前条第六項において準用する場合を含む。第八項において同じ。)」に、「国内放送等」を「国内基幹放送」に、「同条第三項」を「第六条第三項」に、「第三条の四第三項」を「同条第三項」に改め、同条第八項中「第三条の四第二項」を「第六条第二項」に、「国内放送等」を「国内基幹放送」に改め、同条を第八十二条とする。

第四十四条第一項中「国内放送」を「国内基幹放送」に改め、「又は受託国内放送の放送番組の編集及び放送の委託」を削り、「第三条の二第一項」を「第四条第一項」に改め、同項第一号中「を放送し又は委託して放送させる」を「の放送を行う」に改め、同条第二項中「且つ」を「かつ」に改め、同条第三項中「第三条の二第二項」を「第六条第一項」に、「第三条の四第七項」を「第百七条」に改め、同条第四項中「の放送番組の編集及び放送若しくは邦人向け受託協会国際放送(受託協会国際放送のうち、邦人向けの放

送番組を放送するものをいう。)の放送番組の編集及び放送の委託又は外国放送事業者若しくは外国有線放送事業者を若しくは邦人向け協会国際衛星放送の放送番組の編集及び放送又は外国放送事業者に改め、同条第五項中の「放送番組の編集及び放送若しくは外国人向け受託協会国際放送(受託協会国際放送のうち、外国人向けの放送番組を放送するものをいう。)の放送番組の編集及び放送の委託又は外国放送事業者若しくは外国有線放送事業者を若しくは外国人向け協会国際衛星放送の放送番組の編集及び放送又は外国放送事業者」に改め、同条に次の一項を加える。

6 第五条第一項、第六条、第八条から第十一条まで、第十三条、第一百十條、第一百七十四条及び第一百七十五条の規定は、協会が外国の放送局を用いて国際放送又は協会国際衛星放送を行う場合について準用する。

第四十四条を第八十一条とする。

第二章第八節の節名を次のように改める。

第八節 放送番組の編集等に関する特

例

第四十三条を削る。

第四十二条第二項中「こえる」を「超える」に改め、同条第六項中「先立ち」を「先立ち」に改め、第二章第七節中同条を第八十条とし、第四十一条を第七十九条とする。

第四十条の五中「第四十条第一項」を「第七十四条第一項」に改め、同条を第七十八条とする。

第四十条の四を第七十七条とし、第四十条の三を第七十六条とし、第四十条の二を第七十五条とし、第四十条を第七十四条とする。

第三十九条第一項中「第九条第一項」を「第二十条第一項」に改め、同条第二項中「第九条第二項第二号」を「第二十条第二項第二号」に改め、同条を第七十三条とし、第三十八条を第七十二条とする。

第三十七条の二第一項及び第二項中「基いて」を「基づいて」に改め、同条を第七十一条とする。

第三十七条の前の見出しを削り、同条第二項及び第三項中「附し」を「付し」に改め、同条第四項中「第三十二条第一項本文」を「第六十四条第一項本文」に改め、同条を第七十条とし、同条の前の見出しとして「(収支予算、事業計画及び資金計画)」を付し、第三十六条の二を第六十九条とする。

第三十六条中「終る」を「終わる」に改め、同条を第六十八条とする。

第三十五条第一項中「第三十三条第一項」を「第六十五条第一項」に、「委託協会国際放送業務」を「協会国際衛星放送」に改め、同条第二項中「第三十三条第一項」を「第六十五条第一項」に改め、第二章第六節中同条を第六十七条とし、第三十四条を第六十六条とする。

第三十三条第一項中「以下この項における委託放送事項について同じ」を削り、「を行うこと」を要請し、又は委託して放送をさせる区域、委託放送事項その他必要な事項を指定して委託協会国際放送業務」を「又は協会国際衛星放送」

に改め、同条第四項中「の放送番組の外国における送信を外国放送事業者に委託する」を「外国放送事業者に係る放送局を用いて行う」に改め、「基づき」の下に「基幹放送局を」を加え、「を行うこと」を「業務の用に供すること」に改め、同条第五項中「第九条第八項」を「第二十条第八項」に改め、同条を第六十五条とする。

第三十二条第一項ただし書中「をいう」の下に「。第二百二十六条第一項において同じ」を加え、同条第二項中「総務大臣」を「総務大臣」に改め、同条第三項中「総務大臣」を「総務大臣」に、「同様とを」を「同様と」に改め、同条に次の一項を加える。

4 協会の放送を受信し、その内容に変更を加えないで同時にその再放送をする放送は、これを協会の放送とみなして前三項の規定を適用する。

第三十二条を第六十四条とする。

第二章第五節中「第三十一条を第六十三条とし、第三十条の三を第六十二条とし、第三十条の二を第六十一条とする。

第三十条第二項中「(受託放送事業を除く)」、電気通信役務利用放送事業及び第五十二条の六の二第一項(電気通信役務利用放送法第十五条において準用する場合を含む)を「及び第五十二条第一項」に、「第五十二条の三十一」を「第六十条」に改め、同条を第六十条とする。

第二十九条の五を第五十九条とし、第二十九条の四を第五十八条とし、第二十九条の三を第五十七条とし、第二十九条の二を第五十六条とし、第二十九条を第五十五条とする。

第二十八条の二中「第二十七条第一項」を「第五十二条第一項」に、「第十六条第三項各号」を「第三十一条第三項各号」に改め、同条を第五十四条とし、第二十八条を第五十三条とする。

第二十七条第二項中「当つて」を「当たつて」に改め、同条第四項中「第十六条第三項」を「第三十一条第三項」に、「(受託放送事業者を除く)」、電気通信役務利用放送事業者、第五十二条の六の二第二項(電気通信役務利用放送法第十五条において準用する場合を含む)を「。第二百五十二条第二項」に、「第五十二条の三十一」を「第六十条」に改め、同条を第五十二条とする。

第二十六条の前の見出しを削り、同条を第五十一条とし、同条の前の見出しとして「(会長等)」を付し、第二十五条を第五十条とし、第二十四条を第四十九条とする。

第二章第四節中「第二十三条の九を第四十八条とし、第二十三条の八を第四十七条とし、第二十三条の七を第四十六条とし、第二十三条の六を第四十五条とし、第二十三条の五を第四十四条とし、第二十三条の四を第四十三条とし、第二十三条の三を第四十二条とする。

第二章第三節中「第二十三条の二を第四十一条とする。

第二十三条第一項中「第十五条第四項」を「第三十条第四項」に改め、同条を第四十条とする。

第二十二條の二第三項中「第十二条」を「第二十七條」に改め、同条を第三十九条とし、第二十二條を第三十八條とする。

第二十一条中「除く外」を「除くほか」に改め、同条を第三十七条とする。

第二十條第一項中「各議院は」を、「各議院は」に改め、同条を第三十六條とする。

第十九條の前の見出しを削り、同条中「第六條第三項各号」を「第三十一条第三項各号」に改め、同条を第三十五條とし、同条の前に見出しとして「罷免」を付する。

第十八條中「第十六條第二項後段」を「第三十一条第二項後段」に改め、同条を第三十四條とする。

第十七條第一項中「但し」を「ただし」に改め、同条第三項中「あらたに」を「新たに」に改め、同条を第三十三條とし、第十六條の二を第三十二条とする。

第十六條第三項第六号中「(受託放送事業者を除く)」、電気通信役務利用放送事業者、第五十二条の六の二第二項(電気通信役務利用放送法第十五條において準用する場合を含む。))を「第百五十二条第二項」に、「第五十二条の三十一」を「第六十條」に改め、同条を第三十一条とし、第十五條を第三十條とする。

第十四條第一項第一号ホ中「第三十八條第一項」を「第七十二條第一項」に、「第四十條第一項」を「第七十四條第一項」に改め、同号ト中「委託国内放送業務及び委託協会国際放送業務」を「テレビジョン放送による国内基幹放送(電波法の規定により協会以外の者が受けた免許に係る基幹放送局を用いて行われる衛星基幹放送に限る。)」及び協会国際衛星放送」に改め、同号又中「第三十二條」を「第六十四條」に改め、同号ワ中

「第九條第九項」を「第二十條第九項」に改め、同号力中「第九條の二第二項及び第九條の三第一項」を「第二十一条第二項及び第二十三條第一項」に改め、同号ヨ中「第十條第一項」を「第二十六條第一項」に改め、同号タ中「第三十條の二」を「第六十一條」に改め、「第三十條の三」を「第六十二條」に改め、同号ネ中「外国有線放送事業者並びにそれらの団体」を「その団体」に改め、同号ナ中「第九條第八項」を「第二十條第八項」に改め、同号ラ中「第九條第十項」を「第二十條第十項」に改め、同号ム中「第九條の二の二」を「第十二條」に改め、同号ウ中「第四十七條第一項」を「第八十五條第一項」に改め、同条第三項中「第三十二條第一項」を「第六十四條第一項」に改め、同条を第二十九條とし、第十三條を第二十八條とする。

第二章第二節中第十二條を第二十七條とする。

第十一條を削る。

第十條第一項中「第九條第七項」を「第二十條第七項」に、「外国人向け委託協会国際放送業務(第九條の二第二項)」を「外国人向け協会国際衛星放送(第二十一条第二項)」に、「当該業務」を「当該放送」に、「一般放送事業者(受託放送事業者を協会以外の基幹放送事業者(放送大学学園法(平成十四年法律第百五十六号)第三条に規定する放送大学学園(以下「学園」という。))に改め、同条第二項中「第四十四條の二第一項」を「第八十二條第一項」に改め、同条第三項中「一般放送事業者を協会以外の基幹放送事業者」に改め、同条を第二十六條とする。

第九條の五中「受託協会国際放送をする外国の無線局を運用する者に委託して委託協会国際放送業務」を「外国の放送局を用いて協会国際衛星放送」に、「委託して放送をさせる区域、委託放送事項(委託して行わせる放送の放送事項をいう。以下同じ。))」を「放送区域、放送事項」に改め、同条を第二十五條とし、同条の前に見出しとして「(協会国際衛星放送の実施)」を付する。

第九條の四の前の見出し及び同条を削る。

第九條の三第一項中「第九條の二第二項」を「第二十一条第二項」に、「第九條第一項」を「第二十條第一項」に、「第三十三條第一項若しくは第三十四條第一項」を「第六十五條第一項若しくは第六十六條第一項」に、「第九條第一項の業務等」を「第二十條第一項の業務等」に改め、同条第二項中「第九條第一項の業務等」を「第二十條第一項の業務等」に改め、同条を第二十三條とし、同条の次に次の一條を加える。

(基幹放送業務の認定の特例)
第二十四條 総務大臣が協会について第九十三条第一項の規定による認定の審査を行う場合における同項の規定の適用については、同項中「次に掲げる要件」とあるのは、「次に掲げる要件(第四号、第五号及び第六号イからハまでに係る部分に限る。))を除く。」とする。
第九條の二の二中「第九條第一項」を「第二十条第一項」に、「有線テレビジョン放送法第二條第三項に規定する有線テレビジョン放送施設設置者」を「第百四十條第二項に規定する指定再放送事業者」に改め、同条を第二十二條とする。

第九條の二の見出しを「(外国人向け協会国際衛星放送の業務の方法)」に改め、同条第一項中「外国人向け委託協会国際放送業務」を「外国人向け協会国際衛星放送の業務」に、「第五十八條第二項」を「第九十一條第二項」に改め、同項第二号を次のように改める。

二 協会の委託を受けて、電波法の規定により基幹放送局の免許を受けた協会以外の者又は外国の放送局を運用する者に対し、その放送局を協会が行うテレビジョン放送による外国人向け協会国際衛星放送の業務の用に供させること。

第九條の二第二項中「外国人向け委託協会国際放送業務」を「外国人向け協会国際衛星放送の業務」に改め、同条を第二十一条とする。
第九條第一項中「第七條」を「第十五條」に改め、同項第一号中「国内放送」を「国内基幹放送(特定地上基幹放送局を用いて行われるものに限る。))」に改め、同項第二号を次のように改める。

二 テレビジョン放送による国内基幹放送(電波法の規定により協会以外の者が受けた免許に係る基幹放送局を用いて行われる衛星基幹放送に限る。))を行うこと。
第九條第一項第五号を次のように改める。

五 邦人向け協会国際衛星放送及び外国人向け協会国際衛星放送を行うこと。

第九條第二項中「第七條」を「第十五條」に改め、同項第一号中「委託する」を「係る放送局を用いて行う」に改め、「基づき」の下に「基幹放送局を」を加え、「を行う」を「業務の用に供す

るに改め、同項第二号中「及び有線テレビジョン放送法(昭和四十七年法律第一百四十四号)第二条第一項に規定する有線放送」を削り、同項第四号中「又は外国有線放送事業者(外国において有線放送公衆によつて直接受信されることを目的とする有線電気通信の送信をいう。)の事業を行う者をいう。以下同じ。」を削り、同条第七項中「外国人向け委託協会国際放送業務」を「外国人向け協会国際衛星放送」に改め、同条第十一項中「放送受信用機器若しくはその真空管又は部品」を「基幹放送の受信用機器又はその部品」に、「放送受信用機器」を「基幹放送の受信用機器」に改め、同条を第二十条とする。 第二章第一節中第八条の四を第十九条とし、第八条の三を第十八条とし、第八条の二を第十七条とする。 第八条中「基き」を「基づき」に改め、同条を第十六条とする。 第七条中「国内放送を行い又は当該放送番組を委託して放送させる」を「国内基幹放送(国内放送である基幹放送をいう。以下同じ。)を行う」に、「委託協会国際放送業務」を「協会国際衛星放送」に改め、同条を第十五条とする。 第二章を第三章とする。 第六条及び第六条の二を削る。 第一章の二中第五条を第十条とし、同条の次に次の四条を加える。 (再放送) 第十一条 放送事業者は、他の放送事業者の同意を得なければ、その放送を受信し、その再放送をしてはならない。	(広告放送の識別のための措置) 第十二条 放送事業者は、対価を得て広告放送を行う場合には、その放送を受信する者がその放送が広告放送であることを明らかに識別することができるようになければならない。 (候補者放送) 第十三条 放送事業者が、公選による公職の候補者の政見放送その他選挙運動に関する放送をした場合において、その選挙における他の候補者の請求があつたときは、料金を徴収するとしないにかかわらず、同等の条件で放送をしなければならない。 (内外放送の放送番組の編集) 第十四条 放送事業者は、内外放送の放送番組の編集に当たつては、国際親善及び外国との交流が損なわれることのないように、当該内外放送の放送対象地域(第九十一条第二項第二号の放送対象地域をいう。)又は業務区域(第二百二十六条第二項第四号又は第三百三十三条第二項第四号の業務区域をいう。)である外国の地域の自然的経済的社会的文化的諸事情をできる限り考慮しなければならない。 第四条を第九条とする。 第三条の五中「前三条」を「前二条」に改め、同条を第八条とする。 第三条の四の見出しを削り、同条第五項第二号中「第四条第一項」を「第九条第一項」に改め、同条第七項を削り、同条を第六条とし、同条の前に見出しとして「(放送番組審議機関)」を付し、同条の次に次の一条を加える。	第七条 放送事業者の審議機関は、委員七人(テレビジョン放送による基幹放送を行う放送事業者以外の放送事業者の審議機関にあつては、総務省令で定める七人未満の員数)以上をもつて組織する。 2 放送事業者の審議機関の委員は、学識経験を有する者のうちから、当該放送事業者が委嘱する。 3 二以上の放送事業者は、次に掲げる要件のいずれをも満たす場合には、共同して審議機関を置くことができる。この場合において は、前項の規定による審議機関の委員の委嘱は、これらの放送事業者が共同して行う。 一 当該放送事業者のうちに第二百六十三条に規定する子会社地上基幹放送事業者がないこと。 二 当該放送事業者のうちに基幹放送事業者がある場合において、いずれの基幹放送事業者についても当該基幹放送事業者以外のすべての放送事業者との間において次に掲げる要件のいずれかを満たす放送区域(電波法第十四条第三項第二号の規定により基幹放送の業務に用いられる基幹放送局の免許状に記載された放送区域をいう。以下この項において同じ。)又は業務区域(第二百二十六条第二項第四号の業務区域をいう。以下この項において同じ。)の重複があること。 イ 放送区域又は業務区域が重複する区域の面積が当該いずれかの放送事業者の放送区域又は業務区域の面積の三分の二以上に当たること。	上に当たること。 ロ 放送区域又は業務区域が重複する部分の放送区域の区域内の人口が当該いずれかの放送事業者の放送区域又は業務区域内の全人口の三分の二以上に当たること。 三 当該放送事業者のうちに二以上の一般放送事業者がある場合において、当該一般放送事業者のうちのいずれの二の一般放送事業者の間においても次に掲げる要件のいずれかを満たす関係があること。 イ 業務区域が重複し、かつ、業務区域が重複する区域の面積が当該いずれかの一般放送事業者の業務区域の面積の三分の二以上に当たること。 ロ 業務区域が重複し、かつ、業務区域が重複する区域内の人口が当該いずれかの一般放送事業者の業務区域内の全人口の三分の二以上に当たること。 ハ 当該二の一般放送事業者の業務区域の属する都道府県が同一であること。 第三条の三第一項中「種別」の下に「(教養番組、教育番組、報道番組、娯楽番組等の区分をいう。以下同じ。)」を加え、同条第二項中「国内放送」を「国内放送等」に改め、同条を第五条とする。 第三条の二の見出しを「(国内放送等の放送番組の編集等)」に改め、同条第一項中「国内放送」の下に「及び内外放送(以下「国内放送等」という。)」を加え、同条第二項及び第三項を削り、同条第四項中「国内放送」を「国内放送等」に改
---	--	---	--

め、同項を同条第二項とし、同条を第四条とする。

第一章の二を第二章とする。
(電波法の一部改正)

第三条 電波法(昭和二十五年法律第百三十一号)の一部を次のように改正する。

目次中「第三十八條」を「第三十八條の二」に、「第三十八條の二」を「第三十八條の二の二」に改める。

第四条第三号中「〇・〇一ワット」を「ワット」に改める。

第五条第二項中第八号を第九号とし、第五号から第七号までを一号ずつ繰り下げ、第四号の次に次の一号を加える。

五 特定の固定地点間の無線通信を行う無線局(実験等無線局、アマチュア無線局、大使館、公使館又は領事館の公用に供するもの及び電気通信業務を行うことを目的とするものを除く。)

第五条第三項第二号中「第七十六條第三項」を「第七十六條第四項」に、「第四項」を「第五項」に改め、同項第四号中「第七十六條第五項」を「第七十六條第六項」に改める。

第六条第一項第七号中「第二十七條の十三第三項第七号」の下に、「第三十八條の二第一項、第七十一條の五」を加える。

第二十七條の二中「通信の相手方である無線局からの電波を受けることによつて自動的に選択される周波数の電波のみを発射する無線局のうち総務省令で定めるもの」を「次の各号のいずれかに掲げる無線局」に改め、同条に次の各号

を加える。

一 移動する無線局であつて、通信の相手方である無線局からの電波を受けることによつて自動的に選択される周波数の電波のみを発射するもののうち、総務省令で定める無線局

二 電気通信業務を行うことを目的として陸上に開設する移動しない無線局であつて、移動する無線局を通信の相手方とするもののうち、無線設備の設置場所、空中線電力等を勘案して総務省令で定める無線局

第二十七條の三第一項中「事項」の下に「(特定無線局(同条第二号に掲げる無線局に係るものに限る。)を包括して対象とする免許の申請にあつては、次に掲げる事項(第六号に掲げる事項を除く。)及び無線設備を設置しようとする区域」を加える。

第二十七條の五第一項中「事項」の下に「(特定無線局(第二十七條の二第二号に掲げる無線局に係るものに限る。)を包括して対象とする免許にあつては、次に掲げる事項(第三号に掲げる事項を除く。)及び無線設備の設置場所とすることが出来る区域」を加える。

第二十七條の六の見出しを「(特定無線局の運用の開始等)」に改め、同条第二項中「包括免許人」を「(特定無線局(第二十七條の二第一号に掲げる無線局に係るものに限る。))の包括免許人(以下「第一号包括免許人」という。))」に改め、同条に次の一項を加える。

3 特定無線局(第二十七條の二第二号に掲げる無線局に係るものに限る。)の包括免許人

(以下「第二号包括免許人」という。))は、当該包括免許に係る特定無線局を開設したとき(再免許を受けて当該特定無線局を引き続き開設するときを除く。))は、当該特定無線局とともに、十五日以内で総務省令で定める期間内に、当該特定無線局に係る運用開始の期日及び無線設備の設置場所その他の総務省令で定める事項を総務大臣に届け出なければならぬ。これらの事項を変更したとき又は当該特定無線局を廃止したときも、同様とする。

第二十七條の七中「包括免許人」を「第一号包括免許人」に改める。

第二十七條の九中「又は指定無線局数」を「指定無線局数又は無線設備の設置場所とすることが出来る区域」に改める。

第二十七條の十第一項中「包括免許人」を「第一号包括免許人」に改める。

第二十七條の二十七及び第二十七條の二十八中「第七十六條第五項若しくは第六項」を「第七十六條第六項若しくは第七項」に改める。

第三十八條の二第一項第二号中「包括免許」を「(特定無線局(第二十七條の二第一号に掲げる無線局に係るものに限る。))に改め、同条を第三十八條の二とする。

第三章中第三十八條の次に次の一条を加える。

(無線設備の技術基準の策定等の申出)
第三十八條の二 利害関係人は、総務省令で定めるところにより、第二十八條から第三十二条まで又は前条の規定により総務省令で定めべき無線設備の技術基準について、原案を

示して、これを策定し、又は変更すべきことを総務大臣に申し出ることができる。

2 総務大臣は、前項の規定による申出を受けた場合において、その申出に係る技術基準を策定し、又は変更する必要があると認めるときは、理由を付してその旨を申出人に通知しなければならない。

第三十八條の三第二項中「第三十八條の二第二項」を「第三十八條の二の二第二項」に改める。

第三十八條の四第一項中「第三十八條の二第二項」を「第三十八條の二の二第二項」に改め、同条第二項中「第三十八條の二第二項」を「第三十八條の二の二第二項」に、「第三十八條の二第二項」を「第三十八條の二の二第二項」に改める。

第三十八條の五第一項中「第三十八條の二第二項」を「第三十八條の二の二第二項」に改め、同条第二項中「第三十八條の二第二項第一号」を「第三十八條の二の二第二項第一号」に改める。

第三十八條の六第二項中「技術基準適合証明を受けた特定無線設備の種別その他総務省令で定める」を「総務省令で定めるところにより、次に掲げる」に改め、同項に次の各号を加える。

一 技術基準適合証明を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
二 技術基準適合証明を受けた特定無線設備の種別
三 その他総務省令で定める事項
第三十八條の六第四項を同条第五項とし、同

条第三項中「前項の」を「第二項の規定による」に改め、同項に後段として次のように加える。

前項の規定による届出があつた場合において、その公示した事項に変更があつたときも、同様とする。

第三十八條の六中第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 技術基準適合証明を受けた者は、前項第一号に掲げる事項に変更があつたときは、総務省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

第三十八條の十一第一項中「第百十六條第十六号」を「第百十六條第十八号」に改める。

第三十八條の十七第二項第三号及び第三十八條の十八第一項中「第三十八條の二第二項」を「第三十八條の二の二第二項」に改める。

第三十八條の十九中「第三十八條の二第二項第一号」を「第三十八條の二の二第二項第一号」に改める。

第三十八條の二十四第三項中「第三十八條の六第二項及び第三項」を「第三十八條の六第二項及び第四項」に、「第三十八條の六第二項中」を「第三十八條の六第二項第二号中」に改め、「基づく」との下に、「同条第四項中「前項」とあるのは「第三十八條の二十九において準用する前項」とを加える。

第三十八條の二十九中「第三十八條の二十から」を「第三十八條の六第三項及び第三十八條の二十から」に改め、「この場合において」の下に「第三十八條の六第三項中「前項第一号」とあるのは「第三十八條の二十四第三項において準

用する前項第一号又は第三号」とを加え、「第三十八條の二十二第一項及び」を「同項及び」に改める。

第三十八條の三十第三項第三号中「とき」。

当該を「とき 当該」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号中「とき。 当該」を「とき 当該」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号中「とき。 当該」を「とき 当該」に改め、同号を同項第二号とし、同項に第一号として次の一号を加える。

一 当該外国取扱業者が前条において準用する第三十八條の六第三項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき 当該届出に係る特定無線設備の認証工事設計

第三十八條の三十一第四項中「第三十八條の二第二項」を「第三十八條の二の二第二項」に、「から第三項まで」を「第二項及び第四項前段」に改め、「承認証明機関について」の下に「第三十八條の六第三項及び第四項後段並びに」を加え、同条第六項中「第三十八條の六第二項及び第三項」を「第三十八條の六第二項及び第四項」に改め、「業務を行う場合について」の下に「第三十八條の六第三項」を加え、「と、第三十八條の六第二項」を「と、第三十八條の六第二項第二号」に改め、「係る工事設計に基づく」との下に「第三十八條の六第三項中「前項第一号」とあるのは「前項第一号又は第三号」とを加え、「及び第二号」を「から第三号までの規定」に、「並びに同項第三号」を「及び同項第四号」に改める。

第六十條中「無線検査簿、」を削る。

第七十條の七第四項及び第七十條の九第三項中「及び第二項」を「及び第三項」に改める。

第七十一條の三の二第二項の表第三十八條の五第一項の項中「第三十八條の二第二項」を「第三十八條の二の二第二項」に改め、同表第三十八條の五第二項の項中「第三十八條の二第二項第一号」を「第三十八條の二の二第二項第一号」に改め、同表第三十八條の十七第二項第三号の項及び第三十八條の十八第一項の項中「第三十八條の二第二項」を「第三十八條の二の二第二項」に改める。

第七十一條の四の次に次の一条を加える。

(技術基準適合命令)

第七十一條の五 総務大臣は、無線設備が第三章に定める技術基準に適合していないと認めるときは、当該無線設備を使用する無線局の免許人等に対し、その技術基準に適合するように当該無線設備の修理その他の必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

第七十三條第四項中「総務大臣は」の下に「第七十一條の五の無線設備の修理その他の必要な措置をとるべきことを命じたとき」を加える。

第七十六條第一項中「若しくは第二十七條の十八第一項の登録の全部若しくは一部の効力を停止し」を削り、同条第六項中「第三項」を「第四項」に、「第四項」を「第五項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項第二号中「第一項又は第二項の規定による命令」を「第一項の規定による命令若しくは制限、第二項の規定による

禁止又は第三項の規定による命令、制限若しくは禁止」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項第四号中「又は制限」を「若しくは制限又は第二項の規定による禁止」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「前二項」に、「その登録の全部又は一部の効力を停止する」を「その登録に係る無線局の運用の停止を命じ、運用許容時間、周波数若しくは空中線電力を制限し、又は新たな開設を禁止する」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 総務大臣は、包括免許人又は包括登録人がこの法律、放送法若しくはこれらの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分違反したときは、三月以内の期間を定めて、包括免許又は第二十七條の二十九第一項の規定による登録に係る無線局の新たな開設を禁止することができ。

第七十六條の二中「特定無線局について」を「特定無線局第二十七條の二第一号に掲げる無線局に係るものに限る。」に改める。

第七十八條の見出しを「電波の発射の防止」に改め、同条中「空中線を撤去しなければ」を「空中線の撤去その他の総務省令で定める電波の発射を防止するために必要な措置を講じなければ」に改める。

第九十九條の十一第一項第一号中「包括免許の有効期間」の下に「第二十七條の六第三項(特定無線局の開設等の届出)を加え、「第三十八條の二第二項」を「第三十八條の二の二第一

項」に改め、「(検査)」の下に、「第七十八条(電波の発射を防止するための措置)」を加え、同項第三号中「第七十六条第三項、第四項若しくは第六項」を「第七十六条第四項、第五項若しくは第七項」に、「同条第五項若しくは第六項」を「同条第六項若しくは第七項」に改め、同項に次の一号を加える。

第三十八条の二第二項の規定による通知（第百条第五項において準用する場合を含む。）

第九十九条の十一第二項中「前項第一号、第二号及び第四号」を「前項各号（第三号を除く。）」に改める。

第九十九条の十二第一項中「前条第一項第一号及び第三号」を「前条第一項第三号」に改め、同条第二項中「前条第一項第二号及び第四号」を「前条第一項各号（第三号を除く。）」に改める。

第百条第五項中「(技術基準)」の下に、「第三十八條の二(無線設備の技術基準の策定等の申出)、第七十一條の五(技術基準適合命令)」を加える。

第三百三条の二第五項中「包括免許人に」を「第一号包括免許人に」に改め、「三十日以内」の下に、「第二号包括免許人にあつては包括免許の日の属する月の末日及びその後毎年その包括免許の日に応当する日（応当する日がない場合は、その前日）の属する月の末日から起算して四十五日以内」を加え、「月の末日から」を「属する月の末日から」に改め、「二百五十円」の下に、「第二号包括免許人にあつては別表第六の上欄に掲げる無線局の区分に従ひ同表の下欄

に掲げる金額に」を加え、同条第六項中「開設無線局数」の下に「特定無線局（第二十七条の二第一号に掲げる無線局に係るものに限る。）にあつては」を、「係る特定無線局の数」の下に「特定無線局 同条第二号に掲げる無線局に係るものに限る。」にあつては既に特定無線局の数が開設の翌月以後においては、その月の末日現在において開設している特定無線局の数」を加え、「包括免許人に」を「第一号包括免許人に」に改め、「三十日以内に、」の下に「第二号包括免許人又はを、二百五十円」の下に「第二号包括免許人にあつては別表第六の上欄に掲げる無線局の区分に従ひ同表の下欄に掲げる金額に」を加え、同条第九項中「特定基地局に係る第一項」を「特定基地局（当該特定基地局が包括免許に係るものである場合にあつては、当該包括免許に係る他の特定基地局を含む。以下この項において同じ。）に係る第一項又は第五項に、」同項中「金額」とあるのは、「金額」に、当該免許人等「に係る」を「第一項中「金額」とあるのは「金額」に、当該免許人等に係る」と、同項及び第五項中「を国に」とあるのは「に、」金額を「に」と、同項中「相当する金額」とあるのは「相当する金額」に、当該包括免許人等に係る」に改める。

第百三条の五第一項及び第三項中「包括免許人」を「第一号包括免許人」に改め、同条第四項中「包括免許人」を「第一号包括免許人」に、「第七十六条第四項第一号」を「第七十六条第五項第一号」に改める。

第百十条中第十号を第十二号とし、第九号を第十一号とし、第八号を第九号とし、同号の次に次の一号を加える。

第十 第七十六條第二項の規定による禁止に違反して無線局を開設した者

第百十條中第七號を第八號とし、第六號の次に次の一號を加える。

七 第七十一条の五(第百条第五項において準用する場合を含む。)の規定による命令に違反した者

第百十三条中第二十六号を第二十七号とし、第三号から第二十五号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三 第二十七条の六第三項(特定無線局の開設の届出及び変更の届出に係る部分に限る。)の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者

第百十四条各号中「第九号及び第十号」を「第十一号及び第十二号」に改める。

第百十六条中第二十一号を第二十三号とし、第十六号から第二十号までを二号ずつ繰り下

げ、第十五号を第十六号とし、同号の次に次の一号を加える。

十七 第三十八条の六第三項(第三十八条の二十九において準用する場合を含む。)の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届

出をした者

第百十六条中第十四号を第十五号とし、第九号から第十三号までを一号ずつ繰り下げ、第八号の次に次の一号を加える。

九 第二十七条の六第三項（特定無線局の廃

止の届出に係る部分に限る。）の規定に違反して、届出をしない者

附則第十三項中、「第五條第二項第六号を削り、「第十六條の二」の下に、「第二十七條の三十五第一項を加え、「第三百三條の四第二項第二号」を削る。

別表第三の一の項中「第三十八条の二第二項第一号」を「第三十八条の二の二第二項第一号」に改め、同表の二の項中「第三十八条の二第二項第二号」を「第三十八条の二の二第二項第二号」に改め、同表の三の項中「第三十八条の二第二項第三号」を「第三十八条の二の二第二項第三号」に改める。

第四条 電波法の一部を次のように改正する。

第五條第四項中「送信」の下に「第九十九條の二を除き」を、「放送」という。」の下に「であつて、第二十六條第二項第五号イに掲げる周波数割當可能周波数」という。）の電波を使用するもの（以下「基幹放送」という。）を加え、「電気通信業務を行うことを目的とするもの、受信障害対策中継放送をするもの及び人工衛星の無線局（以下「人工衛星局」という。）又は移動受信用地地上放送放送法第二條第二号の二の六の移動受信用地上放送をいう。以下同じ。）をする無線局であつて、他人の委託により、その放送番組をそのまま送信する放送をするものを除く。以下この項において「特定放送局」というを「受信障害対策中継放送、衛星基幹放送（放送法第二條第十三号の衛星基幹放送をいう。）及び移動受信用地上基幹放送（同條第十四号の移動受信用地

上基幹放送をいう。以下同じ。)をする無線局を除く。)に改め、「(人工衛星に開設する特定放送局又は移動受信用地上放送をする特定放送局にあつては、第一号、第二号又は第四号)」を削り、同項第一号中「又は」を「若しくは」に改め、「掲げる者」の下に「又は放送法第百三十三条第一項若しくは第百四条(第五号を除く。)」の規定による認定の取消し若しくは同法第百三十一条の規定により登録の取消しを受け、その取消しの日から二年を経過しない者」を加え、同条第五項中「テレビジョン放送(放送法第二十一条第二号の五のテレビジョン放送を「地上基幹放送(放送法第二十五条第十五号の地上基幹放送)」に、「テレビジョン放送の電波」を「地上基幹放送の電波」に、「同条第二号の六」を「同条第十九号」に、「これを再送信する放送を」その再放送をする「基幹放送」に、「係るテレビジョン放送」を「係る地上基幹放送」に改める。

第六条第一項第一号中「目的」の下に「(二)以上の目的を有する無線局であつて、その目的に主たるものと従たるものの区別がある場合にあつては、その主従の区別を含む。」を加え、同項第四号中「人工衛星局については」を「人工衛星の無線局(以下「人工衛星局」という。))については」に改め、同項第七号中「次項第二号」を「次項第三号」に、「及び第五項」を「第三項及び第六項」に改め、同条第二項中「放送をする無線局(電気通信業務を行うことを目的とするものを除く。第七項第四号、次条第二項第二号及び第五号並びに第三項、第十四条第三項並びに第十七条第一項において同じ)」を「基幹放送局(基幹

放送をする無線局をいい、当該基幹放送に加えて基幹放送以外の無線通信の送信をするものを含む。以下同じ)」に改め、「次に掲げる事項」の下に「(自己の地上基幹放送の業務に用いる無線局(以下「特定地上基幹放送局」という。))の免許を受けようとする者にあつては次に掲げる事項及び放送事項、地上基幹放送の業務を行うことについて放送法第九十三条第一項の規定により認定を受けようとする者の当該業務に用いられる無線局の免許を受けようとする者にあつては次に掲げる事項及び当該認定を受けようとする者の氏名又は名称)」を加え、同項第四号を削り、第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、同項第一号中「前項第一号、第二号及び第四号から第八号まで」を「前項第二号から第九号まで(基幹放送のみをする無線局にあつては、第三号を除く。)」に改め、同号を同項第二号とし、同項に第一号として次の一号を加える。

一 目的

第六条第二項第六号を次のように改める。

六 基幹放送の業務に用いられる電気通信設備(電気通信事業法第二条第二号の電気通信設備をいう。以下同じ。)の概要

第六条第七項第四号を次のように改める。
四 基幹放送局

第六条第八項中「定めるもの」を「定める期間」に改める。

第七条第一項第三号中「前二号」を「前三号」に、「放送をする無線局(電気通信業務を行うことを目的とするものを除く。)」を「基幹放送局」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の

次に次の一号を加える。

三 主たる目的及び従たる目的を有する無線局にあつては、その従たる目的の遂行がその主たる目的の遂行に支障を及ぼすおそれがないこと。

第七条第二項第一号中「適合すること」の下に「及び基幹放送の業務に用いられる電気通信設備が放送法第百二十一条第一項の総務省令で定める技術基準に適合すること」を加え、同項第二号中「放送用周波数使用計画(放送をする無線局を「基幹放送用周波数使用計画(基幹放送局)」に改め、同項第三号中「財政的基礎を」経理的基礎及び技術的能力」に改め、同項第四号を次のように改める。

四 特定地上基幹放送局にあつては、次のいずれにも適合すること。

イ 基幹放送の業務に用いられる電気通信設備が放送法第百十一条第一項の総務省令で定める技術基準に適合すること。
ロ 免許を受けようとする者が放送法第九十三条第一項第四号に掲げる要件に該当すること。

ハ その免許を与えることが放送法第九十三条第一項の基幹放送普及計画に適合することその他放送の普及及び健全な発達のために適切であること。

第七条第二項第五号中「放送をする無線局」を「基幹放送局」に改め、同号を同項第七号とし、同項第四号の次に次の二号を加える。

五 地上基幹放送の業務を行うことについて放送法第九十三条第一項の規定により認定

を受けようとする者の当該業務に用いられる無線局にあつては、当該認定を受けようとする者が同項各号に掲げる要件のいずれにも該当すること。

六 基幹放送に加えて基幹放送以外の無線通信の送信をする無線局にあつては、次のいずれにも適合すること。

イ 基幹放送以外の無線通信の送信について、周波数の割当てが可能であること。

ロ 基幹放送以外の無線通信の送信について、前項第四号の総務省令で定める無線局(基幹放送局を除く。)の開設の根本的基準に合致すること。

ハ 基幹放送以外の無線通信の送信をすることが適正かつ確実に基幹放送をすることとに支障を及ぼすおそれがないものとして総務省令で定める基準に合致すること。

第七条第三項中「放送用周波数使用計画」を「基幹放送用周波数使用計画」に、「第二条の二第一項の放送普及基本計画」を「第九十一条第一項の基幹放送普及計画」に、「第二十六条第一項に規定する周波数割当計画に示される割り当てることが可能である周波数のうち放送をする無線局に係るもの(次項において「放送用割当可能周波数」という。))」を「基幹放送用割当可能周波数」に改め、同条第四項中「放送用割当可能周波数」を「基幹放送用割当可能周波数」に、「放送用周波数使用計画」を「基幹放送用周波数使用計画」に改め、同条第五項中「放送用周波数使用計画」を「基幹放送用周波数使用計画」に改める。

第九条第三項中「技術基準」の下に「第三章に定めるものに限る。」を加え、同条第四項を次のように改める。

4 前条の予備免許を受けた者は、無線局の目的、通信の相手方、通信事項、放送事項、放送区域、無線設備の設置場所又は基幹放送の業務に用いられる電気通信設備を変更しようとするときは、あらかじめ総務大臣の許可を受けなければならない。ただし、次に掲げる事項を内容とする無線局の目的の変更は、これを行うことができる。

一 基幹放送局以外の無線局が基幹放送をすることとする。

二 基幹放送局が基幹放送をしないこととする。

第九条に次の二項を加える。

5 前項本文の規定にかかわらず、基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の変更が総務省令で定める軽微な変更にあつたときは、その変更をした後遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出ることをもつて足りる。

6 第五条第一項から第三項までの規定は、無線局の目的の変更に係る第四項の許可に準用する。

第十条第一項中「第十二条」の下に「及び第七十三条第三項」を加える。

第十二条中「同条第二項第一号」を「同条第二項第二号」に改める。

第十三条の二中「第二条第二号の四」を「第二条第十七号」に改め、「テレビジョン放送」の下に「(同条第十八号のテレビジョン放送をいう。

以下同じ。」を加える。

第十四条第二項第四号中「目的」の下に「(主たる目的及び従たる目的を有する無線局にあつては、その主従の区別を含む。)」を加え、同条第三項中「放送をする無線局」を「基幹放送局」に、「左」を「次に」に改め、同項第一号中「前項第一号から第四号まで及び第六号から第十一号まで」を「前項各号(基幹放送のみをする無線局の免許状にあつては、第五号を除く。)」に改め、同項第二号を削り、同項第三号を同項第二号とし、同項に次の一号を加える。

三 特定地上基幹放送局の免許状にあつては放送事項、認定基幹放送事業者(放送法第二十一条の認定基幹放送事業者をいう。以下同じ。)の地上基幹放送の業務の用に供する無線局にあつてはその無線局に係る認定基幹放送事業者の氏名又は名称

第十六条の二の前の見出し及び同条を削る。第十七条に見出しとして「(変更等の許可)」を付し、同条第一項中「免許人は」の下に「、無線局の目的を加え、若しくは」を、「放送事項、放送区域」に改め、「設置場所」の下に「若しくは基幹放送の業務に用いられる電気通信設備」を加え、後段を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、次に掲げる事項を内容とする無線局の目的の変更は、これを行うことができない。

一 基幹放送局以外の無線局が基幹放送をすることとする。

二 基幹放送局が基幹放送をしないこととする。

ること。

第十七条第二項中「第九条第一項但書」を「第五条第一項から第三項までの規定は無線局の目的の変更に係る第一項の許可について、第九条第一項ただし書に、「前項」を「第一項」に改め、「場合」の下に「について、それぞれ」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次の一項を加える。

2 前項本文の規定にかかわらず、基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の変更が総務省令で定める軽微な変更にあつたときは、その変更をした後遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出ることをもつて足りる。

第二十号の見出しを「(免許の承継等)」に改め、同条第二項中「第五項及び第六項」を「第七項及び第八項」に改め、同条中第八項を第十項とし、第五項から第七項までを二項ずつ繰り下げ、同条第四項中「前二項」を「第二項から前項まで」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項の次に次の二項を加える。

4 特定地上基幹放送局の免許人たる法人が分割をした場合において、分割により当該基幹放送局を承継し、これを分割により地上基幹放送の業務を承継した他の法人の業務の用に供する業務を行おうとする法人が総務大臣の許可を受けたときは、当該法人が当該特定地上基幹放送局の免許人から当該業務に係る基幹放送局の免許人の地位を承継したものとみなす。特定地上基幹放送局の免許人が当該基幹放送局を譲渡し、譲受人が当該基幹放送局を譲渡人の地上基幹放送の業務の用に供する

業務を行おうとする場合において、当該譲受人が総務大臣の許可を受けたとき又は特定地上基幹放送局の免許人が地上基幹放送の業務を譲渡し、その譲渡人が当該基幹放送局を譲受人の地上基幹放送の業務の用に供する業務を行おうとする場合において、当該譲渡人が総務大臣の許可を受けたときも、同様とする。

5 他の地上基幹放送の業務の用に供する基幹放送局の免許人が当該地上基幹放送の業務を行う認定基幹放送事業者と合併をし、又は当該地上基幹放送の業務を行う事業を譲り受けた場合において、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は譲受人が総務大臣の許可を受けたときは、当該法人又は譲受人が当該基幹放送局の免許人から特定地上基幹放送局の免許人の地位を承継したものとみなす。地上基幹放送の業務を行う認定基幹放送事業者が当該地上基幹放送の業務の用に供する基幹放送局を譲り受けた場合において、総務大臣の許可を受けたときも、同様とする。

第二十四条の二の見出しを「(検査等事業者の登録)」に改め、同条第一項中「無線設備等」の下に「(検査又は)」を加え、同条第二項に次の一号を加える。

四 無線設備等の点検の事業のみを行う者にあつては、その旨

第二十四条の二第四項中「各号」の下に「(無線設備等の点検の事業のみを行う者にあつては、第一号、第二号及び第四号)」を加え、同項第三

号中「無線設備等の」の下に「検査又は」を、「方法」の下に「(無線設備等の点検の事業のみを行う者にあつては、無線設備等の点検を適正に行うのに必要な業務の実施の方法に限る。)」を加え、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 別表第四に掲げる条件のいずれかに適合する知識経験を有する者が無線設備等の検査(点検である部分を除く。)を行うものであること。

第二十四条の二の次に次の一条を加える。

(登録の更新)

第二十四条の二の二 前条第一項の登録(無線設備等の点検の事業のみを行う者についてのものを除く。)は、五年以上十年以内において政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

2 前条第二項から第六項までの規定は、前項の登録の更新に準用する。

第二十四条の三 中「前条第一項」を「第二十四条の二第一項」に、「登録点検事業者」を「登録検査等事業者」に、「登録点検事業者登録簿」を「登録検査等事業者登録簿」に改め、同条第一号中「の年月日及び」を「及びその更新の年月日並びに」に改め、同条第二号中「前条第二項第一号及び第二号」を「第二十四条の二第二項第一号、第二号及び第四号」に改める。

第二十四条の四 第一項中「の登録」の下に「又はその更新」を加え、同条第二項第一号中「登録の」を「登録又はその更新の」に改め、同項に次

の一号を加える。

三 無線設備等の点検の事業のみを行う者にあつては、その旨

第二十四条の四 第三項中「登録点検事業者」を「登録検査等事業者」に改める。

第二十四条の五 及び第二十四条の六 中「登録点検事業者」を「登録検査等事業者」に改める。

第二十四条の七の見出しを「(適合命令等)」に改め、同条中「登録点検事業者」を「登録検査等事業者」に改め、「第二十四条の二第四項各号」の下に「(無線設備等の点検の事業のみを行う者にあつては、第一号、第二号又は第四号)」を加え、同条に次の一項を加える。

2 総務大臣は、登録検査等事業者がその登録に係る業務の実施の方法によらないでその登録に係る検査又は点検の業務を行つてしていると認めるときは、当該登録検査等事業者に対し、無線設備等の検査又は点検の実施の方法その他の業務の方法の改善に関し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

第二十四条の八 第一項及び第二十四条の九 第一項中「登録点検事業者」を「登録検査等事業者」に改める。

第二十四条の十の見出しを「(登録の取消し等)」に改め、同条中「登録点検事業者」を「登録検査等事業者」に、「取り消す」を取り消し、又は期間を定めてその登録に係る検査又は点検の業務の全部若しくは一部の停止を命ずる」に改め、同条第三号中「第二十四条の七」を「第二十四条の七第一項又は第二項」に改め、同条第四号中「又は」を「若しくは」に改め、「通知したこ

と」の下に「又は同条第三項に規定する証明書に虚偽の記載をしたこと」を加え、同条第五号中「点検を」検査又は点検」に改め、同条第六号中「登録」の下に「又はその更新」を加える。

第二十四条の十一 中「総務大臣は」の下に「第二十四条の二の二第二項若しくは」を加え、「登録点検事業者」を「登録検査等事業者」に改める。

第二十四条の十二 中「第二十四条の九第二項」を「第二十四条の二の二第二項若しくは第二十四条の九第二項」に、「登録点検事業者」を「登録検査等事業者」に改める。

第二十四条の十三 第二項中「第二十四条の二第二項から第五項まで」を「第二十四条の二第二項第四号を除く。」、第三項、第四項(第三号を除く。及び第五項)に改め、「及び第二項」の下に「(第三号を除く。)」を、「において」の下に「第二十四条の二第四項中「次の各号(無線設備等の点検の事業のみを行う者にあつては、第一号、第二号及び第四号)」とあるのは「第一号、第二号及び第四号」と、「検査又は点検」とあるのは「点検」と、「方法(無線設備等の点検の事業のみを行う者にあつては、無線設備等の点検を適正に行うのに必要な業務の実施の方法に限る。)」とあるのは「方法」とを加え、「登録点検事業者」を「登録検査等事業者」に、「登録点検事業者登録簿」を「登録検査等事業者登録簿」に改め、「登録外国点検事業者登録簿」との下に「及びその更新の年月日並びに」とあるのは「の年月日及び」と、「第二十四条の二第二項第一号、第二号及び第四号」とあるのは「第二

十四条の二第二項第一号及び第二号」と、第二十四条の四 第一項中「又はその更新をしたとき」とあるのは「をしたとき」と、同条第二項第一号中「又はその更新の年月日」とあるのは「の年月日」とを、「請求する」との下に「同条第一項中「第二十四条の二第四項各号(無線設備等の点検の事業のみを行う者にあつては、第一号、第二号又は第四号)」とあるのは「第二十四条の二第四項第一号、第二号又は第四号」と、同条第二項中「検査又は点検」とあるのは「点検」とを、「第二十四条の十一」の下に「第二十四条の二の二第二項若しくは第二十四条の九第二項」とあるのは「第二十四条の九第二項」と、」を、「前条中」の下に「第二十四条の二の二第一項若しくは第二十四条の九第二項」とあるのは「第二十四条の九第二項」とを加え、同条第三項第三号中「第二十四条の七」を「第二十四条の七第一項又は第二項」に改める。

第二十六条 第二項中「放送をする無線局(電気通信業務を行うことを目的とするものを除く。に係る周波数にあつては、第一号及び第四号に掲げる事項)」を削り、同項に次の一号を加える。

五 放送をする無線局に係る周波数にあつては、次に掲げる周波数の区分の別
イ 放送をする無線局に専ら又は優先的に割り当てる周波数

ロ イに掲げる周波数以外のもの
第二十七条の三 第一項第一号中「目的」の下に「(二)以上の目的を有する特定無線局であつて、その目的に主たるものと従たるものの区別があ

る場合にあつては、その主従の区別を含む。」を加える。

第二十七条の四第二号中「前号」を「前二号」に改め、同号を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

二 主たる目的及び従たる目的を有する特定無線局にあつては、その従たる目的の遂行がその主たる目的の遂行に支障を及ぼすおそれがないこと。

第二十七条の五第二項第四号中「目的」の下に「主たる目的及び従たる目的を有する特定無線局にあつては、その主従の区別を含む。」を加える。

第二十七条の八中「包括免許人は、」の下に「特定無線局の目的若しくは」を加え、同条に次のただし書を加える。

ただし、特定無線局の目的の変更のうち、基幹放送をすることとすることを内容とするものは、これを行うことができない。

第二十七条の八に次の一項を加える。

2 第五条第一項から第三項までの規定は、特定無線局の目的の変更に係る前項の許可に準用する。

第二十七条の十一第二項中「第二十条第四項」を「第二十条第六項」に改める。

第二十七条の十二第二項第二号中「移動受信用地上放送」を「移動受信用地上基幹放送」に、「第一条の二第二項第二号」を「第九十一条第二項第二号」に改める。

第二十七条の十三第一項中「第二条の二第二項第三号」を「第九十一条第二項第三号」に改める。

め、同条第二項中「移動受信用地上放送」を

「移動受信用地上基幹放送」に改め、「電気通信業務を行うことを目的とするものを除く。以下同じ。」を削り、「から第九号まで」を「及び第八号」に改め、同項第一号中「の目的」を「前条第一項第一号又は第二号に掲げる事項のいずれを確保するためのものであるかの別」に改め、同項第三号中「移動受信用地上放送」を「移動受信用地上基幹放送」に改め、同項第九号を削り、同項第十号を同項第九号とし、同条第五項中「次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める規定」を「第五条第三項各号（移動受信用地上基幹放送をする特定基地局に係る開設計画の認定を受けようとする者にあつては、同条第一項各号又は第三項各号）」に、「同項」を「第二項」に改め、各号を削る。

第二十七条の十五第一項中「次の各号に掲げる認定開設者が当該各号に定める規定」を「移動受信用地上基幹放送をする特定基地局に係る認定開設者が第五条第一項各号」に改め、各号を削る。

第二十七条の十六中「第四項まで及び第七項」を「第三項まで、第六項及び第九項」に、「同条第四項」を「同条第六項」に、「同条第七項」を「第二項から前項まで」とあるのは「第二項及び第三項」と、同条第九項に改める。

第二十七条の三十五の見出し中「電気通信事業紛争処理委員会」を「電気通信紛争処理委員会」に改め、同条第一項中「電気通信事業紛争処理委員会（電気通信事業法第百四十四条第一項に規定する電気通信事業紛争処理委員会をい

う。」を「電気通信紛争処理委員会」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、当事者が第三項の規定による仲裁の申請をした後は、この限りでない。

第三十八條の十九中「登録点検事業者」を

「登録検査等事業者」に、「登録点検事業者登録簿」を「登録検査等事業者登録簿」に改め、「の年月日及び」とあるのは「及びその更新の年月日並びに」とを削り、「前条第二項第一号及び第二号を」を「第二十四条の二第二項第一号、第二号及び第四号」に、「第二十四条の九第二項」を「第二十四条の二の二第一項若しくは第二十四条の九第二項」に改める。

第五十二条中「放送をする無線局（電気通信業務を行うことを目的とするものを除く。）」を「特定地上基幹放送局」に改める。

第七十一条の二第二項中「放送用周波数使用計画」を「基幹放送用周波数使用計画」に改める。

第七十一条の三の二第十一項の表以外の部分中「第二十四条の七」を「第二十四条の七第一項」に改め、同項の表第二十四条の七の項中「第二十四條の七」を「第二十四條の七第一項」に改め、「第二十四條の二第四項各号」の下に「無線設備等の点検の事業のみを行う者にあつては、第一号、第二号又は第四号」を加え、同表第二十四條の十一の項中「第二十四條の九第二項」を「第二十四條の二の二第二項若しくは第二十四條の九第二項」に改め、同表第三十八條の十七第二項第二号の項中「第二十四條の七」を「第二十四條の七第一項」に改める。

第七十三條第六項中「第四項」を「第五項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 第一項の検査は、当該無線局（人の生命又は身体の安全の確保のためその適正な運用の確保が必要な無線局として総務省令で定めるものを除く。以下この項において同じ。）の免許人から、第一項の規定により総務大臣が通知した期日の一月前までに、当該無線局の無線設備等について第二十四条の二第一項の登録を受けた者（無線設備等の点検の事業のみを行う者を除く。）が、総務省令で定めるところにより、当該登録に係る検査を行い、当該無線局の無線設備がその工事設計に合致しており、かつ、その無線従事者の資格及び員数が第三十九条又は第三十九条の十三、第四十条及び第五十条の規定に、その時計及び書類が第六十条の規定にそれぞれ違反していない旨を記載した証明書の提出があつたときは、第一項の規定にかかわらず、省略することができる。

第七十五條第一項中「ときは、その免許」を「とき、又は地上基幹放送の業務を行う認定基幹放送事業者の認定がその効力を失つたときは、当該免許を受けることができない者となつた免許人の免許又は当該地上基幹放送の業務に用いられる無線局の免許」に改める。

第七十六條第四項に次の一号を加える。

二項第四号口に適合しなくなつたとき。
第七十六条第五項第三号中「第二十七条の八」を「第二十七条の八第一項」に改める。

第九十九条の二中、「放送(委託して放送をさせることを含む。第二百二条の二第一項第二号及び第八十条の二第一項において同じ。)及び電気通信役務利用放送法(平成十三年法律第八十五号)第二条第一項に規定する電気通信役務利用放送の規律を」及び放送法第二条第一号に規定する放送」に、「図るため」を「図り」に、「放送法及び電気通信役務利用放送法」を「及び放送法(昭和四十七年法律第一百四十四号)及び有線ラジオ放送業務の運用の規正に関する法律(昭和二十六年法律第三十五号)に基づく総務大臣の処分に対する不服申立てについて審査及び議決をするため」を「処理するため」に改める。

第九十九条の三第三項第三号中「放送事業者、電気通信役務利用放送法第二条第三項に規定する電気通信役務利用放送事業者」を「放送法第二条第二十六号に規定する放送事業者」に、「放送法第五十二条の六の二第二項電気通信役務利用放送法第十五条において準用する場合を含む。」を「同法第五十二条第二項に」、「放送法第五十二条の三十一」を「同法第六十条」に改める。

第九十九条の十一第一項第一号中「第七条第一項第三号(放送をする無線局以外)」を「第七条第一項第四号(基幹放送局以外)」に、「同条第二項第四号(放送による表現の自由享有基準)、同項第五号(放送をする無線局)」を「同条第二項第

六号八(基幹放送に加えて基幹放送以外の無線通信の送信をする無線局の基準)、同項第七号(基幹放送局)に改め、「工事設計変更」の下に、「同条第五項及び第十七条第二項基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の変更」を加え、「第二十七条の四第二号」を「第二十七条の四第三号」に、「電気通信事業紛争処理委員会」を「電気通信紛争処理委員会」に改め、「検査」の下に、「同条第三項(人の生命又は身体の安全の確保のためその適正な運用の確保が必要な無線局の定めに係るものに限る。)(国の定期検査を必要とする無線局)」を加え、同項第二号中「放送用周波数使用計画を」基幹放送用周波数使用計画に改め、同項第四号中「第八号」を「第四条の規定による免許(地上基幹放送をする無線局の再免許であるものに限る。)、第八号」に、「第十七条第一項後段の規定による放送事項」を「第十七条第一項の規定による無線局の目的、放送事項若しくは基幹放送の業務に用いられる電気通信設備」に改め、「包括免許」の下に、「第二十七条の八第一項の規定による特定無線局の目的の変更の許可」を加える。

第九十九条の十四第二項中「第五十三条の十三、有線テレビジョン放送法第二十八条、有線ラジオ放送業務の運用の規正に関する法律第九条及び電気通信役務利用放送法第二十一条」を「第百八十条」に、「放送法第五十三条の十一若しくは電気通信役務利用放送法第十九条」を「若しくは同法第七十八条」に改める。
第百条第五項中「第七十三条第四項及び第六項」を「第七十三条第五項及び第七項」に改め

る。

第百三条第一項中第二十一号を第二十二号とし、第四号から第二十号までを一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の一号を加える。
四 第二十四条の二の二第一項の規定による

登録の更新を申請する者
第百十條の二第一号中「第三十八條の十七第二項」を「第二十四條の十又は第三十八條の十七第二項」に改める。

第百一十條中「第七十三條第一項、第四項(第百條第五項において準用する場合を含む。若しくは第五項又は第八十二條第二項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した)を」次の各号のいずれかに該当する」に改め、同条に次の各号を加える。

一 第七十三條第一項、第五項(第百條第五項において準用する場合を含む。若しくは第六項又は第八十二條第二項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

二 第七十三條第三項に規定する証明書に虚偽の記載をした者

第百十六條第一号中「第二十條第七項」を「第二十條第九項」に、「同条第八項」を「同条第十項」に改める。

附則第十三項中、「第十六條の二」を削る。

別表第四中「第三十八條の三」を「第二十四條の二、第三十八條の三」に改める。

別表第六の二の項中「八の項」を「六の項及び八の項」に改め、同表の六の項中「放送をする無線局(三)の項、七の項及び八の項に掲げる無線局並びに電気通信業務を行うことを目的とす

る」を「基幹放送局(三)の項、七の項及び八の項に掲げる」に改める。

(電気通信事業法の一部改正)

第五條 電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)の一部を次のように改正する。

目次中「電気通信事業紛争処理委員会」を「電気通信紛争処理委員会」に改める。

第二条第四号中「第五十二条の十第一項に規定する受託放送役務、有線ラジオ放送業務の運用の規正に関する法律(昭和二十六年法律第三十五号)第二条に規定する有線ラジオ放送、有線放送電話に関する法律(昭和三十二年法律第五十二号)第二条第一項に規定する有線放送電話役務、有線テレビジョン放送法(昭和四十七年法律第一百四十四号)第二条第一項に規定する有線テレビジョン放送及び同法第九条の規定による有線テレビジョン放送施設の使用の承諾」を「第百八十八條第一項に規定する放送局設備供給役務」に改める。

第九條ただし書中「その者の設置する電気通信回線設備(送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの附属設備をいう。以下同じ。の規模及び当該電気通信回線設備を設置する区域の範囲が総務省令で定める基準を超えない」を「次に掲げる」に改め、同条に次の各号を加える。

一 その者の設置する電気通信回線設備(送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの附属設備をいう。

以下同じ。)の規模及び当該電気通信回線設備を設置する区域の範囲が総務省令で定める基準を超えない場合

二 その者の設置する電気通信回線設備が電波法昭和二十五年法律第百三十一号)第七條第二項第六号に規定する基幹放送に加えて基幹放送以外の無線通信の送信をする無線局の無線設備である場合(前号に掲げる場合を除く。)

第十二條第一項第一号中「昭和二十五年法律第百三十一号」を削る。

第三十四條第三項及び第四項中「第六項」を「第七項」に改め、同条中第七項を第八項とし、第六項を第七項とし、第五項の次に次の一項を加える。

6 第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者は、総務省令で定めるところにより、第二種指定電気通信設備との接続に関する会計を整理し、及びこれに基づき当該接続に関する収支の状況その他総務省令で定める事項を公表しなければならない。

第三十八條の見出しを「電気通信設備等の共用に関する命令等」に改め、同条第一項中「電気通信設備の下に」又は「電気通信設備設置用工作物(電気通信事業者が電気通信設備を設置するために使用する建物その他の工作物をいう。以下同じ。)」を加え、同条第二項中「電気通信設備」の下に「又は電気通信設備設置用工作物」を加える。

「第四章 電気通信事業紛争処理委員会」を「第四章 電気通信紛争処理委員会」に改める。

第百四十四條第一項中「電気通信事業紛争処理委員会」を「電気通信紛争処理委員会」に改め、同条第二項中「及び電波法」を「電波法及び放送法」に改める。

第百四十七條第一項中「又は電波の利用」を「電波の利用又は放送の業務」に改める。

第百五十六條第一項中「電気通信設備の下に」又は「電気通信設備設置用工作物」を加える。

第百五十七條の見出しを削り、同条の前に見出しとして「その他の協定等に関するあつせん等」を付し、同条第一項に次のただし書を加える。

ただし、当事者が同項の規定による仲裁の申請をした後は、この限りでない。

第百五十七條第二項中「第五項」を「第六項」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、同条第六項中「第三十五條第一項若しくは第二項の申立て、同条第三項の規定による裁定の申請又は次条第一項」とあるのは、「第百五十七條第三項」と読み替えるものとする。

第百五十七條の次に次の一條を加える。

第百五十七條の二 電気通信事業者と第百六十四條第一項第三号に掲げる電気通信事業(以下「第三号事業」という。)を営む者との間において、当該第三号事業を営む者が申し入れた当該第三号事業を営むに当たつて利用すべき電気通信役務の提供に関する契約(第三項において単に「契約」という。)の締結に關し、当事者が取得し、若しくは負担すべき金額又は条件その他その細目について当事者間の協議

が調わないときは、当事者は、委員会に対し、あつせんを申請することができる。ただし、当事者が第三項の規定による仲裁の申請をした後は、この限りでない。

2 第百五十四條第二項から第六項までの規定は、前項のあつせんについて準用する。この場合において、同条第六項中「第三十五條第一項若しくは第二項の申立て、同条第三項の規定による裁定の申請又は次条第一項」とあるのは、「第百五十七條の二第三項」と読み替えるものとする。

3 電気通信事業者と第三号事業を営む者との間において、当該第三号事業を営む者が申し入れた契約の締結に關し、当事者が取得し、若しくは負担すべき金額又は条件その他その細目について当事者間の協議が調わないときは、当事者の双方は、委員会に対し、仲裁を申請することができる。

4 第百五十五條第二項から第四項までの規定は、前項の仲裁について準用する。

第百六十條第一号中「電気通信設備の共用」を「電気通信設備若しくは電気通信設備設置用工作物の共用」に改める。

第百六十四條第一項第一号中「電気通信事業者たる一の者を除く。」を削り、「電気通信役務」の下に「(当該一の者が電気通信事業者であるときは、当該一の者の電気通信事業の用に供する電気通信役務を除く。)」を加え、同条第二項中「同項各号」を「同項各号」に、「ついても」を「ついで、第百五十七條の二の規定は第三号事業を営む者について」に改める。

第百六十九條第四号中「第三十四條第一項若しくは第五項」を「第三十四條第一項、第五項若しくは第六項」に改める。

第百九十一條第二号中「又は第三十三條第十三項」を「第三十三條第十三項又は第三十四條第六項」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中放送法第十六條第三項第五号の改正規定、同法第二十七條第四項の改正規定及び同法第五十三條の十一の改正規定、第三条中電波法第九十九條の十二の改正規定並びに第五条中電気通信事業法第百四十七條第一項の改正規定並びに附則第三條及び第十三條の規定 公布の日

二 第一条中放送法第十四條の改正規定、同法第十五條の改正規定、同法第二十二條の二の改正規定、同法第二十三條の改正規定、同法第二十三條の三の改正規定、同法第二十九條の改正規定、同法第五十二條の十三第一項第五号の改正規定、同法第五十二條の二十四第二項第四号の改正規定及び同法第五十二條の三十第二項第五号の改正規定並びに第三條の規定(前号に掲げる改正規定を除く。)並びに附則第十一條、第十二條、第二十七條、第三十五條及び第三十七條の規定 公布の日か

官 報 (号 外)

ら起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日

三 第一条の規定(前二号に掲げる改正規定を除く。)並びに第五条中電気通信事業法第三十四条の改正規定、同法第六十九條第四号の改正規定及び同法第九十一條第二号の改正規定並びに附則第十條第一項の規定 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

(法律の廃止)

第二条 次に掲げる法律は、廃止する。

一 有線ラジオ放送業務の運用の規正に関する法律(昭和二十六年法律第三十五号)

二 有線テレビジョン放送法(昭和四十七年法律第百十四号)

三 電気通信役務利用放送法(平成十三年法律第八十五号)

四 有線放送電話に関する法律(昭和三十二年法律第百五十二号)

(準備行為)

第三条 第一条の規定による改正後の放送法第八條の第三項の認可、同法第五十三條の十、第二條の規定による改正後の放送法(以下「新放送法」という。)第百七十七條並びに第三條及び第四條の規定による改正後の電波法第九十九條の十一の規定による電波監理審議会に対する諮問、第五條の規定による改正後の電気通信事業法(以下「新電気通信事業法」という。)第百六十九條の規定による同條の政令で定める審議会等に対する諮問並びにこれらに関し必要な手続その他の行為は、これらの規定の例により、この

法律(附則第一条第二号及び第三号に掲げる規定については、当該各規定の施行前においても行うことができる。)

(有線ラジオ放送業務の運用の規正に関する法律の廃止に伴う経過措置)

第四条 この法律の施行の際現に附則第二条の規定による廃止前の有線ラジオ放送業務の運用の規正に関する法律(以下この条において「旧有線ラジオ放送法」という。)第三條の規定による届出をしている者であつて、新放送法第百三十三條第一項の規定により届出をすべき者に該当するものは、施行日に同項の届出をしたものとみなす。

2 施行日前に前項の規定により新放送法第百三十三條第一項の届出をしたものとみなされる者(以下この条において「みなし届出一般放送事業者」という。)によつてされた有線ラジオ放送(旧有線ラジオ放送法第二条第二号又は第三号の有線ラジオ放送に限る。)についての旧有線ラジオ放送法第四条第二項において準用する第二條の規定による改正前の放送法(以下「旧放送法」という。)第四條の規定の適用については、なお従前の例による。

3 施行日前にみなし届出一般放送事業者が得た旧有線ラジオ放送法第五条に規定する同意は、新放送法第十一條に規定する同意とみなす。

4 施行日前に旧有線ラジオ放送法の規定により総務大臣がした次の表の上欄に掲げる処分その他の行為は、新放送法の規定により総務大臣がした同表の下欄に掲げる処分その他の行為とみなす。

旧有線ラジオ放送法第六條第一項の規定による報告の求め(旧有線ラジオ放送法第三條の二に規定する処分又は同條に規定する承諾に関するものに限る。)

新放送法第百四十五條第四項の規定による報告の求め

旧有線ラジオ放送法第六條第一項の規定による報告の求め(旧有線ラジオ放送法第三條の二に規定する処分又は同條に規定する承諾に関するものを除く。)

新放送法第百七十五條の規定による資料の提出の求め

旧有線ラジオ放送法第八條第一項の規定による命令

新放送法第百七十四條の規定による命令

5 施行日前にみなし届出一般放送事業者が旧有線ラジオ放送法第六條の二第二項の規定によりすべき届出は、新放送法第百三十四條第二項の規定によりすべき届出とみなす。

6 施行日前に旧有線ラジオ放送法第九條において準用する第四條の規定による改正前の電波法以下「旧電波法」という。)第七章の規定によりした又はすべき行為であつて、新放送法第百八十條において準用する第四條の規定による改正後の電波法(以下「新電波法」という。)第七章に相當の規定があるものは、新放送法第百八十條において準用する同章の相當の規定によりした又はすべきものとみなす。

(有線テレビジョン放送法の廃止に伴う経過措置)

第五条 この法律の施行の際現に附則第二条の規定による廃止前の有線テレビジョン放送法(以下この条において「旧有線テレビジョン放送法」という。)第十二條の規定による届出をしている者であつて、新放送法第百二十六條第一項の規定により登録を受けるべき者に該当するものは施行日に同項の登録を受けたものと、新放送法第百三十三條第一項の規定により届出をすべき者に該当するものは施行日に同項の届出をしたものとみなす。

2 施行日前に旧有線テレビジョン放送法の規定によりした次の表の上欄に掲げる申請は、新放送法の規定によりした同表の下欄に掲げる申請又は届出とみなす。

旧有線テレビジョン放送法第三條第一項の規定による許可の申請(新放送法第百二十六條第一項の規定により登録を受けるべき者に係るものに限る。)

新放送法第百二十六條第一項の規定による登録の申請

旧有線テレビジョン放送法第三条第一項の規定による許可の申請(新放送法第百三十三条第一項の規定により届出をすべき者に係るものに限る。)	新放送法第百三十三条第一項の規定による届出
旧有線テレビジョン放送法第七条第一項の規定による許可の申請(前項の規定により新放送法第百二十六条第一項の登録を受けたものとみなされる者(以下この条において「みなし登録一般放送事業者」という。)に係るものに限る。)	新放送法第百三十条第一項の規定による変更登録の申請
旧有線テレビジョン放送法第七條第一項の規定による許可の申請(前項の規定により新放送法第百三十三条第一項の届出をしたものとみなされる者(以下この条において「みなし届出一般放送事業者」という。)に係るものに限る。)	新放送法第百三十三条第二項の規定による届出
旧有線テレビジョン放送法第十条の二第一項及び第二項並びに第十条の三第二項の規定による認可の申請	新放送法第百三十四条第二項の規定による届出
旧有線テレビジョン放送法第十三条第三項の規定による裁定の申請	新放送法第百四十四條第一項の規定による裁定の申請
旧有線テレビジョン放送法第十四条第一項の規定による認可の申請(みなし登録一般放送事業者に係るものに限る。)	新放送法第百四十条第二項の規定による届出

3

この法律の施行の際現に旧有線テレビジョン放送法第九条の規定による有線テレビジョン放送施設の使用の承諾に係る事業を営んでいる者は、施行日から起算して三年間(当該期間内に新電気通信事業法第九条の登録若しくは第十二条第一項の規定による登録の拒否の処分があり、又は新電気通信事業法第十六条第一項の届出をしたときは、その日までの間)は、新電気通信事業法第九条又

は第十六条第一項の規定にかかわらず、従前の例により引き続き当該有線テレビジョン放送施設の使用の承諾に係る事業を営むことができる。その者がその期間内に新電気通信事業法第九条の登録の申請をした場合において、その期間を経過したときは、その申請について登録又は登録の拒否の処分があるまでの間も、同様とする。

4 施行日前にみなし一般放送事業者(みなし登録一般放送事業者及びみなし届出一般放送事業者をいう。以下この条において同じ。)が得た旧有線テレビジョン放送法第十三条第二項に規定する同意は、新放送法第十一条に規定する同意とみなす。

5 施行日前に旧有線テレビジョン放送法の規定により総務大臣がした次の表の上欄に掲げる処分その他の行為は、新放送法の規定により総務大臣がした同表の下欄に掲げる処分その他の行為とみなす。

旧有線テレビジョン放送法第十三条第四項の規定による通知又は意見書を提出する機会の付与	新放送法第百四十四条第二項の規定による通知又は意見書を提出する機会の付与
旧有線テレビジョン放送法第十三条第五項の規定による裁定	新放送法第百四十四条第三項の規定による裁定
旧有線テレビジョン放送法第二十四条第一項の規定による命令(みなし登録一般放送事業者に係るものに限る。)	新放送法第百三十八条の規定による命令
旧有線テレビジョン放送法第二十四条第二項の規定による命令(みなし登録一般放送事業者に係るものに限る。)	新放送法第百四十一条の規定による命令
旧有線テレビジョン放送法第二十五条第二項の規定による命令	新放送法第百七十四条の規定による命令
旧有線テレビジョン放送法第二十七条第一項の規定による有線テレビジョン放送施設の状況その他必要な事項の報告の求め(みなし登録一般放送事業者に係るものに限る。)	新放送法第百三十九条第一項の規定による報告の求め

旧有線テレビジョン放送法第二十七条第一項の規定による有線テレビジョン放送の業務の状況の報告の求め(旧有線テレビジョン放送法第十二条の二に規定する処分又は同条に規定する承諾に限る。)		新放送法第四百四十五条第四項の規定による報告の求め	
旧有線テレビジョン放送法第二十七条第一項の規定による有線テレビジョン放送の業務の状況の報告の求め(旧有線テレビジョン放送法第十二条の二に規定する処分又は同条に規定する承諾に限る。)		新放送法第七十五条の規定による資料の提出の求め	
6 この法律の施行の際現に旧有線テレビジョン放送法第三条第一項の許可を受けている者であつて、みなし登録一般放送事業者に該当するものは、施行日に新放送法第四百一条第一項の指定を受けたものとみなす。		9 施行日前にみなし登録一般放送事業者が旧有線テレビジョン放送法第十七条において準用する旧放送法第三条の四第二項、第三項、第五項及び第六項の規定によりした又はすべき行為は、それぞれ新放送法第六条第二項、第三項、第五項及び第六項の規定によりした又はすべき行為とみなす。	
7 施行日前に旧有線テレビジョン放送法第十四条第一項の認可を受けている契約約款に定める提供条件であつて、みなし登録一般放送事業者に係るものは、新放送法第四百一条第二項の規定により届け出た契約約款に定める提供条件とみなす。		10 施行日前にみなし一般放送事業者が旧有線テレビジョン放送法第十七条の二第二項の規定によりすべき届出は、新放送法第三百三十四条第二項の規定によりすべき届出とみなす。	
8 施行日前にみなし一般放送事業者によつてされた有線テレビジョン放送(旧有線テレビジョン放送法第十七条に規定する放送事業者のテレビジョン放送又はテレビジョン多重放送を受信し、そのすべての放送番組に変更を加えないで同時にこれを再送信する有線テレビジョン放送を除く。)についての同条において準用する旧放送法第四条の規定の適用については、なお従前		11 施行日前に旧有線テレビジョン放送法第十八条において準用する旧電波法第七章の規定によりした又はすべき行為であつて、新放送法第三百八十条において準用する新電波法第七章に相当の規定があるものは、同条において準用する同章の相当の規定によりした又はすべきものとみなす。	
3 施行日前にみなし一般放送事業者(みなし登録一般放送事業者及びみなし届出一般放送事業者をいう。以下この条において同じ。)が旧電気通信役務利用放送法第七條第二項の規定によりすべき届出は、新放送法第三百三十四条第二項の規定によりすべき届出とみなす。		(電気通信役務利用放送法の廃止に伴う経過措置) 第六条 この法律の施行の際現に附則第二条の規定による廃止前の電気通信役務利用放送法(以下この条において「旧電気通信役務利用放送法」という。)第三条第一項の規定により登録を受けている者であつて、新放送法第二百二十六条第一項の規定により登録を受けるべき者に該当するものは施行日に同項の登録を受けたものと、新放送法第三百三十三条第一項の規定により届出をすべき者に該当するものは施行日に同項の届出をしたものとみなす。 2 施行日前に旧電気通信役務利用放送法の規定によりした次の表の上欄に掲げる申請は、新放送法の規定によりした同表の下欄に掲げる申請又は届出とみなす。	
旧電気通信役務利用放送法第三条第一項の規定による登録の申請(新放送法第二百二十六条第一項の規定により登録を受けるべき者に係るものに限る。)		新放送法第二百二十六条第一項の規定による登録の申請	
旧電気通信役務利用放送法第三条第一項の規定による登録の申請(新放送法第二百三十三條第一項の規定により届出をすべき者に係るものに限る。)		新放送法第二百三十三條第一項の規定による届出	
旧電気通信役務利用放送法第六条第一項の規定による変更登録の申請(前項の規定により新放送法第二百二十六条第一項の登録を受けたものとみなされる者(以下この条において「みなし登録一般放送事業者」という。)に係るものに限る。)		新放送法第二百三十条第一項の規定による変更登録の申請	
旧電気通信役務利用放送法第六条第一項の規定による変更登録の申請(前項の規定により新放送法第二百三十三條第一項の届出をしたものとみなされる者(以下この条において「みなし届出一般放送事業者」という。)に係るものに限る。)		新放送法第二百三十三條第二項の規定による届出	

4 施行日前にみなし一般放送事業者が得た旧電気通信役務利用放送法第十二条に規定する同意は、新放送法第十一条に規定する同意とみなす。	5 施行日前にみなし一般放送事業者によってされた電気通信役務利用放送(旧電気通信役務利用放送法第十五条に規定する他の電気通信役務利用放送事業者の電気通信役務利用放送又は放送事業者の放送を受信し、その内容に変更を加えないで同時にこれらを再送信するものを除く。)についての同条において準用する旧放送法第四条の規定の適用については、なお従前の例による。	6 施行日前にみなし登録一般放送事業者が旧電気通信役務利用放送法第十五条において準用する旧放送法第三条の四第二項、第三項、第五項及び第六項並びに第五条の規定によりした又はすべき行為は、それぞれ新放送法第六條第二項、第三項、第五項及び第六項並びに第十条の規定によりした又はすべき行為とみなす。	7 施行日前に旧電気通信役務利用放送法の規定により総務大臣がした次の表の上欄に掲げる処分その他の行為は、新放送法の規定によりした同表の下欄に掲げる処分その他の行為とみなす。	旧電気通信役務利用放送法第十五条において準用する旧放送法第五十二條の七第三項の規定による命令	旧電気通信役務利用放送法第十五条において準用する旧放送法第五十三條の八の規定による資料の提出の求め	旧電気通信役務利用放送法第十六條第一項の規定による命令(みなし登録一般放送事業者に係るものに限る。)	旧電気通信役務利用放送法第十六條第三項の規定による命令	旧電気通信役務利用放送法第十七條第一項の規定による電気通信役務利用放送設備の状況その他必要な事項の報告の求め(みなし登録一般放送事業者に係るものに限る。)	旧電気通信役務利用放送法第十七條第一項の規定による電気通信役務利用放送の業務の状況の報告の求め	8 施行日前に旧電気通信役務利用放送法第二十一条において準用する旧電波法第七章の規定によりした又はすべき行為であつて、新放送法第百八十条において準用する新電波法第七章に相当の規定があるものは、同条において準用する同章の相当の規定によりした又はすべきものとみなす。 (有線放送電話に関する法律の廃止に伴う経過措置) 第七條 この法律の施行の際現に附則第二条の規定による廃止前の有線放送電話に関する法律第三条の許可を受けている者に対する同法及び電気通信事業法の規定の適用については、なお従前の例による。 (放送法の一部改正に伴う経過措置) 第八條 この法律の施行の際現に旧放送法第九条の四第一項の認定を受けて委託国内放送業務又は委託協会国際放送業務を行っている場合における日本放送協会は、施行日に新放送法第二十四条の規定により読み替えて適用する新放送法第九十三條第一項の認定を受けたものとみなす。 2 この法律の施行の際現に旧放送法第五十二條の十三第一項の認定を受けている者であつて、新放送法第九十三條第一項の規定により認定を受けるべき者に該当するものは施行日に同項の認定を受けたものと、新放送法第二百二十六條第一項の規定により登録を受けるべき者に該当するものは施行日に同項の登録を受けたものとみなす。この場合において、新放送法第九十三條第一項の認定を受けた者とみなされる者(以下この条において「みなし認定基幹放送事業者」という。)に係る同項の認定の有効期間は、新放送法第九十六條第一項の規定にかかわらず、施行日におけるその者に係る旧放送法第五十二條の十三第一項の認定の有効期間の残存期間と同一の期間とする。 3 この法律の施行の際現にされている旧放送法第五十二條の十三第一項の認定の申請は、新放送法第九十三條第一項の規定により認定を受けるべき者に係るものにあつては同項の認定の申請と、新放送法第二百二十六條第一項の規定により登録を受けるべき者に係るものにあつては同項の登録の申請とみなす。 4 施行日前に旧放送法第五十二條の十四第二項の規定により交付された認定証であつて、みなし認定基幹放送事業者に係るものは、新放送法第九十四條第二項の規定により交付された認定証とみなす。 5 施行日前に旧放送法第五十二條の十五第二項の規定によりされた届出は、みなし認定基幹放送事業者に係るものにあつては新放送法第九十五條第二項の規定によりされた届出と、第二項の規定により新放送法第二百二十六條第一項の登録を受けた者とみなされる者(以下この条において「みなし登録一般放送事業者」という。)に係るものにあつては新放送法第二百二十九條第二項の規定によりされた届出とみなす。 6 施行日前に旧放送法の規定により受託放送事業者に対してされた次の表の上欄に掲げる行為は、新放送法の規定により基幹放送局提供事業者に対してされた同表の下欄に掲げる行為とみなす。
--	--	--	---	---	--	---	------------------------------------	--	--	--

旧放送法第五十二条の九第一項の規定による放送の委託の申込み	新放送法第一百七十七条第一項の規定による放送局設備供給契約の申込み
旧放送法第五十二条の九第二項の規定による放送の委託の申込み	新放送法第一百七十七条第二項の規定による放送局設備供給契約の申込み
旧放送法第五十二条の十一の規定による命令	新放送法第二百十条の規定による命令
7 新放送法第一百九条の規定は、施行日以後に開始する事業年度から適用する。	係るものは、新放送法第四百七条第一項の規定により届け出た有料基幹放送契約款に定める提供条件とみなす。
8 施行日前にみなし登録一般放送事業者がした旧放送法第五十二条の十七第二項の規定による変更の申請は新放送法第三十条第一項の規定による変更登録の申請と、旧放送法第五十二条の二十の規定による届出は新放送法第三十五条第一項の規定による届出とみなす。	11 施行日前に旧放送法第五十二条の七第一項の規定により有料放送事業者に対して総務大臣がした命令であつて、みなし認定基幹放送事業者又は次条第一項の規定により基幹放送局の免許を受けたものとみなされる者に係るものは、新放送法第五十六條第一項の規定によつてした命令とみなす。
9 施行日前にみなし登録一般放送事業者が旧放送法第五十二条の十八第一項の規定によりすべき届出は新放送法第三十四条第二項の規定によりすべき届出と、旧放送法第五十二条の十八第二項の規定による認可の申請は新放送法第三十四条第二項の規定による届出とみなす。	12 施行日前にみなし認定基幹放送事業者、みなし登録一般放送事業者又は次条第一項の規定により基幹放送局の免許を受けたものとみなされる者によつてされた放送についての旧放送法第四條の規定の適用については、なお従前の例による。
10 この法律の施行の際現に旧放送法第五十二条の四第一項の規定により届け出ている料金、同条第二項の規定により認可を受けている契約款に定める提供条件、同条第四項の規定により同条第二項の認可を受けたとみなされる契約款に定める提供条件又は同条第五項の規定により届け出ている契約款であつて、みなし認定基幹放送事業者又は次条第一項の規定により基幹放送局の免許を受けたものとみなされる者に	(電波法の一部改正に伴う経過措置) 第九条 この法律の施行の際現に旧電波法第四條の規定による放送をする無線局(電気通信業務を行うことを目的とするものを除く。)の免許を受けている者であつて、新電波法第四條の規定による基幹放送局の免許を受けるべき者に該当するものは施行日に同条の規定による基幹放送
局の免許を受けたものと、同条の規定による放送をする無線局(基幹放送局を除く。以下この条において「一般放送局」という。)の免許を受けるべき者に該当するものは施行日に新電波法第四條の規定による一般放送局の免許を受けたものとみなす。この場合において、同条の規定による基幹放送局又は一般放送局の免許を受けたものとみなされる者に係る同条の有効期間	項の申請書に記載して同条第一項の規定により登録を受けたものとみなす。
間、新電波法第十三条第一項の規定にかかわらず、施行日におけるその者に係る旧電波法第四條の免許の有効期間の残存期間と同一の期間とする。	5 この法律の施行の際現にされている旧電波法第二十四条の二第一項の規定による登録の申請は、無線設備等の点検の事業のみを行う者である旨を新電波法第二十四条の二第二項の申請書に記載した同条第一項の規定による登録の申請とみなす。
2 この法律の施行の際現にされている旧電波法第六條第二項の規定による放送をする無線局の免許の申請は、新電波法第六條第二項の規定による申請をすべき者に係るものにあつては同項の規定による基幹放送局の免許の申請と、同条第一項の規定による申請をすべき者に係るものにあつては同項の規定による一般放送局の免許の申請とみなす。	6 施行日前に旧電波法第二十四条の二第一項の規定により登録を受けている者が行つた当該登録に係る点検は、無線設備等の点検の事業のみを行う者である旨を新電波法第二十四条の二第二項の申請書に記載して同条第一項の規定により登録を受けている者が行つた当該登録に係る点検とみなす。
3 施行日前に旧電波法第十四條第一項の規定により交付された放送をする無線局(電気通信業務を行うことを目的とするものを除く。)の免許状は、基幹放送局の免許を受けたものとみなされる者に係るものにあつては新電波法第十四條第一項の規定により交付された基幹放送局の免許状とみなす。	7 この法律の施行の際現に旧電波法第二十四条の四第一項の規定により交付されている登録証は、無線設備等の点検の事業のみを行う者である旨が記載された新電波法第二十四条の四第一項の規定により交付された登録証とみなす。
4 この法律の施行の際現に旧電波法第二十四条の二第一項の規定により登録を受けている者は、施行日に、無線設備等の点検の事業のみを行う者である旨を新電波法第二十四条の二第二	8 この法律の施行の際現に旧電波法第二十七条の十三第一項の規定により認定を受けている開設計画は、新電波法第二十七条の十二第一項第一号に掲げる事項を確保するための特定基地局に係るものにあつては特定基地局が同号に掲げる事項を確保するためのものであることを新電波法第二十七条の十三第二項第一号に掲げる事項として記載して同条第一項の認定を受けた開設計画と、新電波法第二十七条の十二第一項第二号に掲げる事項を確保するための特定基地局に係るものにあつては特定基地局が同号に掲げ

る事項を確保するためのものであることを新電波法第二十七条の十三第二項第一号に掲げる事項として記載して同条第一項の認定を受けた開設計画とみなす。

9 この法律の施行の際現に旧電波法第二十七条の十三第一項の規定により提出されている開設計画は、新電波法第二十七条の十二第一項第一号に掲げる事項を確保するための特定基地局に係るものにあつては特定基地局が同号に掲げる事項を確保するためのものであることを新電波法第二十七条の十三第二項第一号に掲げる事項として記載して同条第一項の規定により提出されたものと、新電波法第二十七条の十二第一項第二号に掲げる事項を確保するための特定基地局に係るものにあつては特定基地局が同号に掲げる事項を確保するためのものであることを新電波法第二十七条の十三第二項第一号に掲げる事項として記載して同条第一項の規定により提出されたものとみなす。

(電気通信事業法の一部改正に伴う経過措置)
第十条 新電気通信事業法第三十四条第六項の規定は、第五十条中電気通信事業法第三十四条の改正規定の施行の日以後に終了する事業年度から適用する。

2 この法律の施行の際現に第五条の規定による改正前の電気通信事業法(以下この条において「旧電気通信事業法」という。)第四百七十七条第一項又は第二項の規定により任命された電気通信事業紛争処理委員会の委員である者は、それぞれ、施行日に、新電気通信事業法第四百七十七

第一項又は第二項の規定により電気通信紛争処理委員会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、新電気通信事業法第四百八条第一項の規定にかかわらず、施行日における旧電気通信事業法第四百七十七条第一項又は第二項の規定により任命された電気通信事業紛争処理委員会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この法律の施行の際現に旧電気通信事業法第四百六条第一項の規定により選任された電気通信事業紛争処理委員会の委員長である者又は同条第三項の規定により定められた委員である者は、それぞれ、施行日に、新電気通信事業法第四百六条第一項の規定により選任され、又は同条第三項の規定により委員長の職務を代理する委員として定められたものとみなす。

4 電気通信事業紛争処理委員会の委員であつた者に係るその職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない義務については、施行日以後も、なお従前の例による。

(処分等の効力)
第十一条 この法律(附則第一条第二号及び第三号に掲げる規定については、当該各規定)の施行前に改正又は廃止前のそれぞれの法律の規定によつてした又はすべき処分、手続その他の行為であつて、改正後のそれぞれの法律に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後のそれぞれの法律の相当の規定によつてした又はすべきものとみなす。

(罰則の適用に関する経過措置)

第十二条 この法律(附則第一条第二号及び第三号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及び附則第四条第二項、第五条第八項、第六条第五項、第七条及び第八条第十二項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第十三条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

(検討)

第十四条 政府は、この法律の施行後三年以内に、新放送法第九十三条第一項第四号及び第二項に定める基幹放送の業務に係る認定の要件その他の表現の自由ができるだけ多くの者によつて享有されるようにするための制度の在り方について、放送の健全な発達を図り、国民にその効用をもたらすことを保障する観点から、新聞社、通信社その他のニュース又は情報の頒布を業とする事業者と新放送法第二十三条に規定する基幹放送事業者との関係の在り方を含めて検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

2 政府は、この法律の施行後五年以内に、前項に定める事項のほか、この法律による改正後の規定の実施状況について検討を加え、必要がある

ると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(工場抵当法の一部改正)

第十五条 工場抵当法(明治三十八年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

第一条第二項中「放送委託シテ其ノ放送番組ヲ放送セシムルコトヲ含ム」を「基幹放送に、有線テレビジョン放送法(昭和四十七年法律第百十四号)ニ謂フ有線テレビジョン放送を一般放送(有線電気通信設備ヲ用ヒテレビジョン放送ヲ行フモノニ限ル)に改める。

(災害救助法及び自衛隊法の一部改正)

第十六条 次に掲げる法律の規定中「第三条第四項第三号」を「第三条第四項第四号」に改める。

一 災害救助法(昭和二十二年法律第百十八号)第二十八条

二 自衛隊法(昭和二十九年法律第百六十五号)第四百四条第一項

(特別職の職員の給与に関する法律の一部改正)
第十七条 特別職の職員の給与に関する法律(昭和二十四年法律第百五十二号)の一部を次のように改正する。

第一条第三十三号及び第六十号並びに別表第一中「電気通信事業紛争処理委員会」を「電気通信紛争処理委員会」に改める。

(公職選挙法の一部改正)

第十八条 公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)の一部を次のように改正する。

第百五十条第一項中「一般放送事業者の」を「基幹放送事業者(放送法(昭和二十五年法律第

百三十二号)第二条第二十三号に規定する基幹放送事業者をいい、日本放送協会及び放送大学学園(放送大学学園法(平成十四年法律第五百五十六号)第三条に規定する放送大学学園をいう。)

第百五十二条第一項において同じ。)を除く。以下同じ。)に、「(昭和二十五年法律第百三十三号)第二条第二号の三」を「第二条第十六号」に、「同条第二号の五」を「同条第十八号」に、「一般放送事業者」を「基幹放送事業者」に改め、同条第三項及び第六項中「一般放送事業者」を「基幹放送事業者」に改める。

第百五十一条第三項及び第百五十一条の三中「一般放送事業者」を「基幹放送事業者」に改める。

第百五十二条第一項中「一般放送事業者、有線テレビジョン放送事業者(有線テレビジョン放送法(昭和四十七年法律第百十四号)第二条第四項の有線テレビジョン放送事業者をいう。次項において同じ。)、有線ラジオ放送(有線ラジオ放送業務の運用の規正に関する法律(昭和二十六年法律第百三十五号)第二条の有線ラジオ放送をいう。次項において同じ。))の業務を行う者若しくは電気通信役務利用放送(電気通信役務利用放送法(平成十三年法律第八十五号)第二条第一項の電気通信役務利用放送をいう。次項において同じ。))の業務を行う者」を「放送事業者(放送法第二条第二十六号に規定する放送事業者をいい、日本放送協会及び放送大学学園を除く。次項において同じ。))に改め、同条第二項中「一般放送事業者、有線テレビジョン放送事

業者、有線ラジオ放送の業務を行う者若しくは電気通信役務利用放送の業務を行う者」を「放送事業者」に改める。

(地方税法の一部改正)

第十九条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第三百四十九条の三第九項中「第四十条第一項」を「第七十四条第一項」に改める。

附則第十一条第十四項中「第二条第三号の三」を「第二条第二十三号」に、「一般放送事業者」を「基幹放送事業者(日本放送協会及び放送大学学園(放送大学学園法(平成十四年法律第五百五十六号)第三条に規定する放送大学学園をいう。))を除く。又は放送法第二条第二十四号に規定する基幹放送局提供事業者」に改める。

附則第十五条第十四項中「第二条第三号の三」を「第二条第二十三号」に、「一般放送事業者」を「基幹放送事業者(日本放送協会及び放送大学学園(放送大学学園法第三条に規定する放送大学学園をいう。))を除く。又は放送法第二条第二十四号に規定する基幹放送局提供事業者又は」の下に「放送法等の一部を改正する法律(平成二十二年法律第 号)附則第七条の規定によりなお従前の例によることとされる同法附則第二条の規定による廃止前の」を加え、同条第十六項中「有線テレビジョン放送法(昭和四十七年法律第百十四号)第二条第四項に規定する有線テレビジョン放送事業者」を「有線テレビジョン放送事業者(有線電気通信設備を用いて放送法第二

条第十八号に規定するテレビジョン放送を行う者」をいい、電気通信事業法第二条第四号に規定する電気通信事業を営む者が提供する同条第三号に規定する電気通信役務を利用して行う者を除く。)に改める。

(土地収用法の一部改正)

第二十条 土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)の一部を次のように改正する。

第三条第十六号中「放送事業」を「基幹放送事業者又は基幹放送局提供事業者が基幹放送」に改める。

(日本赤十字社法の一部改正)

第二十一条 日本赤十字社法(昭和二十七年法律第三百五号)の一部を次のように改正する。

第三十四条第二項中「日本放送協会又は一般放送事業者」を「又は基幹放送事業者」に、「第二条第三号の三に規定する一般放送事業者のうち同条第三号の四に規定する受託放送事業者以外のもをいう」を「第二条第二十三号に規定する基幹放送事業者をいい、放送大学学園(放送大学学園法(平成十四年法律第五百五十六号)第三条に規定する放送大学学園をいう。))を除く」に改める。

(有線電気通信法の一部改正)

第二十二条 有線電気通信法(昭和二十八年法律第九十六号)の一部を次のように改正する。

第三条第四項第四号中「前三号」を「前各号」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号を同項第四号とし、同項第二号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 放送法(昭和二十五年法律第百三十二号)

第二条第一号に規定する放送を行うための有線電気通信設備(同法第百三十三条第一項の規定による届出をした者が設置するもの及び前号に掲げるものを除く。)

(租税特別措置法の一部改正)

第二十三条 租税特別措置法(昭和三十三年法律第二百六号)の一部を次のように改正する。

第七十一条の十六第一項中「第二条第三号の三に規定する一般放送事業者」を「第二条第二十三号に規定する基幹放送事業者(日本放送協会及び放送大学学園法(平成十四年法律第五百五十六号)第三条に規定する放送大学学園を除く。))又は放送法第二条第二十四号に規定する基幹放送局提供事業者」に、「同条第三号」を「同条第二十三号」に改める。

(災害対策基本法の一部改正)

第二十四条 災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)の一部を次のように改正する。

第五十七条中「第三条第四項第三号」を「第三条第四項第四号」に、「第二条第三号の二に規定する放送事業者(同条第三号の四に規定する受託放送事業者(以下「受託放送事業者」という。))を除く。」を「第二条第二十三号に規定する基幹放送事業者」に改め、「(同条第三号の五に規定する委託放送事業者にあつては、受託放送事業者に委託して放送を行わせること)」を削る。

第七十九条中「第三条第四項第三号」を「第三条第四項第四号」に改める。

(法人税法の一部改正)

第二十五条 法人税法(昭和四十年法律第三十四

号の一部を次のように改正する。

第四十五条第一項中「軌道若しくは有線放送電話を」若しくは軌道に改め、同項第七号を削り、同項第八号を同項第七号とする。

(法人税法の一部改正に伴う経過措置)

第二十六条 前条の規定による改正前の法人税法(以下この条において「旧法人税法」という。)第四十五条第一項第七号に掲げる事業を営む法人で施行日前に附則第二条の規定による廃止前の有線放送電話に関する法律第三条の許可を受けているものが同項に規定する受益者から交付を受けた金銭又は資材をもって取得する同項に規定する固定資産及び当該受益者から交付を受ける旧法人税法第四十五条第二項に規定する固定資産については、同条(同号に係る部分に限る。)の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同号中「有線放送電話に関する法律」とあるのは、「放送法等の一部を改正する法律(平成二十二年法律第 号)附則第二条(法律の廃止の規定による廃止前の有線放送電話に関する法律)とする。

(登録免許税法の一部改正)

第二十七条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

別表第一第五十四号(中「第三十八条の二第一項」を「第三十八条の二の二第一項」に改める。

第二十八条 登録免許税法の一部を次のように改正する。

別表第一第五十四号中「係る点検事業者を」係る検査等事業者」に改め、同号(中「点検事業者」を「検査等事業者」に、「の点検」を「の検査又は点検」に改め、「係る事業者の登録」の下に「(更新の登録を除く。)」を加え、同表第五十五号中「委託放送事業者の認定又は」を「認定基幹放送事業者の認定、登録一般放送事業者の登録又は」に改め、同号(中「第五十二条の十三第一項」を「第九十三条第一項」に、「委託放送事業者」を「認定基幹放送事業者」に改め、同号(中「第五十二条の三十第一項」を「第五十九条第一項」に改め、同号(二)を同号(三)とし、同号(一)の次に次のように加える。

(登録免許税法の一部改正に伴う経過措置)

第二十九条 附則第七条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における附則第二条の規定による廃止前の有線放送電話に関する法律第五条第二項の業務区域の拡張の許可については、前条の規定による改正前の登録免許税法別表第一第五十七号の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同号中「許可又は業務区域」とあるのは「業務区域」と、「有線放送電話に関する法律」とあるのは「放送法等の一部を改正する法律(平成二十二年法律第 号)」に改め、同号(中「有線放送電話に関する法律の廃止」に伴う経過措置)の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法附則第二条(法律の廃止の規定による廃止前の有線放送電話に関する法律)と、「第三条(業務の許可)の有線放送電話業務の許可又は同法第五条第二項」とあるのは「第五条第二項」とする。

(著作権法の一部改正)

第三十条 著作権法(昭和四十五年法律第四十八号)の一部を次のように改正する。

第三十四条第一項中「第二条の二第二項第二号」を「第九十一条第二項第二号」に、「第十四条第三項第三号」を「第十四条第三項第二号」に改める。

第九十九条の二に次の一項を加える。

2 前項の規定は、放送を受信して自動公衆送信を行う者が法令の規定により行わなければならない自動公衆送信に係る送信可能化については、適用しない。

第二百五条第五項ただし書及び第百三条中「第

九十九条の二」を「第九十九条の二第一項」に改める。

(電気通信基盤充実臨時措置法の一部改正)

第三十一条 電気通信基盤充実臨時措置法(平成三年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項第一号中「電気通信役務をいう」の下に「。以下この号において同じ」を加え、

「有線テレビジョン放送法(昭和四十七年法律第百十四号)第二条第一項に規定する有線テレビジョン放送をいう」を「有線電気通信設備を用いて行われる放送法(昭和二十五年法律第百三十二号)第二条第十八号に規定するテレビジョン放送をいい、電気通信事業(電気通信事業法第二条第四号に規定する電気通信事業をいう)を営む者が提供する電気通信役務を利用して行うものを除く」に改め、同条第五項中「有線テレビジョン放送法第二条第二項に規定する有線テレビジョン放送施設」を「有線電気通信設備」に改める。

(身体障害者の利便の増進に資する通信・放送身体障害者利用円滑化事業の推進に関する法律の一部改正)

第三十二条 身体障害者の利便の増進に資する通信・放送身体障害者利用円滑化事業の推進に関する法律(平成五年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「並びに」を「及び」に、「規定する放送をいう。以下同じ」を「規定する放送をいう」に改め、「及び有線放送(有線テレビジョン放送法(昭和四十七年法律第百十四号)第二

五十六から五十八まで 削除

別表第一第五十六号から第五十八号までを次のように改める。

条第一項に規定する有線放送をいう。以下同じ。を削り、同条第二項中「第二条第二号の五」を「第二条第十八号」に改め、同条第四項第三号中「放送又は有線放送の」を削る。
(高度テレビジョン放送施設整備促進臨時措置法の一部改正)

第三十三条 高度テレビジョン放送施設整備促進臨時措置法(平成十一年法律第六十三号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「第二条第二号の五」を「第二条第十八号」に、「電波法(昭和二十五年法律第百三十一号)第五条第四項に規定する人工衛星局により行われるもの以外のもの」を「同条第二号に規定する基幹放送(同条第十三号に規定する衛星基幹放送を除く。)であるもの」に改め、同条第二項第一号中「電波法」の下に「(昭和二十五年法律第百三十一号)」を加える。

(独立行政法人情報通信研究機構法の一部改正)
第三十四条 独立行政法人情報通信研究機構法(平成十一年法律第百六十二号)の一部を次のように改正する。

附則第九条第一項中「第九条第五項」を「第二十条第五項」に、「第二条第二号の五」を「第二条第十八号」に、「無線局により」を「無線局を用いて」に改める。

(特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律の一部改正)
第三十五条 特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律(平成十三年法律第百十一号)の一部を次のように改正する。

第三十三条第一項中「第三十八条の二第一項」を「第三十八条の二の二第一項」に改め、同条第二項中「第三十八条の二十九」の下に「(同法第三十八条の六第三項の準用に係る部分を除く。)」を、「及び第三項」の下に「(第一号を除く。)」を加える。

(放送大学学園法の一部改正)
第三十六条 放送大学学園法(平成十四年法律第百五十六号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「放送等」を「放送」に改め、「放送及び」を削り、「第二条第三号の五」を「第二条第一号」に、「委託放送業務を」(放送(同条第二十号に規定する放送局を用いて行われるものに限る。))に改める。

第三条並びに第四条第一項第二号及び第二項中「放送等」を「放送」に改める。

第五条第一項第二号中「第十六条第三項第二号」を「第三十一条第三項第二号」に改める。

第二十一条第二号中「放送等」を「放送」に改める。

(電波法の一部を改正する法律の一部改正)

第三十七条 電波法の一部を改正する法律(平成十五年法律第六十八号)の一部を次のように改正する。

附則第九条中「第三十八条の二」を「第三十八条の二の二」に改める。

(武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律の一部改正)

第三十八条 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成十六年法律第百十二号)の一部を次のように改正する。

第七条第二項中「第二条第三号の二」を「第二条第二十六号」に改め、「その他の放送(公衆によつて直接受信されることを目的とする電気通信の送信をいう。次条第二項において同じ。)」の事業を行う者」を削る。

第一百五十六条中「第三条第四項第三号」を「第三条第四項第四号」に改める。

第百八十三条の表第七條第二項の項を削る。

(携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信業務の不正な利用の防止に関する法律の一部改正)

第三十九条 携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信業務の不正な利用の防止に関する法律(平成十七年法律第三十一号)の一部を次のように改正する。

第二条第五項中「第九条」を「第九条第一号」に改める。

(日本国憲法の改正手続に関する法律の一部改正)

第四十条 日本国憲法の改正手続に関する法律(平成十九年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。

第百四条を次のように改める。

(国民投票に関する放送についての留意)

第百四条 放送事業者(放送法(昭和二十五年法律第百三十二号)第二条第二十六号に規定する放送事業者をいい、日本放送協会及び放送大学学園(放送大学学園法(平成十四年法律第百五十六号)第三条に規定する放送大学学園をいう。第百六条第一項において同じ。))を除く。次条において同じ。は、国民投票に関する放送については、放送法第四条第一項の規

定の趣旨に留意するものとする。
第百五条中「一般放送事業者等」を「放送事業者」に改める。

第百六条第一項中「一般放送事業者」を「基幹放送事業者(放送法第二条第二十三号に規定する基幹放送事業者をいい、日本放送協会及び放送大学学園を除く。第四項及び第八項において同じ。))」に、「放送法第二条第二号の三」を「同条第十六号」に、「同条第二号の五」を「同条第十八号」に改め、同条第四項及び第八項中「一般放送事業者」を「基幹放送事業者」に改める。

(放送法等の一部を改正する法律の一部改正)
第四十一条 放送法等の一部を改正する法律(平成十九年法律第百三十六号)の一部を次のように改正する。

附則第十二条第一項中「第九条第一項第五号」を「第二十号第一項第五号」に、「委託協会国際放送業務」を「協会国際衛星放送」に、「第五十二条の四第一項」を「第百四十七条第一項」に、「第五十二条の六の二第一項」を「第百五十二条第一項」に、「第五十二条の十八第二項」を「第九十八条第二項」に、「委託放送事業者」を「認定基幹放送事業者」に、「第五十二条の三十一」を「第百六十条」に改める。

(電波法及び放送法の一部を改正する法律の一部改正)

第四十二条 電波法及び放送法の一部を改正する法律(平成二十一年法律第二十二号)の一部を次のように改正する。

附則第三条中「第二条第二号の二の六の移動受信用地上放送」を「第二条第十四号の移動受信用地上基幹放送」に改める。

(総務省設置法の一部改正)

第四十三条 総務省設置法(平成十一年法律第九十一号)の一部を次のように改正する。

目次中「電気通信事業紛争処理委員会」を「電気通信紛争処理委員会」に改める。

第八条第二項中「電気通信事業紛争処理委員会」を「電気通信紛争処理委員会」に改める。

第三章第二節第四款の款名を次のように改める。

第四款 電気通信紛争処理委員会

第十九条中「電気通信事業紛争処理委員会」を「電気通信紛争処理委員会」に、「及び電波法」を「電波法」に、「並びに」を「及び放送法(昭和二十五年法律第百三十二号)並びに」に改める。

第二十条中「放送法(昭和二十五年法律第百三十二号)、有線テレビジョン放送法(昭和四十七年法律第百十四号)、有線ラジオ放送業務の運用の規正に関する法律(昭和二十六年法律第百三十五号)及び電気通信役務利用放送法(平成十三年法律第八十五号)」を「及び放送法」に改める。

理 由

通信・放送分野におけるデジタル化の進展に対応した規制の整理・合理化を図るため、放送法、電波法及び電気通信事業法について、各種の放送形態に対する規制を統合するとともに、無線局の免許及び放送業務の認定の制度を弾力化する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

放送法等の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、通信・放送分野におけるデジタル化の進展に対応した規制の整理・合理化を図るため、放送法、電波法及び電気通信事業法について、各種の放送形態に対する規制を統合するとともに、無線局の免許及び放送業務の認定の制度を弾力化する等所要の改正を行おうとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 1 放送関連の四法律を一つに統合するとともに、放送を「基幹放送」と「一般放送」に区分し、放送の業務の参入について、基幹放送は「認定」、一般放送は「登録」とするとともに、放送の業務と電気通信設備の設置・運用を二者で行うことも、それぞれを別の者が担うことも選択可能にする一方、地上放送において放送の業務と無線局の設置・運用を一の者が行う場合には、無線局の「免許」のみで足りる現行の制度も併存させること。
- 2 基幹放送について、いわゆるマスメディア集中排除原則の基本的な部分を法定化し、複数の基幹放送事業者への出資に関しては、一定の範囲内において定める水準を超えないことを原則とすること。
- 3 放送について、設備の維持、重大事故が発生した場合の報告、放送番組の種別の公表、有料放送の提供条件の説明、再放送同意を巡る紛争に係る電気通信紛争処理委員会によるあっせん及び仲裁等に関する規定を整備すること。

- 4 日本放送協会について、経営委員会の構成員に会長を加えるとともに、経営委員会の委員、会長、副会長及び理事の欠格事由の一部を改めること。

- 5 無線局の主たる目的に支障のない範囲で、一つの無線局を通信及び放送の双方の目的に利用することが可能となるよう、無線局の免許及び目的変更の許可に関する規定を整備するとともに、免許を要しない無線局の空中線電力の上限の見直し、携帯電話基地局の免許の包括化、電波監理審議会による意見の聴取等に関する規定を整備すること。

- 6 いわゆるコンテンツ配信事業者等と電気通信事業者との間における電気通信役務の提供を巡る紛争等に係る電気通信紛争処理委員会によるあっせん及び仲裁、第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者の接続会計に関する規定を整備するとともに、有線放送電話に関する法律の廃止等を行うこと。

- 7 政府は、この法律の施行後三年以内に、表現の自由ができるだけ多くの者によつて享有されるようにするための制度の在り方について、新聞社、通信社その他のニュース又は情報頒布を業とする事業者と基幹放送事業者との関係(いわゆるクロスメディア所有規制)の在り方を含めて検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずること。

- 8 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

二 議案の修正議決理由

通信・放送分野におけるデジタル化の進展に対応した規制の整理・合理化を図ろうとする本案は、おおむね妥当なものと認めるが、日本放送協会の経営委員会の構成等に関する改正規定及びいわゆるクロスメディア所有規制に関する検討条項を削除するとともに、日本放送協会の役員欠格事由の在り方についての検討条項を規定する必要があると認め、別紙のとおり修正議決すべきものと決した。

平成二十二年十一月二十五日

総務委員長 原口 一博

衆議院議長 横路 孝弘殿

(別紙)

(小字及び―は修正)

(放送法の一部改正)

第一条 放送法(昭和二十五年法律第百三十二号)の一部を次のように改正する。

第十四条第二項中「を委員」の下に「又は会長」を加え、同条に次の一項を加える。

- 4 第一項第一号ロ、ハ(7)、タ(役員の報酬及び退職金の支給の基準並びに役員の服務に関する準則に限る。)及びレに掲げる事項に係る議決は、経営委員会の出席委員の過半数をもつて決する。可否同数のときは、委員長が決する。

第十五条第一項中「委員十二人」の下に「及び会長を加え、同条に次の一項を加える。

- 5 前項に規定する委員長の職務を代行する者の選任は、経営委員会の出席委員の過半数を

もつて決する。可否同数のときは、委員長が決する。

第十六条第三項第五号中「(任命の日以前一年間においてこれらに該当した者を含む。)」を削る。

第二十二條の二第四項を削り、同条第五項を同条第四項とする。

第二十三條の見出しを「(議決の方法)」に改め、同条第二項中「の外」を「のほか」に、「出席委員を」出席者」に改め、同条第三項を削る。

第二十三條の三に次の一項を加える。

4 前項の任命は、経営委員会の出席委員の過半数をもつて決する。可否同数のときは、委員長が決する。

第二十七條第四項中「あるのは「新聞社」を「あるのは、「新聞社」に改め、「十分の一以上を有する者」とあるのは「十分の一以上を有する者(任命の日以前一年間においてこれらに該当した者を含む。)」と、同項第七号中「役員」とあるのは「役員(任命の日以前一年間においてこれらに該当した者を含む。)」とを削る。

第二十九條第二項中「たえない」を「堪えない」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の会長又は監査委員の罷免は、経営委員会出席委員の過半数をもつて決する。可否同数のときは、委員長が決する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して九月

を超えない範囲内において政令で定める日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中放送法第十六條第三項第五号の改正規定、同法第二十七條第四項の改正規定及び同法第五十三條の十一の改正規定、第二條中電波法第九十九條の十二の改正規定並びに

第五條中電気通信事業法第四百七條第一項の改正規定並びに附則第三條及び第十三條〇及び第十四條第一項〇の規定 公布の日

二 第一条中放送法第十四條の改正規定、同法第十五條の改正規定、同法第二十二條の二の改正規定、同法第二十三條の改正規定、同法第二十三條の三の改正規定、同法第二十九條の改正規定、同法第五十二條の十三第一項第五号の改正規定、同法第五十二條の二十四第二項第四号の改正規定及び同法第五十二條の三十第二項第五号の改正規定並びに第三條の規定(前号に掲げる改正規定を除く。)並びに附則第十一條、第十二條、第二十七條、第三十五條及び第三十七條の規定 公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日

三 第一条の規定(前二号に掲げる改正規定を除く。)並びに第五條中電気通信事業法第三十四條の改正規定、同法第六十九條第四号の改正規定及び同法第九十一條第二号の改正規定並びに附則第十條第一項の規定 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

て政令で定める日
(準備行為)

第三條 第一条の規定による改正後の放送法第八條の三第二項の認可、同法第五十三條の十、第二條の規定による改正後の放送法(以下「新放送法」という。)第七十七條並びに第三條及び第四條の規定による改正後の電波法第九十九條の十一の規定による電波監理審議会に対する諮問、第五條の規定による改正後の電気通信事業法(以下「新電気通信事業法」という。)第六十九條の規定による同条の政令で定める審議会等に対する諮問並びにこれらに関し必要な手続その他の行為は、これらの規定の例により、この法律(附則第一條第二号及び第三号に掲げる規定については、当該各規定)の施行前においても行うことができる。

(検討)
第十四條 政府は、この法律の施行後一年を目途として、日本放送協会の役員に係る欠格事由の在り方について、新放送法第九十三條第一項第四号及び第二項に定める基幹放送の業務に係る認定の要件その他の表現の自由ができるだけ多くの者によつて享有されるようにするための制度の在り方について、放送の健全な発達を図り、国民にその効用をもたらすことを保障する観点から、新聞社、通信社その他のニュース又は情報の頒布を業とする事業者と新放送法第二十二條第三号に規定する基幹放送事業者との関係の在り方を含めて検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

2 政府は、この法律の施行後五年以内に、前項に定める事項のほか、この法律による改正後の規定の実施状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

高度テレビジョン放送施設整備促進臨時措置法の一部を改正する法律案

右
国会に提出する。

平成二十二年十月十三日

内閣総理大臣 菅 直人

高度テレビジョン放送施設整備促進臨時措置法の一部を改正する法律

高度テレビジョン放送施設整備促進臨時措置法(平成十一年法律第六十三号)の一部を次のように改正する。

附則第二條中「平成二十二年十二月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に改める。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

理 由

デジタルテレビジョン放送の送信設備等の整備を引き続き促進するため、高度テレビジョン放送施設整備促進臨時措置法の廃止期限(平成二十二年十二月三十一日)を延長する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

高度テレビジョン放送施設整備促進臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、デジタルテレビジョン放送の送信設備等の整備を引き続き促進するため、高度テレビジョン放送施設整備促進臨時措置法の廃止期限を延長しようとするもので、その内容は次のとおりである。

1 廃止期限の延長

高度テレビジョン放送施設整備促進臨時措置法の廃止期限を、平成二十七年三月三十一日まで延長すること。

2 施行期日

この法律は、公布の日から施行すること。

二 議案の可決理由

デジタルテレビジョン放送の送信設備等の整備を引き続き促進するため、高度テレビジョン放送施設整備促進臨時措置法の廃止期限を延長しようとする本案は、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した。

右報告する。

平成二十二年十一月二十五日

総務委員長 原口 一博

衆議院議長 横路 孝弘殿

明治三十五年三月三十日
第二種郵便物認可

発行所

〒一〇五―八四四五
東京都港区虎ノ門二丁目
二番四号
独立行政法人国立印刷局

電 話

03
(3587)
4294

定 価

本体 本号一部
三三〇円 三四五円